

經の約言にして、時間の経過をいふものなり。されば、卷六九三一に「月二異二日日雖見今耳二秋足目八方」ともいひ、卷十五三六五九に「安伎可是波比爾家爾布伎奴」などもいへるなり。この一句の意は朝にその青山の嶺に白雲の立つことの、日毎にあるの意なり。

○恒見杼毛 「ツネニミレドモ」とよむ。その白雲をも日毎に恒に見れどもといふなり。

○目頼四吾君 舊訓「メツラシワカキミ」とよみたるを考に「メヅラシワギミ」と改めたり。頼は和名鈔に都良一云保々」と注せり。さてこれも音調の上より考の説によるべし。そのめづらしきことの主格が「吾君」なるなればその友を親愛してうたはれたるなり。

○一首の意 朝毎に青山にたなびく白雲は日々恒に見れども飽かず珍らしきものなるが、これと同じ様にわが親愛する君は常に見れども、いつも愉快にめづらしきよとなり。

山部宿禰赤人詠故太政大臣藤原家之山池歌一首

○山部宿禰赤人 上に出でたり。

○故太政大臣 「太」の字流布本「大」に作る。多くの古寫本によりて改む。ここに太政大臣といへるは誰なるか。藤原奈良の二朝通じて生前太政大臣たりし人は高市皇子、道鏡の二人に止まる。而してここにいへるはこの二人にあらざるは疑なし。これは恐らくは藤原不比等が贈太政大臣たりしをさせるものなるべし。不比等は鎌足の二男にして、元明天皇の慶雲五年に右大臣に任ぜられ、元正天皇の養老二年より太政官の首班たりしが、養老四年八月に薨じ十

に正一位太政大臣を贈られたるなり。されば、これも「故贈太政大臣」と書くを正しとすべきに似たり。然れども本集卷十九四二三五の詞書にも「太政大臣藤原家之縣犬養命婦奉天皇歌」とあり、又續日本紀天平二年九月の條に「祭」故太政大臣藤原朝臣墓」とあり、天平寶字四年八月の勅には「先朝太政大臣藤原朝臣」とあり。されば、贈字を加へずしてかく用ゐしことその當時の例なりしなり。これを以てこれを藤原不比等と推定する説に従ふ。

○藤原家 これは上に引ける卷十九の詞書にもあるが、藤原氏といふに大差なきものにしてその人の諱を書くを憚りて某家とのみいへるにて尊敬の意をあらはせるなり。後世菅原道眞をば、菅家とのみいふも同じ意なり。

○詠：山池歌 山池は南齊書劉峻傳に「車駕數幸峻宅、宅盛治山池、造甕臚」とある如く、樂山と池との義にして畢竟造り山水をさすなり。その山池を詠めてよめる歌なり。

昔者之舊堤者、年深池之激爾、水草生家里。

○昔者之 舊訓「イニシヘノ」とよめり。童蒙抄は「者」を「見」の誤として玉の小琴は「者」を「省」の誤として略解は「看」の誤として同じく「ムカシミシ」とよむべしとよべり。攷證はこれを誤ならずして「文字を添もし略きもして書る事集中のつねにて者の字を添てかける也」といひたり。この攷證の説は誤とは云ひ難けれど、そが本集の書き振の一として添へたりとするは不徹底なり。元來この「昔者」の熟字は支那傳來のものなり。易說卦傳に「昔者聖人之作易也、幽贊於神明而生

著といひ、その他詩經、孟子等に屢見る所なり。近くは孝經の序に「昔者明王之以孝治天下也」ともあり。本集にては既に上「三一」に「昔者社難波居中跡所言奚米」とあり。今ここに至りて遽かに誤字説を主張する諸家の學者的態度に疑を挾むべきものなり。かくて舊訓のまゝにて差支なきなり。

○舊堤者「フルキツ、ミハ」とよむ。主人なくて舊宅となりたるその園の池について舊き堤といへるなり。

○年深 舊訓「トシフカキ」とよめり。されど、かくよむ時は「年深き池」の意となるべきものにして意をなさず。古義及び攷證は「トシフカミ」とよみたるが、古今六帖にこの歌を引けるにもしかよめり。これをよしとす。年を経ることの多きを深しといへるなり。卷四「六一九」に「年深長四云者」卷六「一〇四二」に「二松幾代可經流吹風乃聲之清者年深香聞」卷十九「四一五九」に「根乎延而年深有之」などその例なり。

○池之激爾「イケノナギサニ」とよむ。「激」は正しくは「激」にしてこの「激」字は文選西征賦の注に「波際也」とあり、日本紀に神の御名に「波激」とかけるを古事記に「波限」と書きて自注に「訓波限云那藝佐」とあり。而して「ナギサ」の語は和名鈔に「韓詩注一溢一否曰渚昌與反和名奈岐佐」とあり。波のよせてはかへすその際をいふなり。

○水草「ミクサ」とよむ。この語の假名書の例は本集に見えねど、古今集大歌所歌に「我門の板井の清水里遠み人しくまねばみくさおひにけり」とあり。「ミクサ」は水邊に生ふる草をいふ。

○生家里「オヒニケリ」とよむ。この語の例は卷二の「一八一」に「御立爲之島之荒磯乎今見者不生有之草生爾來鴨」あり。

○一首の意 古の舊き堤は年經たること久しくして、池のなぎさに水草生ひて荒れはてたるよといふなり。諸家卷二「一八一」にこれを同じ類なりといへるが、この歌は名高き赤人の詠なれど、名も無き舍人の彼の詠よりは劣れりとす。

大伴坂上郎女祭神歌一首并短歌

○大伴坂上郎女 この人の事は卷四「大伴郎女和歌四首」五二五—五二八の左注に

右郎女者佐保大納言卿之女也。初嫁一品穗積皇子被寵無儔。而皇子薨之後時、藤原鷹大夫

嫂之郎女焉。郎女家於坂上里。仍族氏號曰坂上郎女也。

といひ、又七五九の左注には

右田村大嬢坂上女嬢并是右大辨大伴宿奈麻呂卿之女也。卿居田村里號曰田村大嬢。但妹

坂上大嬢者母居坂上里。仍曰坂上大嬢云々

とあり。これらによりて見れば、この人は佐保大納言大伴宿禰安麻呂の女にして、旅人の妹、家持の叔母にして、又その姑たり。而して初め、一品穗積親王にめされ、皇子薨じ賜ひて後藤原朝臣麻呂の妻となり、幾程もなく麻呂薨ぜしかば、大伴宿禰宿奈麻呂に再嫁して坂上大嬢家持妻、坂上二嬢(駿河麻呂妻)を生めり。この人坂上里に家造りて居たる故に坂上郎女と呼ばれたり。

集中の女流歌人として著しき人なり。

○祭神歌 「カミヲマツルウタ」とよむ。この神は大伴氏祖神なり。なほその由は左注あれば、そこにいていふべし。

○并短歌 「短歌」多くの古寫本小字にせり。

久堅之、天原從、生來、神之命、奥山乃、賢木之枝爾、白香付、木縣取付、而、齊戶乎、忌穿居、竹玉乎、繁爾貫垂、十六自物、膝折伏、手弱女之、押日取懸、如此谷裳、吾者、祈奈牟、君爾不相可聞。

○久堅之 「ヒサカタノ」とよむ。天、日月などの枕詞とすること人の知れる所なるが、その語の義は古來諸説紛々として定まらざれど、瓠形なりといふ古來の説を穩かなりとす。これはもとの枕詞とせしが次第に擴張せられたるなり。

○天原從 舊本「アマノハラヨリ」とよめり。「天原」は「天」をさす。これはその祖神の高天原より生れつぎ來れる由をいはむとの料なり。大伴氏の祖神は古事記上卷天孫降臨の際に供奉せる神に天忍日命ありて、それに注して曰はく「故其天忍日命連此者大伴」と見えたり。

○生來 舊本「アレキタル」とよめり。古寫本には「ムマレクル」とよめるもあり。童蒙抄は「ウマレコシ」とし、楓落葉には「アレコシ」とよめり。「生」は「ウマレ」とも「アレ」ともよむべきが、この下に「神」と

あれば「ウマレ」とよまむは當らず、「アレ」とよむべし。「來」は「キタル」とも「コシ」ともよまるべきが、「コシ」とよむ人は「キタル」を「キタリ」の訛にして後世の語なりと思へるやうなれど、然らず。これは「キイタル」の約にして、俗語にはあらず。「アレ」の二言につゞきて「キタル」と三音によむをよしとす。「アレ」は卷一「一九」に「阿禮座師神之盡」卷六「一〇四七」に「阿禮將座御子之嗣繼」などいふ語にて見る如く現るゝ義なり。祖神の神代より現れて今に傳はり來れるとなり。

○神之命 舊本「カミノミコトハ」とよみ、代匠記には「カミノミコトヲ」とよみ、考に「カミノミコト」とよめり。ここに「命」とのみありて助詞なきが、集中の例として必要あらば、加へよむをうべし。然るに「ハ」といふ時はその下に之に對する或る種の陳述を要求し、「チ」といふ時は又その下にこれに對する動詞存すべきに、さる詞なし。ここは神の命よと呼び掛くるものなれば、「カミノミコト」とよびかけの格によるをよしとす。「みこと」は「御事」といふ事にて敬稱語なり。

○奥山乃 「オクヤマノ」とよむ。卷十四「三四六七」に「於久夜麻能眞木能伊多度乎」とあり。人の多く到らぬ深山をいふ。

○賢木之枝爾 「サカキノエダニ」なり。楓落葉に「サカキガエタ」とよめり。いづれにてもあるべし。「サカキ」は新撰字鏡に「杜宇、榊、椴」の三字又「龍眼」に「佐加木」の注あり。本草和名にも「龍眼」に「和名佐加岐乃美」の注あり。和名鈔にはその祭祀具に「龍眼木佐賀岐」あり、木類に「日本紀私記」云「天香山之眞坂樹佐加木漢語抄榊字本朝式用賢木二字本草云龍眼一名益智佐賀岐乃美」とあり。この「サカキ」といふ樹のこと、如何なる樹なるか種々の説あり。久老は古のさかきは櫛な

る由いへり。奥山の賢木といふは人跡到らぬ様なる清き地に生ひたる賢木といひて清淨なる由を言外にあらはせるなり。

○白香附 舊本「シラカツク」とあり。考には「シラカツク」といへり。これと同じ趣なるは卷十二「二九六」に「白香付木綿者花物事社者何時之眞坂毛常不所忘」又卷十九「四二六五」に「四舶早還來等白香著朕裳裾爾鎮而將待」とあり。本居太平の説に「集中三所にありて皆白香とのみ書て白髪とは書る所なし。されば白髪之意にはあらで白紙のことなるべし。奈良の頃より木綿に取そへて白紙をも切かけて付たりけん。されば白紙を添付る木綿といふ意にて白香付木綿とはいふなるべし。さて卷十九に「白香著朕裳裾爾鎮而將待」とあるは木綿にはあらでたゞ白紙なるべし。白紙をシラカといふは白髪をシラガといふ例に同じ」といへり。これにつき近藤芳樹の案に曰はく「シラカの説はかくの如くなるべし。されども木綿に取そへて白紙をも切かけて付たりけんといへるはいかゞあらむ。當時にては白紙をやがて木綿となして取付たるにて白紙と木綿と二種にはあらざりけらし。されば白紙が即木綿なり。故に白香付を木綿の枕詞としたるものなれば、白紙と木綿と別物にはあらざるとしるべし」といへり。按ずるにこの説正しきか否か斷言すべからねど他に考なければ姑く之に従ふ。ここに多少参考とすべきは古髪置の式には白髪といふものあり。これは苧にて白髪に准ぜしものなり。さて「付はツクかツクかツケか」といふに、卷十九なるは實につけさせたまふ由の語なれば「ツク」なるべきが、ここは枕詞の格なれば終止形にて「ツク」とよむべし。六人部是香の説に「ツク」として枕

詞にあらずとしたるが、さる時は白香は木綿の外のもの紙も木綿のかはりならざるべからず。これも考へがたし。

○木綿取付而 「綿」は「綿」の古字なればいづれにてもありぬべけれど、古寫本の多く、又無訓本に「綿」とあり。「ユフトリツケテ」なり。賢木の枝に木綿をとりつけてなり。木綿は既にいへる如く、穀木の纖維をとりたるものにて、之を紳にとりつけて神の幣帛とせしなり。之を紳にとりつくる事も古事記の上卷にあり。

○齊戸乎 「イハヒヘテ」とよむ。代匠記に「齋を齋の誤とせり。然れども、「齋」齋は支那の古より通用せるものなれば、改むるに及ばず。「イハヒヘ」と假名書にせる例は卷十七「三九二七」に「久佐麻久良多妣由久吉美乎佐伎久安禮等伊波比倍須惠都安我登所能弊爾」卷二十四「三三一」に「伊波比倍乎等許敝爾須惠而」とあり。「齋をイハヒ」といふは日本紀卷二に「齋主神の名の注に「齋主此云伊幡毗」といひ、又神武卷に「朕親作顯齋」とある注に「顯齋此云于圖詩怡破毗」とあり。その「イハフ」といふ語は卷十四「三四六〇」に「爾布奈未爾和家世乎夜里低伊波布許能戸乎」卷十九「四二四〇」に「大舶爾眞梶繁貫此吾子乎韓國邊遣伊波敝神多智」又卷十五「三五八三」に「眞幸而伊毛我伊波伴伐於伎都奈美知敝爾多都等母佐波里安良米也母卷十五「三七七八」に「之路多倍乃阿我許呂毛且乎登里母知且伊波敝和我勢古多太爾安布未低爾」卷二十四「四四〇九」に「伊弊妣等乃伊波倍爾可安良牟多比良氣久布奈渥波之奴等於夜爾麻宇佐爾」卷十九「四三六三」に「梳毛見自屋中毛波可自久左麻久良多婢由久伎美乎伊波布等毛比低」卷二十四「四四〇二」に「知波夜布留賀美乃美佐賀爾怒佐

麻都里伊波負伊能知波卷十五三六五九に「安伎可是波比爾家爾布伎奴和伎毛故波伊都登加和禮乎伊波比麻都良牟三六三六に「伊敝妣等波可敝里波也許等伊波比之麻伊波比麻都良牟多妣由久和禮乎卷十三三二九二に「打蟬之命乎長有社等留吾者五十羽早將待卷十五三六八八に「伊敝妣等能伊波比麻多禰可」などあり。「イハフ」とは穢れを忌み、慎み清まはるをいふ。かくの如くにして、神に捧げつかへまつれる瓮をば忌瓮とはいへるなり。「へ」は日本紀仁賢卷に「瓮此云倍と見え、土焼の瓶の如きものなり。貞觀儀式大嘗の用度に「淡路國瓮廿口各五升」と見ゆ。これにてその太さの一斑を想像すべし。さてこれは神酒を供へて神を祭るに用ゐしならむ。

○忌穿居 「イハヒホリスエ」とよむ。「イハフ」は上にいひたる如し。「ホリスエ」は土を穿ちて掘り居るなり。ここにことさらに「ホリスエ」といへるは攷證に説ける如き事情による。曰はく「この物ことさらに穿居といへるはこれを今もたまたま土中より掘出たる見るに、口せばく、後まろくして、たゞに置ば、たふるゝ物なるは土を堀て居る料にて、たゞに置ときは必らず下に物をおきてそのうへに居るものと見えたり」といへり。今往々見るものもまことにかくの如きさましたり。さて神を祭るに「イハヒベをいひすゑし」とは、古事記中卷孝靈段に「於針間氷河之前居忌瓮而針間爲道口以言向吉備國也」とあり、又崇神段に「於丸邇坂居忌瓮而」とあり。「イハヒホリスエ」といへる例は卷十三三二八四に「齊戸乎石相穿居竹珠乎無間貫垂天地之神祇乎會吾祈又三二八八に「木綿手次肩荷取懸忌戸乎齊穿居玄黃之神祇二衣吾祈」と見ゆ。

○竹玉乎 「タカタマヲ」なり。この語は上にあげたる卷十三三二八四の外この卷四二〇に「吾屋

戸爾御諸乎立而枕邊爾齊戸乎居竹玉乎無間貫垂木綿手次可比奈爾懸而卷九一七九〇に「竹珠乎密貫垂齊戸爾木綿取四手而」とあり。「竹玉」を「タカダマ」といふは「タカムラ」「タカヤブ」「タカンナ」「タカムシロ」「タカバウキ」などの例の如し。この竹玉とは如何なるものかといふに、仙覺が抄に曰はく「陰陽家に祭の次第をとひ侍へりしかば、……たかたまといへるは我朝の祭の中に昔は竹を玉のやうにきざみて神供の中にかけてかされる事ありとなん申す。さてそれをばたかたまといひける歟、たけたまといひけるかと問侍りしかばたかたまと云と申侍りし也」といひたるが、楓落葉には眞淵の説として「賢木には木綿をとり付、籐竹には玉をぬきたれて神を祠れるなるべし」といへり。されど「竹に玉を云々」といふべきを「タカダマ」とはいふべくもあらず。攷證には仙覺抄の語をうけて「云々」とあるにて思ひ合すれば、まれ／＼古墳より掘出る玉に管玉といひて其色緑にて長は五六分ばかりにて管の如くなる玉ありて、實に細き竹をふつ／＼と切たらんやうなるあり。これ古への竹玉にて其形の竹に似たるによりて竹玉とはいひけるなるべし。そをやがて實の竹を切て玉にかへて中古より神事に用ゐるを仙覺抄にはいへるなるべし」といへり。げにかゝる事なるべきが、琉球諸島には今も細き短き竹管を紐にとほして頸にかくる風ありといへり。これ即ちここに竹玉といへるものならむ。

○繁爾貫垂ノ舊本「シジニヌキタレ」とよめり。考には「シジニヌキタリ」とよめり。「垂リ」は古四段活用なりし故にかくよむをよしとす。このよみ方は卷十三三二八六に「竹珠呼之自二貫垂」とあるにてよむべく、その意は「無間貫垂」とかけるにて察すべし。「しじ」は繁きさまをいふ副詞と

見えたり。これ即ちかの五百津御統玉のさまにして之を奉りし古風と同じ精神に出づるものならむ。

○十六自物 「シシジモノ」とよむ。「十六は算術の九々によりてかけるものなり。卷二、一九九に「鹿自物伊波比伏管」卷三、二二九に「十六社者伊波比拜自鶉己曾伊波比回禮四時自物伊波比拜鶉成伊波比毛等保理」などにて見るべし。「鹿」にて「鹿の如し」の意とし、その語幹より物につづけて熟語の形としたるものにして鹿の如きさましてといふ如き意にて枕詞として下の「膝折伏」につづけたり。

○膝折伏 舊本「ヒザオリフセテ」とよみたるを考に「ヒザヲリフセ」とせり。一言足らねど、考のよみ方をよしとす。獸の膝を折りて伏す如く、人の神の御前に跪坐するさまをいへるなり。

○手弱女之 舊本「タヲヤメガ」とよめるを榎落葉には「タヲヤメノ」とよみたり。「タヲヤメ」といふ語は和名鈔に見ゆれど、それより古きものには見えず。本集卷十五、三七五三に「多和也女能於毛非美多禮而」とあり。又古事記中倭建命の歌に「多和夜賀比那袁」とある「タヲヤメ」も同じ語なるべし。この字面は集中にも多きが古事記上卷に「我心清明故我所生之子得手弱女」とあり。「タヨヲ」の音のおきかへより生ずる語ならむ。さてここは作者が自身をさしていへるなり。「たわやめなるわれが」といふ程の意なり。「之は」ノ」とよまむ方「タヲヤメ」にふさはし。

○押日取懸 舊本「押日」を「アフヒ」とよみたれど、義をなさず。代匠記に「オスヒトリカケ」とよめるに従ふべし。「オスヒ」は服の名にて上古は男女共に衣の上に被ひ着たりしものと見ゆ。古事

記上卷八千矛神の歌に「多知賀遠母伊麻陀登加受而淤須比遠母伊麻陀登加泥婆と見え、中卷宮簀媛の歌に「和賀祁勢流意須比能須蘇爾都紀多多那牟余」とあるなど例少からず。太神宮儀式帳には「帛御意須比八端長各二丈五」とあり。さてここに取懸くとあるは、衣の上にかけて着る由をいへるならむが、何故にかくいへるかと考ふるに、止由氣宮儀式帳に「大物忌、無位神主岡成女：著明衣木綿手、次前垂懸而、天押比蒙而、洗手不干之而、二所大神乃朝大御饌夕大御饌乎、日別齋敬供奉」とあるに照せば、神に請ひ祈む時特に之を着たるものならむ。後世は絶えたれば、その制と用との委しきことを知らず。

○如此谷裳 「カクダニモ」とよむ。「谷」は助詞にかり用ゐたるなり。上の如く、神に祈る爲に種々の事をなしてといふなり。

○吾者祈奈牟 諸本「祈」を「折」とせり。訓は流布本「ワレハチラナム」とよみたれど、意通ぜざれば、もとより従ふべからず、神田本、細井本、活字無訓本に「祈」につくれるをよしとす。訓は代匠記の初稿には「コヒナム」とせるをよしとすべし。反歌には「吾波乞嘗」とあり。その意をば代匠記には「なむはのむなり。日本紀には叩頭とかきてものむとよみたれば、罪過を謝する心もあるなり。云々」といひたるより諸家皆是に従へり。按ずるに「コヒナム」の「ナム」は「ヌ」の未然形「ナ」より「ム」の分出せるものなるべきが、然る時は「コヒナム」は將來をかけて推測する意となりて不合理となる。されば、契沖の説の如く見るべきか、未だ確證を知らず。されど、他に明解なければ、姑くこれによる。「ム」といふ語の例は卷五、九〇四に「天神阿布藝許比乃美地祇布之而額拜」卷十七、四

○一に「神社爾底流鏡之都爾等里蘇倍己比能美底卷二十四四〇〇に「安米都知乃可未乎許比能美奈我久等曾於毛布」などあり。「祈をコフ」といふは類聚名義抄にも見えたり。

○君爾不相可聞 舊本「キミニアハジカモ」とよみたるが、楓落葉に「キミニアハヌカモ」とせり。これは反語をなすべきなれば、舊本のまゝなるべし。「ジ」より「カ」につづくる例卷五八〇〇に「斯可爾波阿羅慈迦卷十八四一〇七に「之可爾波安良司可」などあり。新考に曰はく、舊訓に「キミニアハジカモ」とよめるを久老は「アハヌカモ」に改めたり。げにワが命モツネニアラヌカ、雨モフラヌカなどと同格なる如く見ゆれど、よく思ふに、これらはみな相手につきたるはたらきにて「アラヌカ」は「アラナム」と譯してよく通ずれど、君ニアハヌカモは「アハナム」とは譯せられず。「アハナム」といふ意ならば、君ノとか、君モとか云はずばかなはじ。たとへば十卷に(三五五八)

あはずしてゆかばをしけむ、まくらがのこがこぐふねに伎美毛。安波奴可毛とあるを思ふべし。さればなほ舊訓のまゝに「アハジカモ」とよみて「アハザラムカマア」と譯し、其前にサテモナホなどいふ辭を補ひて聞くべしといへり。攷證には「この可聞は裏へ意のかへる意にて君にあはじかも、かくまでに祈禱ば君にあはざる事はあらじといふ意になる也」といへり。これ正しき解なり。君はその思ふ人なり。

○一首の意 神代より生れ來れるわが大伴の祖神よ。われは深山の清き榊の枝をとり來て、眞白の木綿を取りつけ、忌筥に神酒を湛へて穿り居ゑて奉り、竹玉を繁く貫きたれて奉り、膝折伏

せて拜み奉り、禮服を正しく着て、かくばかり祈り奉るなり。わがかく眞心こめて祈り奉る上は君にあはざることはあらじと思ふ。

反詔

(三八〇)

木綿疊、手取持而、如此谷母、吾波乞嘗、君爾不相鴨。

○木綿疊「ユフダ、ミ」とよむ。卷六天平八年同じ人のよめる歌「一〇一七に「木綿疊手向乃山乎今日越而」とも見ゆ。木綿の長きを重ねたゝみたるものをいふ。蓋し切りて重ねしならむ。それを手にとり持ちて神に奉るなり。

○吾波乞嘗「ワレハコヒナム」なり。「嘗は「ナム」といふ語の音をかりたるなり。

○一首の意 長歌にいへるを要約せるにて明かなり。

右歌者以天平五年冬十一月供祭大伴氏神之時聊作此詔故曰祭神歌。

○天平五年冬十一月 毎年十一月に祖神を祭るは古の風なりしならむ。類聚三代格に載する寛平七年十二月三日の太政官符に「又諸人氏神多在畿内、毎年二月四月十一月何廢先祖之常祀云々」とあり、又神宮雜例集に「二月中申日外宮禰宜氏神祭、禰宜中堪事申詔刀。四月上申日中臣氏神祭、官司當社神主奉仕之祭、用途司中勤之、饗膳無使之時、同司中勤之。十一月上申日中臣氏神祭、如四月、中西日外宮禰宜氏神祭儀式同二月」とあり。これによれば、一年二回に氏神祭あり

て、春二月又は夏四月に冬は必ず十一月に、神の祭を奉仕せしなり。されば、春日神社の祭、大原野神社の祭の春二月、冬十一月に規定せられたるも、平野神社の祭を夏四月、冬十一月に規定せられたるも、それらが、それらの氏の神なればなり。而して上は二月、四月と往々月を異にすれど、下は必ず十一月なりしは、この十一月の祭が、ことに重んぜられしにや。十一月の氏神祭の例は拾芥記に延徳元年十一月十八日壬申に菅原和長、爲學等の氏神祭を奉仕せし事を記し、又平田篤胤の玉手繼には薩摩國にては十一月には必氏神祭とて家々に祭る習ひ也とぞといひて、その仕法の大略を記せり。さればこの左注の記事は明かにその事實を告ぐるものといふべし。攷證に如何なる由にて祭れるかと疑へるは古の祭祀の常例を知らぬよりの言なり。

○供祭大伴氏神之時 大伴氏の祖神は上にいひたる如く、天忍日命なるが、氏神の祭はその祖神を祭れる神社ありて、氏人がそこに詣でて祭祀を營む例なり。大伴氏の氏神は何處にありしか。延喜式神名帳山城國葛野郡に「伴氏神社大月次新嘗」とあり。大伴氏は淳和天皇の御名大伴と申し奉るによりて伴氏と改められたれば、この伴氏神社即ち大伴氏の氏神の社たることは明かなり。然るに、續日本紀に「承和元年正月山城國葛野郡上林郷地、方一町賜伴宿禰等爲祭氏神處」と見ゆれば、この伴氏神社は承和元年に他より移して奉祀せしなり。蓋し、その社が山城京より隔りてありしが爲に、京近くに營みしものか。然らば、この歌をよみし頃の、大伴氏の氏神は山城にあらざして他にありしならむ。この時より後の事なれど、三代實錄貞觀十五年十二月廿日に「授河内國正六位上天押日命神從五位下」とあれば、その河内國なるが、古來より

の大伴氏の氏神なりしならむ。この神の社は本居宣長の説に志紀郡の伴林神社なりといへり。而して、この神社以外にそれとおぼしき社なし。恐らくはその山城國に移轉せし後、専ら大伴氏の族林宿禰の氏神として奉仕することとなりしならむか。河内國には中臣氏の族類の神、物部氏の祭れる神等多きを以て見れば、大伴氏の祖神も古はこの國に祭りしならむか。

○聊作此謠故曰祭神歌 この歌は祭にあたりて或人に逢はむことを乞へる事をうたへるが、その人は誰にして、如何なる由ありてよめるか。定めて、一族の間に然るべき事情ありての事ならむが、今詳かにするを得ざるなり。

筑紫娘子贈行旅歌一首

○筑紫娘子 「ツクシヲトメ」とよむべきか。これは如何なる人なるか。西本願寺本、細井本、濫故堂本、大矢本、京都大學本等には題詞の下に小字にて「娘子字曰兒島」とあり。この「兒島」といふ女は卷六に天平二年、冬十二月、太宰帥大伴卿上京時、娘子作歌二首〔九六五、九六六〕ありて、その左注の中に「于時送卿府吏之中有遊行女婦其字曰兒島也。於是娘子傷此易別、嘆彼難會、拭涕自吟振袖之歌」とあり。

○贈行旅歌 「行旅」は「タビビト」とよむべし。孟子梁惠王篇に曰はく「商賈皆欲藏於王之市、行旅皆欲出於王之塗」と。これは如何なる人をさしたるか明かならぬなり。この娘子、若し上の注の如く兒島ならば所謂遊行女婦なれば、種々の旅客に應接せしならむを以てなり。

(三八一)

思家登情進莫風候好爲而伊麻世荒其路

○思家登 舊訓「イヘオモフト」とよみ、考は「イヘモフト」とよめり。然るに、卷二十四〇〇〇に「伊弊於毛布等伊乎禰受乎禮婆」とわざと六音によめるもあれば、いづれとも定めがたし。「とは」とての意にてその家なる妻子を思ふとての意なり。

○情進莫 舊訓「ココロススムナ」とよみたり。代匠記には情進を第十六志賀海人荒雄をよめる歌にさかしらと讀たれば、此もさかしらするなともよむべし。機取などをもとくを云べし。今の點にてもよしといへり。考はさかしらなせそとよめり。古義等は又舊訓によれり。卷十六なるは情進兩行之荒雄良奥爾袖振(三八六〇)と書きたれば、サカシラニとよむべきさまなり。されど、この卷のは契沖もいへる如く、ココロススムナとよみて不可なく見ゆ。心すすむとははやりて、熱慮せず、に事を行ふことをいふにあるべくして、さかしらとは同一にいふべからず。情すすむといふ語は本集には他に例なければ、卷四五五七の「大船乎撈乃進爾磐爾觸覆者覆」卷九一八〇〇の「益荒夫乃去能進爾此間偃有」などの「進」はその事の中庸を過ぎたるをいへるなれば、心すすむも、その中庸を過ぎたるをいふものとして、さかしらといふ語を用るむよりはまされりとすべし。されば、今舊訓による。以上一段落なり。

○風候 流布本「候」を「俟」として、カゼマチテとよめり。然れども、下の句「ヨクシテイマセ」なれば語のつづき穩かならず。すべての古寫本及び活字素本「候」に作るを見れば、俟は活字附訓本の誤植に基づくこと明かなり。よみ方は考、槻落葉に「カゼマモリ」とせり。この語の例は卷七一三九〇に「淡海乃海浪恐登風守年者也」將經去撈者無二又一四〇〇に「島傳足速乃小船風守年者也」經南相常齒無二とあり。日本紀雄略卷七年の條に「集聚百濟所貢今來才伎於大島中託稱候風淹留數月」とある「候風」もこのこと同じ語なるが、それは古來「ガゼサムラフ」とよめり、この「サムラフ」は正しく「サモラフ」といふべきものにして、「モラフ」に「サ」のつけるもの、その「モラフ」は「モル」を波行四段に再び活用せしめたるものなり。本集卷七一七一に「大御舟竟而佐守布高島之」卷二十四三九八に「安佐奈藝爾倍牟氣許我牟等佐毛良布等和我乎流等伎爾」とあるもこれなり。これは古の船を進むるは帆と、鱗とによるものなれば、順風によらざるべからざるが故に、その風をうかがふなり。これ古來港の側に日和山と名づくる地の少からぬ理由なり。

○好爲而伊麻世 「ヨクシテイマセ」なり。風守を十分に、眞によき潮時を見て船出したまへといふ意なり。「伊麻世」は「坐せ」なるが、行き賜へといふ意の敬語に用るたるなり。以上又一段落なり。

○荒其路 「アラキノノミチ」とよむ。君のゆきたまふ航海は荒き路なりといふをば、喚體の句としていへるにて、卷四五六七に「周防在磐國山乎將超日者手向好爲與荒其道」とあると趣同じ。これは、その路は困難多き旅路なれば、十分に注意したまへといへる意をこの一句の喚體なるにて示せるが爲に、その力強く感ぜらるるなり。

○一首の意 この歌先づ三段落なるがめづらしとすべし。しかも第二段、第三段と力強くせま

れる語調をもちゐて、よくその情をあらはせり。第一段は、故郷に早くかへりたしと思ふことは誰とても同じ事なるべけれど、心はやりて、極端なることしたまふなといひ、第二段はよく風や日和を見定めて、十分に安心しうる時になりてはじめて舟出したまへといひ、第三段は君が行き賜ふべき路は危険多き航路なるよといひて、くれぐれも十分に注意したまへといへるなり。これは、その筑紫より出發する際の事のみならず、道中もくれぐれ心せきてはやまりあやまちしたまふなと注意せしものと考へらる。歌としてよき歌なり。

登筑波岳丹比真人國人作歌一首并短歌

○登筑波岳 歌に筑波乃山とあれば、ツクバヤマニノボリテとよむべし。この山は常陸國筑波郡にあり、さまで高からねど、坂東平野の中に屹立して著しき山なれば、古來富士筑波と並び稱へられし山なり。この山の事は古事記の日本武尊の御歌にも見え、又常陸國風土記にもせたり。委しきはここに説くべきまでもなければ略す。

○丹比真人國人 丹比真人は卷二二二二六の作者にあれど、そこには「名闕」と注したれば、如何なる人か明かならず。新撰姓氏録には「多治比真人、宣化天皇皇子賀美惠波王之後也」と見え、日本紀には宣化天皇の皇子上殖葉皇子をば、丹比公の先祖とし、この丹比公は天武天皇の十三年に真人を賜へるなり。この一族には文武天皇の朝の左大臣多治比真人島といふ名高き人あれど、この國人といふ人の父祖は詳かならず。されど、この人の名は史に散見す。續紀、天平八年正

月に授正六位上丹治比真人國人授從五位下」と見ゆるをはじめ、天平十年閏七月には民部少輔となり、天平勝寶三年正月には從四位下に叙せられ、天平寶字二年六月には攝津大夫となり、七月には遠江守丹治比國人を伊豆國に配流せらるる由見えたり。ここに筑波山に登れるは史に見えねど、常陸國司として赴任せしか、又は民部省の官使として巡檢せしかの場合に在りし事ならむか。

雞之鳴、東國爾高山者、左波爾雖有、明神之貴山乃、儕立乃、見杲石山跡、神代從人之言、嗣國見爲、筑羽乃山矣、冬木成時、敷時跡、不見而往者、益而戀石見、雪消爲、山道尙矣、名積叙吾來並二。

○雞之鳴 「トリガナク」とよむこと異論なし。「アヅマ」の枕詞とすること卷二二一九九に「鳥之鳴、吾妻之國」とある所にいへり。
○東國爾 「アヅマノクニニ」とよむこと異論なし。東國も上にいへるにおなじ。ここは阪東をさせること著し。

○高山者 「タカヤマハ」とよむ。高山はただ高き山をさす。
○左波爾雖有 「サハニアレドモ」とよむ。卷一三六に「國者思毛澤二雖有」この卷三二二二に「湯者霜左波爾雖在」の下にいへる如く、「サハ」は物の多きをいふ。これは東國に山は多くあれどもとい

ふなり。

○明神之 舊訓「アキツカミノ」とよみたるを童蒙抄は「明」を「朋」の誤として「トモガミノ」とよみ、考も「朋」の誤として「フタガミノ」とせり。然るに、いづれの本にもここに異字ある本なし。かくて誤字なしとして文字のままによまば「アキツカミノ」とよむ外あるべからざるに、かくよみては現し世の神にます天皇をさし奉ることとして、事實に合せず。今假りに誤字説をゆるして「朋」字とする時は如何といふに、「朋」字はもと、兩の貝をいふこと漢書食貨志の蘇林の注に見え詩の爾風七月「朋酒斯饗」とある「朋」酒は古來「フタモタヒノサケ」とよめるが、「朋」に注して「兩樽曰朋」といへるが「フタモタヒ」とよめる根據なりとす。今これに準ずれば「朋」神を「フタカミ」とよまむこと不可なかるべく思はる。而して筑波山は誰人も知る如く、男體女體の二峰東西に相比びて二上といふにふさはしきものなるのみならず、卷九一七五三の歌に「男神」「女神」といひ、「二七六〇」に「男神」といへは今いふ男體山女體山といふ如くその山即ち神なれば男女雙びます神として「朋」神の文字もふさはしく思はる。この故に、この「朋」神の文字は恐らくは正しき字面なるべく思はるるものなりとす。

○貴山乃 舊訓「カシコヤマノ」とよみたり。されども「貴」を「カシコキ」とよむは無理なれば、童蒙抄に「タフトキヤマノ」とよめるに従ふべし。「タフトシ」とは卷二の「一六七」に「春花之貴在等」の下にいへる如く「フトシ」に「タ」の接頭辭を加へたるものなり。ここはその二神にてます貴き山といふなり。「の」は同じ趣の語を重ねいふに用ゐる助詞にして、この「貴き山」の以下の「み」がほし山

に重ねていふ用をなすなり。

○儕立乃 舊訓「トモタチノ」とよみたるが、細井本には「ナミタチノ」といふ訓をつけ、考も亦しかよませたり。按ずるに「トモタチノ」と訓むこと理由なしといふにあらねど、語雅馴ならず。「儕」の字は「耦也」と漢書揚雄傳の注にある如くなれば、「儕立」を「耦立」の意として並び立の語をとりて「ナミタチ」とよまむことは不可なかるべし。「ナミタチ」といふ語は他に例を見ず。されど、これに従ふをよしとすべし。卷九一七五三には「二並筑波乃山乎」といへり。この意をこの歌に四句に詳かに述べたりと見ゆ。

○見杲石山跡 「杲」字大矢本による。他の本はすべて「果」とせり。而して訓はいづれも「ミガホシヤマト」とせり。然るに「果」字にては「クワ」の音にして「カホ」となるべき根柢を缺くが故に大矢本に従ふべきか。さて「見」は「ミ」にして「石」は「シ」の假名に用ゐたること、この歌の「戀石見」卷六一〇二一に「繫卷裳湯石恐石」卷四七二九に「世人有者手二卷難石」などの例にて見るべきなり。「果」はもとより「杲」も「カホ」となることは音韻上、不合理なり。「杲」は韻鏡二十五轉上聲暗韻にして、古老切にして「カウ」の假名を用ゐるものなれば「カホ」となるべき理由なきが如し。然して、本集を見れば「朝杲」卷十二一〇「四朝杲朝露負吟雖云暮陰社吟益家禮」杲鳥「卷十一八二三」朝戸代爾來鳴杲鳥汝谷文君丹戀八時不終鳴「在杲石」卷六一〇五九「在杲石住吉里乃荒樂惜哭」杲「卷十六三七九一」已杲還氷見乍などいづれも「カホ」にあてたる例なり。ここに考ふべきは「カホ」といふ語を當時「カヲ」といふ音に訛りたるか、若くは「杲」が「カホ」といふ音に轉すべき理由ありしが故かとい

ふことなり。然るに、萬葉集中に類を假名書にせるにはすべて「カホ」とのみありて、「カヲ」とかけるもの一も存することなし。然らば、これは國語の音のくづれたるものとはいふべからず。漢吳音徴には第二十五轉が唇内音なる故に「カヲ」を「カホ」に通用すといへり。果して然るか、これ亦未だ斷言すべからず。後の學者の周到なる研究に俟つべきなり。「ミガホシ」といふ語のことは上三二四の「山四見容之」といふ語の下にいへるが如く、みむことのほしく思はるるをいふ語なるが、これより直ちに體言につづく例は古事記下卷仁德卷の歌に「和賀美賀本斯久邇波」日本書紀顯宗卷の歌に「野麻登陸備瀨我保指母能波」卷十九四一六九に「眞珠乃見我保之御面」四一七〇に「白玉之見我保之君乎」などなり。これは「ミガホシ」といふ形容詞の語幹より直ちに體言につづけて熟語の如き形をなすものにして、くはし妻、さかしめ、むなし煙などいふと同じ語格なりとす。「とは」とての意なり。

○神代從人之言嗣 「カミヨヨリヒトノイヒツギ」とよむ。意明かなり。常陸國風土記にはこの山の神代よりの口碑を載せ、又「天筑波岳高秀于雲、最頂西峰崢嶸謂之雄神、不令登臨、但東峰四方盤石昇降、決屹其側、流泉冬夏不絶、自坂已東、諸國男女春花開時、秋葉黃節、相携駢圓、飲食齋齋、騎步登臨、遊樂栖遲云々」といへり。即ちここにいふことは誇大にせるにあらぬなり。「いひつぎ」は連用形にして次の言に重ね連ぬるなり。

○國見爲 「クニミスル」なり。「國見」の事は卷一「三三八」にいへり。筑波山は如何にも國見するによき地にして登りては關八州を一目に望むべきなり。卷九にもこの山にのぼりて國見せし

歌あり。(一七五三、一七五七)

○筑羽乃山矣 「ツクバノヤマヲ」なり。

○冬木成 「フユゴモリ」とよむべきこと卷一「一六」の下にいへり。ただ、卷一のは「春去來者」の枕詞とせるに、ここは然らずして次の「トキジク時」につづけり。然らば、これは枕詞にあらずして實際の事をうたへるか。ここに疑問あり。この故に契沖は「冬木成の下には今按句を落せり。私に補なはゞ春去來跡白雪乃と云べし」といひ、童蒙抄も語を指定せねど、落せる句ありとし、楓落葉には「春爾波雖有零雪能」の二句を補へり。かくて諸家多少の異同はあれど、多くは二句の脱落ありとせり。ただ考は「ここは冠辭にはあらず、冬木盛節にて高山に登るべきにあらずといふなり」といひ、略解註疏これによれり。今按ずるに、いづれの本にもこのままの姿にありて、ここに誤脱あることを證すべきもの一もなし。然るときは脱落ありとする説は必ずしも従ふべからず。惟ふにここに誤脱ありとする説は「冬木成が必ず「春」といふ語の枕詞なりと考ふることと、下の「時敷時」の解釋とより導かれたるものと思はるるが、下の句は次にゆづり、この「冬木成」の語を考ふるに、これが枕詞としては如何にも「春去來者」「春部」「春」などを導きてあり。されど、ここに脱落なきものとせば、さる意に説くを得ざれば、實際の事をうたへるものと釋すべきなり。然る時は考の説の如くに冬木もる時節の意に説く外はあるまじ。さてかく一旦考定して次の句にゆきて論ずべし。

○時敷時跡 舊訓「トコシクトキト」とよめり。

萬葉集講義卷第三(三八二)

からず。代匠記は幽齋本に「トキジクトキト」とよめるをよしとして、それによりたるより近頃まで諸家多くこれに従へり。然れども、これは「トキジク」といふ語が動詞にして四段活用なる場合には是認せらるべきものなれど、然らざる時には是認せらるべくもあらざるなり。然るにこの語は形容詞なること否定すべきものにあらねば、これをよまむには「トキジクトキ」とよまざるべからぬものなり。されば、これがよみ方は新考などの改めたるよみ方に従ふべきものなりとす。さてかくよみ方を定めて、その解釋にうつらむが、これ亦諸家必ずしも一定ならざるが、代匠記は「時じくは非時とかげば高山は春も猶時ならぬ雪のふればなり」といひ、考の説はそれと異なること上にいへるが如し。而してこの句の解釋は大體上述の二の説の範圍を出でぬものなり。要するに「時じく」が時ならぬ意なるには異論なければ、その時ならぬをば、雪のふることにかくると然らざるとの點にて差異を起せるなり。然るに、この句は「時じき時」と見ずていなば」とありて、下に直接に雪に關する語を見ざるなり。これによりて上に脱落ありとして「雪」の事を補ふ説も生じたるならむが、それはそれらの人の自說辯護の爲に案出せるものに止まれり。然らば雪の事にあらぬものとせば如何といふに、高山に登るべき節にあらぬ意に説くより外に方法なかるべし。然れども考のは甚だ漠然たり。元來この山に登臨することは既にいひけるが如くに、常陸國風土記に「自坂已東諸國男女春花開時秋葉黃節相携へて登臨せしものにして、その登山に一定の時節ありしことは明かなり。又本集卷九に「登筑波嶺爲耀歌會日作歌」一七五九を見れば、ここに耀歌會を催せる事もありしなり。なほ卷九には

「登筑波山詠月歌」一七一〇あり、又「一七五七」一七五八の登筑波山歌は秋時登臨せし時の歌なり。これらの例はかの風土記の記事を裏書する事實なるなり。ただ「檢稅使大伴卿登筑波山時歌」(一七五三、一七五四)は夏の登山なりしことを示す。されど、これには「春見麻之從者夏草之茂者雖在今日之樂者」とよめるを見れば、これも臨時の登山なりしこと明かなるのみならず、「男神毛許賜女神毛千羽日給而云々」といへるを見れば、この山に登臨するを得るは神の許すによるといふ思想のありしなり。これこの山に限らず、古くは山自身を神としたるが故に、その許されたる時以外には濫りに登るべからざるなり。これ今も各名山に山開きといふ行事の存する所以ならむ。而して、臨時の登山も神の許を乞ひしものならむと考ふべきことなり。かくの如く考へてみれば、この句の意も略解しうべきが如し。即ち筑波山に上るには一定の時期ありて、普通春秋の好時節を擇ぶものにして、又耀歌會などもこの山にて催したるが故に、さる時に人々相携へて上るが例なりしならむ。然れども、遠來の珍客など、在る時には例外として臨時に登山をなしうるやうに取計ひし事もありしならむ。かく考ふれば、かの檢稅使大伴卿の登山も時じくの登山なりしならむ。丹比連國人も亦偶この國に至れるなれば、例規の時にあらねど、例外として登臨の取扱をせしならむ。かくて「時じき時」と見ずていなば」といふ語の意適切なる如く思はる。然らば、この「時じき時」は雪には關係なきものにして、雪に關係なしとする方かへりて意義深き事となる。かくして、上の「冬木成も枕詞にあらずして、實際の冬の草木凋落の時節をさし、さる時節なれば登山の時にあらずといへる意にとるべし。「時」とは「時なり

といひてといふにおなじ。

○不見而往者 舊訓「ミズテイナバ」とよめるを槻落葉に「ミズテユカバ」と改めたり。されど「ユク」は今の「アリク」といふ意なるものなれば「イナバ」の方よき筈なれば舊訓によるべし。

○益而戀石見 「石」は「シ」の假名なり。「戀石」は「一五三」「二七〇」にいへる如く「コホシ」とよむべく「コホシ」は戀しと思ふ心を起すことをいふ。登山せむと思ふ時に登山せずして、そのままにして歸り往なば、今目前に見てあるよりは一層戀しく思はむといふ意なり。

○雪消爲 「ユキゲスル」とよめり。「雪消」を「ユキゲ」とよむは「ユキキエ」の約まれるなり。本集にはかくよむべく假名書にせるものなし。されど「卷十一」「一八三九」の「惠具探跡雪消之水爾裳裾所沾」卷十八「四一〇六」の「南吹雪消益而射水河流水沫能」などかくよむをよしとするなり。攷證に曰はく「ここに雪消とあるにてこの歌は正月の末より二月ごろの歌なる事しらる。雪消は皆春にのみ詠り」とあり。大體かゝる事なれど、雪消を必ず春とするは後世の規定なり。必ずしも春に限るべからず。又曆の上にて春なりといふとも、この山に登臨する時は春の花さく頃といふ事なれば、春の末頃なるべく、初春の雪消のする頃は登山の期にあらざるべく、又さる時を大らかに冬木成といひても不可なき筈なり。後世の規定を以て萬葉集を律すべからず。

○山道尙矣 「ヤマミチスラチ」とよむ。「尙」は「スラ」に「矣」は「チ」にあたるものにして「尙」を「スラ」とよむことは「卷二」「一九四」に「多田名附柔膚尙乎劍刀於身副不寢者」の下にいへる如く本集には例少からず。「スラチ」と假名書にせる例は「卷五」「八九二」に「寒夜須良乎」卷九「一六九八」に「家人春雨須良乎」

間使爾爲ミツカニなどあることも既にいへり。「すらは」一事をあげて他を類推せしむる意をあらはす助詞にして、その登山の困難なる事を證せむとて雪消する山道をあげて他を類推せしめたるなり。

○名積叙吾來並二 「並」字神田本にあるが、宋にて消せり。諸他本「前」字とせり。而してよみ方は舊訓「ナツミソワクルニ」とよみて「前」字をよまず。代匠記に「前」を「並」の誤とし「並」を「シ」の音にあて「ナツミソワガコシ」とよみたるを童蒙抄に「ナヅミゾワレコシ」とよめり。按ずるに「前」はよみ方をしらず「並」は「二」を並ぶる意にて四の數を示せば「シ」とよむに適す。「並」を「シ」にあてたるはここ以外に例なければ「卷十三」「三三一一」に「早有者今二日許將有等會君者聞之二二勿戀吾妹」卷六「九〇七」に「萬代如是二二知三卷十三」「三二九八」に「縱惠八師二二火四吾妹」などあり。これらに準じて「並」を「シ」とよむと定むべし。「吾」は「ワガ」にても「ワレ」にても不可なきが如くなれど、その意せまれる意をあらはす方によりて「ワガコシ」とよむべし。「ナヅミコシ」といふ語は「卷二」「二一〇」に「石根左久見手名積來之」ありて「ナヅミ」はそこにいへる如く歩行になやむことをいへるなり。この山はさまで高きにあらねど、勾配急なれば夏の如き時にあらずとも登るに難儀するなり。これ「ナヅミ」といへることのよく當れる所なり。

○一首の意 坂東の國々には高き山は多くあり。されどもそが中にも男神女神の兩柱の神とます貴き山にして、又男體女體の二の峯の並び立ちて、形もすぐれて誰も好んで見る山なりと、神代の昔より今の現までも人々のいひ傳へ語りつぎて時々に登りて國見する筑波山をば今

は冬の草木凋落の時にして登山を許さるる時にあらずといひて、登り見ずしてこの地を去りなば、今思ふよりは一層戀ひしく慕ふ心も生ぜむと思ふが故に、雪の未だある頃にして登山の時にあらねど、われは折角の事なれば、登臨せむとて、雪消する難儀なる山道をさへもくるしみつつ登り來りしことよとなり。

反歌

(三八三)

筑羽根矣、四十耳見乍、有金手、雪消乃道矣、名積來有鴨。

○筑羽根矣 「ツクバネテ」なり。筑波山を「ツクバネ」とよむは平安朝時代の歌に多きが、本集にも「筑波根」卷八「一四九七」筑波禰「卷十四「三三五〇」この巻にもあり都久波尼「卷二十「四三六七」都久波禰「卷二十四「三六九」等の例あり。「ネ」は「峯」の本語にしてその「みね」は「ネ」に「み」を冠したるなり。その「ネ」峯」といふ語に名稱たる「ツクバ」を冠して一語とせること、「伊香保禰」卷十四「三四二一」安比豆禰「卷十四「三四二六」などの例なり。

○四十耳見乍 舊訓「ヨソニミナガラ」とよめるを代匠記に「ヨソノミミツツ」とよめり。舊訓も字面によれば必ずしも不可ならざる如くなれど、乍字は契沖がいへる如く、本集には「ナガラ」とよむことなく「ツツ」とよみならはせり。ことに「石乍見」卷二「一八五」打乍「卷四「七八四」などにて「乍がツツ」とよまれしこと明かなり。されば、契沖説をよしとして諸家皆これに従へり。「ヨソノミミツツ」と假名書にせる例は卷十九「四一六九」に「山乃多乎里爾立雲乎余曾能未見都道」あり。

又卷十七「三九七八」に「字乃花乃爾保弊流山乎余曾能未母布利佐氣見都々」なども旁證とすべし。「よそ」の「みみつ」といふにおなじきが、親しくその地に到らず、餘所のものとしてただ眺めつつといふ意なり。

○有金手 「アリカネテ」とよむ。「カネ」は難しとする意の動詞とすること今も然るが、本集には卷一「三〇」の「船麻知兼津」七「二」の「忘可禰津藻」以下例多し。

○雪消乃道矣 「ユキゲノミチチ」なり。意明かなり。

○名積來有鴨 舊訓「ナヅミクルカモ」とよみたるが、重蒙抄には「ナヅミキタルカモ」とよみ、考は「ナヅミタルカモ」とよみ、槻落葉は「ナヅミクルカモ」とよみたり。按ずるに「來有」の二字を「クル」とよむも「タル」とよむも道理なければ従ひがたし。「キタル」とよむは不可にあらねど、「ナヅミキタルカモ」は音あまりて調よろしからず。「ナヅミケルカモ」とよむべし。「來有」を「ケリケル」にあつるは集中にその例あり。卷十「二一一」に「公之使乃手折來有此秋芽子者」卷十二「三一二五」に「我門爾蓑笠不蒙而來有人哉誰」などこれなり。かくて後諸家このよみ方に従へり。されど、槻落葉「ここは過去によまでは叶はねば、今はけるとよみたり」といへる説明は必ずしも従ふべからず。かく所謂過去の「けるとせば、この用言の觀念内容は「ナヅミ」のみにして「來」の意なきこととなるべし。然る時は本歌に「ナヅミゾワガコシ」といへるに出であはず。ここはなほ「來」字の意あるべし。然らば、如何によむべきかといふに「ケル」にてよきなり。上の卷十二の例は「來有」にて「來たる」意を必然的にあらはせり。卷十の例も使の手折りて來れる意なるべければ同じと見

ゆ。されば「來有」を「ケル」とよみて、その意は今の語の「キタレル」と同じとすべし。「キタル」は「來至」なること既にいへり。それは「キタリ」とありと熟合して「キタレリ」となり、これは「キ」とありと熟合して「ケル」となれるなり。この考へ方は古義等も同じ。

○一首の意 長歌の末の方の意をくりかへせるものと見るべし。即ち坂東の名勝の地たる筑波山を外目に見てのみはありかねて、雪消する道を踏み難儀して登りたることかなとなり。

山部宿禰赤人歌一首

○山部宿禰赤人 上にいへり。

(三八四)

吾屋戸爾、韓藍種生之、雖干、不懲而亦毛、將蒔登曾念。

○吾屋戸爾 「ワガヤドニ」なり。「ヤド」の文字は屋の戸をさすに似たれど、この語には種々の意味あり。或は家の門なるあり。家の外即ち庭前なるあり。又單に家をさすに止まるあり。こゝは庭前をさすに似たり。かかる用ゐるさまなる所の本集にての例を求むれば卷六一〇四三「豫公來座武跡知麻世婆門爾屋戸爾毛珠敷益乎」を著しとす。而して又「屋前」とかける所少からぬが卷三四一〇四六四四六六四六九以下頗る多し、これらはその庭をさすこと著し。こゝはひろく家とのみ見ても通ずべけれど、なほ庭前の意とする方よからむ。

○韓藍 流布本「アラアキ」の訓あれども「ア」は「カ」の誤なること著し。さて又「韓」の字古葉略類聚鈔

と活字附訓本、寛永本には「韓」とすれど、その他の諸本いづれも「韓」とせり。いづれにても「からあ」とよまむに不可ならねど、「韓藍」の文字をよしとすべし。卷七一三六二に「秋去者影毛將爲跡吾蒔之韓藍之花乎誰採家牟卷十二二七八」に「三苑圃能辛藍花之色出來」卷十一「二七八四」に「三苑原之鷄冠草花乃色二出目八方」をばいづれも「カラアキ」とよみ來れり。これは本草和名に「鷄冠草和名加良阿爲」とあれば卷十一のよみ方は正しきこととなり、從ひて「カラアキ」即ち鷄冠草なりといふこととなるべし。然るに萬葉考にこれを紅花と解してより、楓落葉略解等これに從ひ玉勝間にまたこれを論ぜり。然れども鷄冠草の字面とその訓とによりて紅花ならぬことは明かなり。「色に出づ」といひ「秋」といひ「うつし」とあるにて紅花にあらぬをしるべし。この事は攷證に委しく論ずる所にてその上の言を費す必要なきまで明かなり。これのよみ方古義に「カラキ」とよみたれど、本草和名に「カラアキ」とあればそれによるべきものなり。この鷄冠草は今いふ鷄頭花のことなりといふことは本草家の認むる所なるが、これは本邦産のものにあらずれば、舶來珍奇の植物として當時庭前にうゑしなるべし。なほこれにつきては萬葉染色考の説参考とすべし。

○種生之 舊訓「ツミハヤシ」とよみたり。而して「種」字神田本「蘇」とし、西本願寺本、細井本、大矢本、京都大學本「蘇」とし、温故堂本、活字無訓本「蘇」とせり。即ち「種」とあるは類聚古集と古葉略類聚抄と活字附訓本と寛永本のみにして他すべて「蘇」字又はそれに似たる體なりとす。かくてこれがよみ方は類聚古集と古葉類聚抄とは「種」を上につけて「カラアキノタネハ」とよみたるが、神田本

は「マキオホシ」細井本には「カラアキノタネシ」といふ訓と「カラアキマキウヘシ」といふ訓を加へ、西本願寺本、溫故堂本、大矢本、京都大學本の青字の訓には「ツミハヤシ」とあり。又京都大學本の青字の訓に「マキオホシ」とあり。さて諸家の説には、代匠記に「マキオフシ」或は「ウエオフシ」と讀べしといひ、考は「マキオフシ」とよみ、爾來人々多くこれに従へり。然るにこの文字を顧みるに、類聚古集と、古葉略類聚抄、活字附訓本とのみ「種」にして他はすべて「蘇」若くは「蘇」に似る形の字たり。而して、類聚古集と古葉略類聚抄とはよみ方に於いて「タネ」とあれば「種」字にあてたる訓なること明かなり。その他の古寫本の訓は「蘇」字の體をなせる字にあてたる訓なるべきこと疑ふべからず。而して寛永本に「種」字にせるは活字附訓本の誤植無訓本は「蘇」なるを以て知るべしに基づくものともいひうべきものなれば、まづその本たる文字につきて考へざるべからず。今先「蘇生之」と見てよまむとするに、これは一旦死して後更生することをいふなる文字なり。鶏冠草の蘇生すといふことは考へられぬにはあらねど、早魃の時か、水をかふを怠れる時にいふべきものなれば必ずしもよしとすべからず。按ずるに「種」字の古文は玉篇に「蘇」に「古種子」と注せる如くなれば「蘇」と混じ易く「蘇」は又「蘇」の別體たり。かく見れば、類聚古集等の字體は必ずしも誤れりともいひがたきなり。この故に、今は文字を「種」と認め、これがよみ方を考ふべし。「種」字には玉篇に「植也」と注せる如く、古來「ウウ」の訓あれど、「マク」の訓はなし。然れども、この卷四〇五に「春日野爾粟種有世伐」とある「種」は「ウウ」とよむ方途なく、古來のよみ方の「マケリセバ」とよむより外なきことなるが、然らば、これは「種」マク」の義にて「マク」とよむ事もありと考ふ

べきものならむ。「生」の語は「オホシ」なり。その例は卷二十四三〇二に「夜麻夫伎波奈泥都都於保左牟」卷十八四一「一三」に「奈泥之故乎屋戸爾末枳於保之」卷二十四四七に「麻比之都都伎美我於保世流奈且之故我」とある如くいづれも「オホシ」といふ語のみにして「オフシ」とかけるは、一も存せず。さればここは「ウエオホシ」とよむべきものなり。この草は一年生草なれば、種まきて生ぜしむるものなればかくいへるものとして事實に即せりといふべし。

○雖干 舊訓「カレヌトモ」とよみたるを考に「カレヌレド」とよめり。この文字の面にてはいづれにもよみうるものなるが、歌の意を以て推すに「カレヌトモ」と假設していはむには下の句の詮なし。「カレヌレド」と事實として考ふる方、下句の意生き出づべし。「干」は水分のなくなる事なるが、さればやがて草の枯るるにひゞければ之を用ゐたるなり。されば考の説に従ふべし。

○不懲而亦毛 「コリズテマタモ」とよむ。「ズテ」とつづく例は上の「二九一」の「之奴波受而」卷五八〇九の「麻久良佐良受提伊米爾之美延牟」等多く、本集に盛んに用ゐられし語遣なり。

○將蔕登會念 「マカムトソオモフ」とよむ。考に「マカントソモフ」とよみたれど、必ずしも改むるに及ばし。

○一首の意 わが庭前に鶏冠草を蒔きて生ぜしめ、觀賞用とせむとしたるが、それは枯れたり。然れども、それに懲りずして復び、われは種を蒔かむと思ふとなり。諸家これに寓意ありとし、女をからあるにたとへたりとするもの多し。而して、これを譬喩の歌なりとし、註疏攷證古義、槻の落葉考代匠記下の譬喩歌に入るべきが、ここにまぎれ入れりとする説多し。されど、果し

て然りや否や。「からある」といふものが、當時珍貴の植物なりしものとせば、必ずしも譬喩にあらずして、それを歌に詠ぜし事の既にめづらしかりしならむ。余は譬喩歌なりとする説に左袒すべき理由を發見せざるなり。

仙柘枝歌二首

○仙柘枝 此れは如何なる人なるかといふに左注に「柘枝仙媛」とあれば女人にして、しかもそれが仙人と考へられたること明かなるが、柘枝は蓋しその名なるが如し。この人の事は左注に行きて論ずることとし、ここには主としてそのよみ方のみを考へむ。先づ「仙」は如何によむべきか。代匠記には「仙は日本紀にひしりとあれば今もさよむべし」といひ、古義これに従へり。考には「ヤマビト」とよませ、槻落葉これに従へり。案ずるに「ヒジリ」とよまむは聖にまぎれ、「ヤマビト」とよむはたゞの山人にまぎれ、いづれも適切の語とはいひがたきに似たり。但し、仙の字は釋名に「老而不死曰仙。仙遷也。遷入山也。故制其字人傍作山也」とあれば、「ヤマビト」といふも仙の字義に遠からず。本集卷九、一六八二の「常之陪爾夏冬往哉 裘扇不放山住人」といふ歌には「詠仙人形」と注せり。これらによれば、「ヤマビト」とよむべきに似たり。次に「柘枝」の「柘」は木の名にして新撰字鏡に「豆美乃木」と注し、和名鈔には「豆美」と注せり。さらば、これは「ツミエ」とも「ツミノエ」とよむべきものなるべし。今は下にいふ續日本紀の長歌の初に従ひて「ツミノエ」とよむ。さてこれはその仙柘枝歌とありて柘枝の作れる歌とはなし。上よりの例によれば作歌と見

るべきならむが如くなれども必ずしも然らず。左注に至りて説くべし。

霰零吉志美我高嶺乎 險跡草取可奈和妹手乎取

○霰零 舊訓「アラレフル」とよみたり。「キシミ」の枕詞なり。卷七一、一七四に「霰零鹿島之崎乎」とあるも同じ趣なるが、卷二四、四三七〇に「阿良例布理可志麻能可美乎伊能利都都」とあるによらば「アラレフリ」とよむべきなり。さて「カシマ」の枕詞とせるは「カシマシ」の意にてつづけたりと、思はるるが、「キシミ」は「キシム」といふ語にとりてつづけたるものなり。「キシム」といふ語の例は本集になけれど、物の相摩して音高く聞ゆるをいふなれば、その意にて同じく枕詞とせりと見ゆるなり。

○吉志美我高嶺乎 「キシミガタケチ」とよめり。「高嶺」を「タケ」とよめるは「タカネ」の約なるが如くなれど、恐らくは高嶺即ち「タケ」なれば義訓とすべきなるべし。さてこの「キシミ」がたけとは如何なる地なるか、左注の趣によれば、吉野山中のある峯の名といふべきに似たり。されど、今これに擬すべき嶺を知らざるなり。

○險跡 「サカシミト」とよめり。「險」は古來「サカシ」の訓あり。古事記下卷の歌に「波斯多且能久良波斯夜麻袁佐賀志美登云々」とありて、この語の例とすべし。「サガシ」といふ語は新撰字鏡に「嶮」に注して「山高危峻之貞太加志又佐加志又嵯峨」に注して「高大之貞佐加志」に注して「山不平之貞、山峻貞佐我志」等とありて、山の險阻なるをいふなり。「サカシミ」はその山の險阻なるによ

りてといふ程の意なり。

○草取可奈和 舊訓「クサトルカナヤ」とよみたり。而して古葉類聚抄、神田本、細井本は「和を」知とせり。代匠記は舊訓によりて「和の字は十一にも十三にもヤとよめり。ワとヤと同韻相通なり」といへり。その卷十一にありといふは卷十一「二四七八の秋柏潤和川邊細竹目人不顔面公無勝」とあるが同卷「二七五四の朝柏潤八河邊之小竹之眼笑」とあるに同じものと見ての考にして、卷十三にありといふは「三三四六の少子等率和出將見」とある、率和を舊訓「イサヤ」とよみたるをさせるべきが、これら「和を」の音に用るたりや否や又別に「ワ」ともいひしが爲にかく書けりや容易く斷言しうべきものにあらず。萬葉考は「草取可奈」と句をきりて「和妹」を「ワギモ」とよめり。されど「ワギモ」は全部假名書か然らずば「吾妹」「我妹」とかきてかく書ける例は一も存せざるのみならず「草とるかな」といひては一句の意成立せず。加之「カナ」といふ形の助詞はこの頃には存したりし證なし。この故にこの説も亦從ふべからず。楓落葉は「可禰手」の誤とせり。かくの如くならば論なきごとくなれど、證なきことなり。玉の小琴には「和を」と訓は僻事也。わと訓べし。誤字とするもわろし。可奈和と云言心得難きが如くなれど、本此歌は古事記に速總別王の御歌にはしたてのくらはし山をさかしみと岩かきかねて我手とらすもと云歌の轉じたる物也。然は草とりかなわとは彼歌の岩かきかねてと同意なるが詞の轉じたる也。：されど、四の句の意は古事記の歌と同くて可奈は不得の意也。哉には非ず。さて和は下に付たる辭にて書紀にいざわ〜と有るもいざ〜とさそふ意なるに同じ。十三卷三十一にも

率和いざわとある也といへり。この説は破邪の方面は十分にいはれたりと見ゆれど、顯正の方面は果して如何。「わは、イサワ」の「ワ」と同じものと見る説は或は可ならむが「カナ」が如何にして「カネテ」の意をあらはす語となるべきか、これには合理的の説明を下すこと容易ならずと思ふ。

大體この歌は仙覺が抄に肥前國風土記を引きていへる如く、そこなると殆ど同じ歌といひて可なるものなり。風土記に曰はく「現本にはこの文なし。今の本は略本なるが故か」杵島郡縣南二里有一孤山。從坤指良三峰相連是名曰杵島。坤者曰比古神、中者曰比賣神、長者曰御子神一名軍神、動則兵興。鄉閭士女提酒抱琴、每歲春秋携手登望、樂飲歌舞、曲盡而歸。歌詞曰阿羅禮符縷者資原本作。慶熊加多増塙、嵯峨彌占區、嗟刀理我泥底伊母我提塙刀、縷是杵島曲とあり。この歌の異なる點は第二句と第四句とにあり。この杵島曲を本歌なりとせば、それをかくあやまれりといふにたやすきやうなれど、その文字をそのままにして正當の理解を得むことは容易にあらざるべし。しかもこれは吉野の詠とすべく、かれは肥前の詠と見え、しかも時代は甲乙なきものなるべければ、彼をここにうつしたりともいひがたし。若し、本居宣長の説の如く、古事記の歌を基とせば、それが民間に流布して一種の民謡の如くなりて變形し、一は肥前に入りて杵島曲となり一はここに吉野の詠と考へらるるに至りしか。しかもこれを若し民謡的のものとせば、原義が忘れられて、ただ歌曲として傳承せられ、その傳承の間に語の訛を生じてそのまゝにては正しき解釋を加へうべからぬ形となりしならむ。かゝる事は神樂にも催馬樂にも多き事

なり。されど、これは一案に止まる。なほ後の君子の精到なる研究に俟つ。さればよみ方は姑く舊のまゝにせり。

○妹手乎取「イモガテヲトル」なり。これは風土記の杵島曲と同じ語にして意明かなり。

○一首の意 第四句明かならねば正しく解しかねたり。今それを假に杵島曲の第四句に同じ意のものとして釋せば、この吉志美我嶽を登らむとするに險阻なれば、草にとりつきも登りつつあるが、ふとその草にとりつくことをしかねて思はずも妹が手を握りたるよとなり。さて、考にはこの歌の詞書を改めて「肥前國人登杵島嶺宴歌一首」とせれども、とより武斷にして従ふべからず。

右一首、或云、吉野人味稻與柘枝仙媛歌也。但見柘枝傳無有此歌。

○右一首 これは次々の歌にもかくあれば、三首各につきて注せるものなり。而してその第三首に「若宮年魚麻呂作」とあるを見れば、その歌は仙柘枝の作歌にあらずして仙柘枝を詠せる歌なること著し。然らば、この三首の歌ごとく仙柘枝の作といふにあらずして仙柘枝を詠ずる歌なるが如し。然れども、この一首はその意よりして仙柘枝を詠ずる歌とはいひがたく、この左注によりて仙柘枝に味稻が與へたりといふ歌なりとてあげたること著し。さればこの三首は仙柘枝に關する歌といふ程の意にて一括してあげたるものなるべし。

○吉野人味稻與柘枝仙媛歌也 吉野人味稻は如何なる人か。實在の人か架空の人かも明かな

らず。懷風藻の太宰大貳紀朝臣男人の「遊吉野川」と題する詩に「萬丈崇巖削成秀、千尋素濤逆折流、欲訪鍾池越潭跡、留連美稻逢澹洲」といひ、又同書の中納言丹墀真人廣成の「遊吉野川」と題する詩に「栖心佳野域、尋問美稻津」とあり、又「吉野之作」と題する詩に「鍾池越澤豈凡類、美稻逢仙月冰洲」とある、美稻即ち味稻ならむ。然らば「ウマシネ」とよむべきか。而してその柘枝仙媛といふは、同じ懷風藻の贈太政大臣藤原朝臣史の「遊吉野」と題する詩二首の一首に「漆姫控鶴舉、柘媛接魚通」とある柘媛これなるべく、同じ書の鑄錢長官高向朝臣諸足の「從駕吉野宮」の詩に「在昔釣魚士方今留鳳公、彈琴撫仙戲、投江將神通、柘歌泛寒渚云々」とあるはその柘枝の詠歌にてもあらむ。又同じ書の左中辨兼神祇伯中臣朝臣人足の「遊吉野宮」の詩に「一朝逢柘民、風波轉入曲」とあるは柘枝をいひて拙なるものならむ。これらによりて味稻と仙女柘枝といふものとの事を略察すべし。即ち高岡諸足の詩に「在昔釣魚士」といへるは味稻の事なるべく柘枝は女の神仙と信ぜられしなるべし。この頃に女仙といふ事の考へられてありしことは日本靈異記上卷に「女人妙風聲之行食仙草以現身飛天緣」といふ條ありて大和國宇太郡漆部里の漆部造麿の妾が仙術を得て、孝德天皇御宇に天に登りし由を記せり。(これ蓋し即ち「漆姫」ならむ)さて又續日本後紀に嘉祥二年三月に興福寺大法師等が天皇の寶算四十を賀し奉るとして、佛像と陀羅尼とを奉り、なほ祝賀の意を表する作物と長歌とを奉りしが、その作物のうちに「吉野女眇通上天而來且去等像」とあるあり、長歌のうちにはそれを詠じて「何志氏帝之御世波萬代爾重禰飾氏奉令榮度柘之枝乃由求禮波云々」といひ、又「三吉野爾有志熊志禰天女來、通氏其後波蒙謹且昆禮衣著且飛爾支

度云是亦此乃島根乃人爾許曾有岐度云那禮といへり。これには美稻がくましねとなりたれど、同じ事を述べしならむ。即ち、その吉野の女仙柘枝といふものが吉野の味稻といふ人と契りしが、天の譚を蒙りてやがて、再び天上に去りきといふことと見えたり。なほこの他の事は次下の歌にていふべきが、今の歌にては上の事柄を考へて略意をうべし。即ち仙女柘枝と味稻と契りし事ありし、その或る時に、味稻が柘枝に與へたる歌がこれなりといふ傳ありとてあげたるが、この左注の本旨なりとすべし。果して然らば、これはもとより杵島曲とは異にして味稻が仙女と共にきしみがたけにこもるとき、その險に堪へずしてよめる歌とすべきものなりとす。而してその仙女が、味稻と契るに至りし事情は次下の歌の釋に入りて考へみるべし。

○但見柘枝傳無有此歌。これは上の説によりてここにあげたれど、柘枝の傳を見るに、この歌を載せずといふことをことわれるなり。これによりて見れば、古の世にその仙女柘枝の傳といふもの行はれてありしならむと想像せらる。されど諸の古書のうちにその書名をのせず、又その佚文と覺しきものも見ず。されば頗る早き時代に既に佚せしものならむ。ここに考ふべきは支那に柘枝舞といふあり、又柘枝詞といふ文章ありて、ここに文字似たれば、これの話も支那傳來ならむかの疑あり。されどそれに關する詩文は唐代に至りて見え、六朝のものを見ざれば、この時代以前にわが國に入りて、この頃既に一の傳説となりたりとは考へられず。而してそれはその名目の示す如く、一種の舞曲にして、妓のこれを演ぜしもの如し。白氏の「柘枝妓」の詩に曰はく、平鋪一合錦筵開、連擊三聲畫鼓催、紅蠟燭移桃葉起、紫羅衫動柘枝來、帶垂銅勝

花腰重、帽轉金鈴、雪面廻看、即曲終留不住、雲鬢雨透向陽臺」と、又看常州柘枝贈賈使君の詩に、莫惜新衣舞柘枝、也從塵汚汗霑垂、料君即却歸朝去、不見銀泥衫故時、又柘枝詞に、柳閣長廊合、花深小院開、蒼頭鋪錦褥、皓腕捧銀杯、繡帽珠稠綴、香衫袖窄裁、將軍拄毬杖、看按柘枝來」とあるを見れば、錦の褥筵を鋪き、鼓を撃ちてはやし、將軍と目するものが、毬杖をついて、柘枝をとり出て來て舞ふ妓を見るものにして、その妓は金鈴をつけ、珠玉を綴りたる繡帽を冒り、紫羅に銀泥を以て畫ける長袖の衫を着き、銅せる袴に帶を垂れたる姿なりしなり。されば、この柘枝の譚とは柘枝といふことのみ似て、他は更に關係もなきものたるや明かなり。

此暮柘之左枝乃、流來者、梁者、不打而、不取香聞將有。

○此暮 舊訓「コノクレニ」とよめり。玉の小琴には「コノユフベ」ともよむべし」といへり。「暮は、クレ」とよむべき文字なれど、本集にては卷一「五」の「長春日乃晚家流」卷三「二七八」に「勝野原爾此日暮去者」卷十七「三八九五」に「日能久禮由氣婆家乎之曾於毛布」の如く主として動詞として用ゐられ、又然らずして體言になれるも卷四「五〇九」に「明晚乃旦霧隱鳴多頭乃」卷十四「三三五」に「己能久禮能等伎由都利奈波同」三「四〇二」に「比能具禮爾宇須比乃夜麻乎古由流」日波卷八「一四二八」に「草香乃山平暮晚爾吾越來者」とある如く、いづれも用言としての意と共に、暗き意の方に用ゐる時刻をさす方には用ゐざりしが如し。而して時刻の方は卷五「九〇四」に「夕星乃由布弊爾奈禮婆」卷十四「三五七〇」に「可母我鳴乃左牟伎由布做思奈乎波思奴波牟」卷十五「三七六七」に「多麻之比波

安之多由布徹爾多麻布禮杼等すべて「ユフベ」といへり。さればこども「ユフベ」とよむをよしとす。

○柘之左枝乃 ツミノサエダノとよむ。「ツミ」は上にいへる如く、今いふ山桑といふ木なり。その枝をいふ。「左枝」の「サ」は接頭辭なるが、場合によりては、その「狭」又は「小」なることを示す意もあり、又ただ、語を美しく感ぜしむるに止まる場合もあるべし。ここには二者、いづれもはたしけりと見ゆ。卷二十四五〇一に「等伎波奈流麻都能左要太乎和禮波牟須婆奈」などその假名書の例なり。柘の左枝といへる例は卷十一九三七に「明來者柘之左枝爾暮去者小松之若末爾」あり。

○流來者 舊訓「ナガレコバ」とよめるを童蒙抄に「ナガレクルハ」とよめり。「來者」を「コバ」とよむ時は假想していへることとなり、「クルハ」とよむ時は事實としてよめる事となる。その當否は後に論及すべし。

○梁者不打而「ヤナハウタズテ」とよむ。「梁」字日本紀神武卷の自注に「梁此云椰奈」とある如く、古來「ヤナ」とよめり。和名類聚鈔に「毛詩云梁音良夜奈魚梁也。唐韻云籀士角反漢語抄云夜奈須取魚箔也」とあり。これは今も地方によりては行はるる「ヤナ」にして、専ら鮎魚を捕ふる爲に構ふる設備なり。即ち淺くして瀬の荒き川筋に構ふるものにして、川に杭を打ちて、魚の道を止め、一部を開きて、竹簀を平面に張りわたし、魚のその簀の上に止まるやうにするものなり。かくの如くに梁を構ふることを古今通じて「打つ」といへるは杭を打ちて構ふるものなればなり。

本集にてはこの外に卷十一「二六九八」に「安太人乃八名打度瀬速」ともあり。これも吉野川の流のうち宇智郡阿陀に梁を打ちしなり。(安陀人は日本紀神武卷に「アタノ苞直擔云々」とある如く、漁人の一部落なり)芳野川は今も鮎の名所なるが、古にこの河に梁を設けしことこれらにて知られたり。なほ懷風藻の兵部卿兼左右京大夫藤原朝臣萬里「遊吉野川」の詩の中に「梁前招吟古峽上箬聲新」とあるも亦芳野川に古梁のありしを語るものなり。これを釋清潭の釋に「梁前、山中に閣が又は堂か有るべし。然らずんば梁の有る箬無し」といひたれど、これは梁字を「ウツバリ」と誤認せし爲にして「ヤナ」とよむべきを顧みざるによるなり。さてこの句の文字通りの意は梁をば打たずしてといふなり。なほその本意は次の意と共に説くべし。

○不取香聞將有「トラズカモアラム」とよむ。文字通りの意は明かなるが、何を取らずといへるにか、ここに上の句と合せてその意を考ふべし。代匠記は若、今も柘の枝の流れ來る物ならば魚梁は打捨て先取擧こせせめといへるなり」といへり。槻落葉はただ「梁は打ずして魚はとらずかあらんと也」といひ玉の小琴は「魚を不取かもなり」と云ひたるのみにていづれも眞意は明かならねど、恐らくは代匠記と同じ意ならむ。考は、今も柘の枝の流れ來る事あらんに梁打てとどめんや、又とどめとらであらんやとゆくりなくおもふまゝをいひつづけしなり」といひたり。略解は「或人云、此歌の意、昔の人はよくこそ梁を打て柘枝を得たれ、今時は梁はうたずてあれば、たとひ柘の流れ來るとも取得ざらんかと也といへり」といひ、古義註疏これに従へり。攷證は又「この夕べに吉野川より柘の小枝の流れ來りとも梁を打ずし、その枝をとらずかあらん」といへ

り。童蒙抄は第三句のよみ方普通と異なるが故にその釋も異なり。曰はく「此夕に柘の枝の流れくるは河上に梁を不打故柘枝のかく流れくるかとの意に聞ゆる也」といへり。ここに先づ童蒙抄の説を考ふるに、その如くよみ、かくの如くに釋するは不合理といふべからず。然れども、かくては現實にその柘枝の吉野川に流れ来るを見てよめりといふべきものにして、仙柘枝歌といふ題目には合致せず。柘枝はここには現實に流れ來てあるものにあらざるべければ、このよみ方とその釋とはとるべからざるなり。次に代匠記の意見如何といふに、「とるといふ語は魚をとるといふ意にもその流れ來る柘枝をとるといふ意にもとらるべきものなれば、不取香聞將有の句のみにてはいづれとも決しがたき筈なり。かくてその上の「梁者不打而の意によりてこの下の句の意も導かるべし。然るに、梁は打たずて」といふ句をば、魚梁を打捨てて」と釋するは不條理なり。それは、打たずて」といふ語をば、打ち捨てて」とは釋すべからねばなり。この「打つ」は梁を構ふることなるは明かなるが、その梁を構ふるには一定の準備と時間とを要するものなれば、その流れ來る柘枝を見て急劇に梁を打ちうべきものにあらず。さればこれらの釋は成立せず。従ひて、下の「とる」も魚をとるにあらざること明かなり。かくして考ふるに、「取らず」といへるは上に「流れ來ば」と假想せる柘の枝なるべきこと明かなり。かく柘の枝の流れ來る事を假想せるなれば、下にそれを「取らず」かもあらむと疑問にせるなり。さて又その「取らず」かもあらむと疑問にせるは誰人が「取らぬ」かといふに、その柘枝の流れこばと假想せる人、即ちこの歌を詠せる人ならざるべからず。然らば、梁は打たずて」といへるは如何な

る意かと思ふに、梁が現實に打ちてあらざる故の語なることは明かなるが、その梁が若し打ちてあらば、柘の枝がそれに止まるべきに、止まるべき縁のなければといふ意なれば、即ち、梁を打たずしてあれば、その柘枝をとりえざらんかといふ意なり。即ち

○一首の意　この夕暮にこの吉野川に柘の枝の假りに、流れ來ることありとしても今は梁を打たずしてあれば、それを取り得ぬ事ならむかといふなり。かくてその反面を願れば、吉野川に梁を打ちてある時に或る夕暮に柘の枝の流れ來てその梁にかゝりたるを、或る人がとりたる事ありし由を語れるものなり。かくて考ふるに、この柘枝といふものが、即ち女仙柘枝なるべく、その梁を打ちたりし人は味稻なるべく、上述のあらゆる事共を綜合して推測せば、恐らくは次の如き譚のありしならむ。

吉野の漁人名は味稻といふ男、吉野川に梁を打ちて鮎を捕ふるを例とせしが、ある夕暮に上流より柘の枝の流れ來てその梁にかゝりしをば、珍らしきものと思ひて家に持ちかへりて床の邊に置きしに化して人となりぬ。(かくの如き譚は古に少からず。古事記にある美和大物主神が丹塗矢と化して、三島湟咋の女勢夜陀多良比賣の手に持來され、化して男となりて、契りたる物語、釋日本紀に引ける山城國風土記に玉依媛が石川瀬見小川の邊に遊べる時に、川上より丹塗矢の流れ來りしをとりて床邊に置きしに、それは賀茂大神にてありしが、契りて男子をうめり。これ即ち賀茂別雷命なりといへり)かくて、柘枝の化せる女は實は神仙にして天の譚を蒙りて一時下界に下りしものなりしが、後にそれもゆるされて再び昇天せしなり。(この邊

は上の長歌にいふ所と一致せず、姑く竹取物語のかくや姫の傳説、羽衣の傳説、又白鳥傳説とも似たる點ありしものとして考ふといふ如き傳説ありしものと推測せらる。而してそれらの事を叙したるものが、柘枝傳といふ書にてありしならむ。

右一首。此下無詞、諸本同。

○この左注の「此下云々」の七字、細井本以外の古寫本に無き所なり。これは蓋し萬葉集の原本の左注にあらざりして、後人がこの三首の左注を見渡して、この下に本來注の詞なかりしものなる由を注したるものなるべし。

古爾、梁打人乃、無有世伐、此間毛有益、柘之枝羽裳。

○古爾「イニシヘニ」とよむ。意明かなり。

○梁打人乃「ヤナウツヒトノ」とよむ。梁打つといふ事は上にいへり。梁打つ人とは梁を打ちて鮎をとる事をする人なり。ここは、上來いへる味稻の事をさしていへるは明かなり。

○無有世伐「ナカリセバ」とよむ。「伐」を「バ」の假名にせるはその音の入聲を略せるなり。かかる例はこの卷になほ二處あり。「四〇四」の「無有世伐」四〇五の「種有世伐」又卷十五「三五八三」に「眞幸而伊毛我伊波伴伐云々」ともあり。「ナカリセバ」といふ語の例はこの卷「四〇四」の「神之社四無有世伐」の外卷十五「三七三三」に「和伎毛故我可多美能許呂母奈可里世婆云々」といふあり。「無し」と

いふことを假想して條件とせるなり。

○此間毛有益 舊訓「コ、モアラマシ」とよめるが、古葉略類聚鈔には「コノマモアラマシ」とよめり。代匠記には「此間をこことよむ事勿論なり。今按第七第十二にはこのまと字のままにもよめれば、今はこのまとよむべきか。このまは此あひたにて今と云に同じといへり。略解はよみ方は舊のまゝにて「こ」もあらまは此比までもあらんと也」といひ、なほ宣長の説として「こ」にもあらまはしとよみて云々」といへり。古義は宣長の説によりて「コ、ニモアラマシ」と訓べしといひ、註疏これに従へり。又考は「コノゴロモアラマシ」とよみて「今本の訓はいさゝかたらず」といひ、槻落葉は「コノトモアラマシ」とよみて「此間の二字集中すべて、こことよみたれど、この歌にては、こことよみては協はず。故このともとよみつ。間をととよむは保杼の略。卷十によるのふけぬ刀爾などあるもほどの略也」といひ、その頭に注して「舊説に刀爾を時爾の略也といへるはとらず」といへり。攷證は「イマモアラマシ」とよみて「こは義訓していまとよむべき也。上に古とあるにむかへたる語あれば、必らずいまといはでは聞えがたし。集中に今代をこのよ、今夜、今夕、此夕などをこよひとも訓て今と此とを通はしけるにても、こはいまもあらまはしと訓べきをしるべし」といへり。按ずるに、ここの意は今も有らまはしといふ程の意なれば、攷證の説最も當を得たる如くなれど、此間を時間上の語にあてたる例は古今かつて聞かぬところなるのみならず、本集にある「此間」の他のすべての例二十(總索引をみよ)皆「ココ」とよみて今とよまではかなはぬ所一もなきのみならず、類聚名義鈔にも「此間」に「ココ」の訓をあぐれど、「イマ」の訓

を加へず。されば「イマ」とよむ説には賛しかねたり。次に「此間」を「このごろ」とよみうべき例も他に一もなし。又「この」といへる如き例も亦古今にきかぬ所なり。されば「こ」とよまむより外に方法なかるべし。又「ココモアラマシ」とよみて可なりといふ説もあれど「ココニモ」の意を「ココモ」といへる例は一も存せざるのみならず「ソコモ」といひて「ソコモ」の意をあらはしたる例もなし。かくては語をなさねば本居宣長の説によりて「ココニモアラマシ」とよむべきなり。「此間」の二字を「ココニ」とよめるものは卷一「二二六」に「吾此間有跡誰將告」卷三「二八七」に「此間爲而家八方向處」卷四「五三四」に「遠孀此間不在者」五七〇に「率此間行毛不去毛遊而將歸」五七四に「此間在而筑紫也何處」等例少からず。されば「ココニ」とよむべきなり。なほ「ココニアリ」といふ語を用ゐて字餘になれる句は卷十五「三七五七」に「安我未許曾世伎夜麻故要氏許己爾安良米」あり。「あらまし」は假想する語法なるが「このま」は終止せるにあらずして「連體格」として下の「柘之枝」を装定せるなり。かくの如き例は卷二「一七一」の「我日皇子乃萬代爾國所知麻之島宮婆母」卷六「九四八」の「馬名目而往益里乎」などなり。

○柘之枝羽裳 「ツミノエダハモ」とよむ。「柘の枝は……も」といふ如くにして「は」にて一定の陳述を導き「も」にて終止する語法なるを以てその中に含蓄ありて感動の餘韻をあらはせる語法にして卷二の「一七一」の歌にその例あり。

○一首の意 古味稻といふ人ありてこの吉野川に梁を打ちて柘の枝をとりてそれを娶りて妻とせし由なるが、その梁打つ人の無かりしならば、その柘の枝が或は現在わが許にもあらましと思はるゝなり。

と思はるるものを古にそれを取りたりしが故に今は如何ともしがたきことよとなり。蓋しこれらは梁に柘の枝のかゝりてとられて美し人に化たりしその傳説に因みてよみしならむと思はるゝなり。

右一首 若宮年魚麻呂作。

○若宮年魚麻呂 「若宮」は氏にして「ワカミヤ」とよむべきが、この氏は新撰姓氏録に見えず。年魚は「アユ」とよむこと古事記にも和名鈔に見えたれば、この名は「アユマロ」とよむべし。この人の事は史に見えず。この人の歌は集中ただこの一首のみなれど、この次の羈旅歌の左注に「若宮年魚謠」と見え、卷八の櫻花歌「一四二九、一四三〇」の左注に「右二首若宮年魚麻呂謠」と見えたり。

羈旅歌一首并短歌

○羈旅歌 羈旅歌の名目はこの上柿本朝臣人麿羈旅歌八首(二四九—二五六)に見えたり。この歌淡路島にての詠と見ゆるが作者見えず。なほ左注にいふべし。

(三八八)

海若者、靈寸物香、淡路島中、爾立置而、白浪乎、伊與爾回之、座待月、開乃門從者、暮去者、鹽乎、令滿、明去者、鹽乎、令干、鹽左爲能、浪乎、恐美、淡路島、磯隱居而、

何時鴨此夜乃將明跡侍從爾寢乃不勝宿者瀧上乃淺野之雉開去歲立動良之率兒等安倍而擲出牟爾波母之頭氣師

○海若者「ワタツミハ」とよむ。「海若」とは支那にての海神の名なるをわが國の海神の名にてよみたるなり。これは上三二七の歌に既に出でたり。

○靈寸物香 舊訓「アヤシキモノカ」とよみたるを槻落葉に「クスシキモノカ」とよめり。この「靈」字につきては上の「詠不盡山歌三一九」にも「靈母座神香聞」とありて、そこにも舊訓「アヤシクモ」とよみ槻落葉は「クスシクモ」とよめり。そこにて既にいへる如く「アヤシ」とは「あや」といふ驚きの語より起りたるものにして、それが動詞となれば「アヤシム」といふ語となるものにしてただ不思議といふに止まる。「くすし」は神祕なるものにして、驚嘆鑽仰の意を表したるものなり。而して靈は上の海若に對してその神靈の作用の靈妙なることの意を以てかけるものにして「クスシ」とよむべきものなるが如し。されど類聚名義抄に靈に「アヤシ」の訓あるを見れば「アヤシキ」にても可ならむ。然らばこれはただその靈妙の作用に驚きたる意を主とすべきなり。「カ」はここは終助詞にして感動の意を示すものなり。かくてこの二句を前提として次下の事をいはむとするなり。

○淡路島 「アハヂシマ」これは今もいふ淡路島なり。この島は古事記に「淡道之穗之狹別島」といひ、又淡道島と書けるが日本紀には専ら淡路島とかけり。この島の事は今更ことごとしくい

ふまでもあらざるべし。

○中爾立置而「ナカニタテオキテ」とよむ。これは淡路島が紀伊和泉攝津播磨と四國との相對せる海中の島にして東に大阪灣を控へ、西に瀬戸内海あり、南に紀伊水道を以て太平洋に臨み北は僅かに明石海峽を隔てて攝津播磨に向へる地位に在りて、その淡路島なくば紀伊水道、大阪灣瀬戸内海一帯の海もあるべき地にそれらの中間に屹立して、三者をば、由良海峽、鳴門海峽、明石海峽の三によりて區劃を明かに示したるをば、海若の靈妙のしわざとして、この海中にこの島を立ておきたりと見たるなり。

○白浪乎「シラナミヲ」なり。「白浪」といふ語は卷一より屢見えたり。この白浪をば考に滿汐の波なりといへり。次の語を見るにこの説當れり。

○伊與爾回之 舊訓「イヨニメグラシ」とよみたるを槻落葉は「イヨニモトホシ」とよめり。「イヨ」は今いふ伊豫國なり。古事記日本紀には伊豫とかくを普通とすれど、古事記には又「伊余允恭段」ともかけり。而して本集卷二九〇の左注には「こと同じく伊與」と書けり。「回之」は「メグラシ」とも「モトホシ」ともよみうべき文字なるが「もとほす」といふ語はその回りをとりまくことを主とするものなればここには當らず。ここはただその邊までめぐり行かしのむるものなれば「メグラシ」とよむべきなり。但「メグラス」といふ語の假名書の例は本集には見えず。この語は「メグル」といふ語をば、更にサ行四段に活用せしめしものなるが、その「メグル」といふ語は卷十七「三九四四」に「乎美奈倣之左伎多流野邊乎由伎米具利吉美乎念出」卷十七「三九九三」に「已藝米具利

美禮登母安可受卷十八四〇四六に「多流比女能佐吉許伎米具利卷二十四三四〇に「由伎米具利可比利久麻旦爾同四四〇九に「安里米具利和我久流麻泥爾同四三三一に「安里米具利事之乎波良波同四三三九に「久爾米具留阿等利加麻氣利卷十九四一八七に「眞可伊可氣伊許藝米具禮婆」などあり。而して、卷十七三九八五に「伊美都河泊伊由伎米具禮流多麻久之氣布多我美山者」とある。メグルルは卷六九三一の「四良名美乃五十開回有住吉能濱」とある。回有と同じ語なれば、回を「メグル」とよむこと不可ならず。然らば、ここを「メグラシ」とよむことも亦不可にあらざるべし。さてここに「白浪を伊與にめぐらし」といへることは如何なる事かといふに、これも海神のしわざとしていへるなれば、事實は白浪が伊豫までめぐり至ることをいふものならむ。その白浪はいづこより伊豫までめぐり至るといふにかと考ふるにその淡路島の立てるによりて生じたる白浪をさせることは語の上より見て疑ひあるまじ。然らば、その實際の事實は如何。考に曰はく「紀伊と土佐の間よりさし入潮は淡路島の南と北より西へさすなり。扱其の南なるは西の方伊豫を廻りてやみ、北なるは備中にてとどまりぬ。夫より西は西の海のしほの向ひ來て相せくなり」といへり。これは事實に合せりと思ふ。今小倉伸吉氏の「蒼潮の理」に説く所を見るに、曰はく「瀬戸内海の潮汐は甚だ複雑なり。瀬戸内の潮汐は主に紀伊豊後兩水道より浸入する潮流によりて支配せらる。…紀伊水道より入る潮流は極めて複雑なる現象を呈す。同時潮時同時に高潮となる點を結びつけて同時潮線といふ。その時數は太陽が標準子午線を經過してよりの太陽時數にて示す。六時に此水道に入る潮流は友ヶ島水道を經、七時半

に明石海峡に達す。之れより進行極めて緩となり、十時に漸く播磨灘の中央に達す。之れより西に向つて進み十一時半に備讃瀬戸に於て豊後水道より來る潮流と相合す」と。備讃海峡とは、大體讃岐の三崎と稱する半島、多度津の西にあり」と備後の鞆津とを結ぶ線に當る海峡をいふものにして、日本地理風俗大系に曰はく「この半島、三崎は備後灘と鹽飽瀬戸との分界を成し、豊後水道と紀伊水道とから入り込む潮流はこの半島の東に在る粟島附近で出會つて進行が止る」とあり、又、曰はく「内海の潮流は各所において甚だ急激で、舟航に困難を及ぼすこと少なくない。これ、内海は外洋の潮流が満干に感應して潮汐に變化を起し、この潮汐が、比較的擴大な海中から輻輳して來り、狭い瀬戸を通過するため、勢ひ潮流が急激になる。この漲潮は備讃の粟島附近で兩潮が合し、東西に分れ太平洋に去るのである」とあり。されば、この東よりの潮流は水島灘にて終り、三崎半島の西なる燧灘（これ伊豫の海なり）まで至らざるものなれば、伊豫にめぐらしといへる點は少しく誇張せる疑あれど、これ古瀬戸内を航せしもの、實地に驗せし智識に基づきしことは疑ふべからず。しかもなほ考ふれば、地理風俗大系にいへる如くこの水島灘燧灘の界にて相合する潮流はここより再び分れて各もとの道を経て還流するものなるを、學問的に精査せざる時は、その合致點より豊後水道の方に還流する潮流をば、東より來れる潮流の更に西に進行せるものと誤認し易きは、いふをまたす。されば、かゝるみ方よりすれば、これまた當時の智識としては當然の事といふべし。かくてこれは恐らくは當時の航海上の智識かくの如くにありしものならむ。この伊豫を伊與の二名州の義にして四國なりと

いふ説あれども四國全體をさすとせば淡路島を中に立て云々といふ必要なき筈なり。この故にこの伊與は今の愛媛縣の地にしてそこに潮流の及ぶといへるなり。

○座待月 「キマチツキ」なり。舊訓「キマテツキ」とあるは「チ」を「テ」とあやまれるものなり。これは次の「アカシ」の枕詞なるが、後世には十八夜の月を「るまちの月」といふによりてそれをさすといふこと普通の説なれど、攷證にはこれを非として「この枕詞は座とは居といふと同じく、居とは上上放に四丁にいへるが如く不寝して夜を居明す意なれば、この座待も不寝して居明し、月を待意にて、さて夜を明すを地名の明石にとりなしてつづけたるにて何日ともかぎらず、有明の月をいふなるべし」といへり。この説をよしとす。

○開乃門從者 舊訓「アカシフトニハ」とよめり。されど、從は「ニ」とよむべき字にあらず、考に「アカシフトユハ」とよめるをよしとす。「開字を「アカシ」とよむことは漢字の本義によれるにあらずして、わが國にての事と見ゆ。この「開」を以て夜のあくること用たるは本集卷五九〇四の「明星之開朝者」この歌の「開去歲」卷四五四八の「今夜之早開者」卷六九一三の「開來者朝霧立」など少からず。これよりして夜をあかすといふ意によりて開をアカシとよむべく用たるならむ。さてこの「アカシ」の「ト」は、上にもいへる明石海峽をさす。瀬戸内海東部の海水は明石海峽と鳴戸海峽との二門によりて太平洋より出入するものなれど、鳴戸海峽は潮の理に、鳴海航門は古來潮流の激烈なるを以て知らる。この航門は極めて狭小なるを以て潮流は單に内外兩海面の差によりて支配せらる」といへる如く、ここよりは潮流の西に及ぶことなきなり。されば、こ

こにいへることまた事實に即せるや明かなり。

○暮去者 「ユフサレバ」とよむ。この語は卷一より屢いでたり。暮になればなり。

○鹽乎令滿 舊訓「シホヲミテシメ」とよみたるを童蒙抄に「シホヲミタシメ」とよみ、槻落葉に「シホヲミタセ」とよみたり。按ずるに「ミテ」は下二段活用にして本集に假名書の例あれど、それは「ミタス」意の語なれば、それを更に「ミテシメ」といふことは不可なり。されど「令」の意の複語尾にサ行下二段活用なるもの當時行はれたりといふ證を知らねば、「ミタシメ」とよむをよしとす。「鹽は潮をさすなり。さてここも、その潮の滿つることをば海神のしわざと見たれば、かく「みたしめ」とはいへるなり。

○明去者 「アササレバ」とよむ。童蒙抄に「アケヌレバ」とよみ、槻落葉には「アケサレバ」とよみ古寫本にもしかよみたるもあり。「明」を「あさ」にあつることは、卷二一六七の「明言爾御言不御問」にその例あり。されば上の三訓いづれも理由ありといふべし。然るに又本集卷十九四二〇七に「安氣左禮婆榛之狹枝爾、暮左禮婆藤之繁美爾」といふありて、このこと趣似たれば、それによりて「アケサレバ」とよむべきか。さて其の意は「アケ」を體言として取扱へるものと見るべきなり。

○鹽乎令干 舊訓「シホヲホサシメ」とよみたるが、考は「シホヲヒサシメ」玉の小琴は「シホヲヒシム」とよみたり。さて考ふるに「干」は「ホス」とよむべけれど、潮ヲホスといへること古今に例なし。潮には「ヒル」といふ一段活用の語を用ゐること古今一轍なり。次に「ヒサシメ」とよむことを主

張せむは「ヒサ」といふ活用を有する語を存せしめざるべからず。されどかゝる語はこれ亦古今に聞かず。ここに於いて玉の小琴の説有力となる。曰はく「しほをひしむと訓切て上のあやしき物かと云るを結ぶ也」と。げにここに一段落とすべきなり。即ちこれ海若の靈妙の作用を述べたる一段なり。さてここに「結ぶ」といへることを文法上の係結と誤解すべからず。上の「か」は終助詞なれば文法上それにて一句となれるなり。ただその意が、このこと照應して一段落となれるをいへるに止まるなり。さて上の四句、暮には必ず潮満ち、朝には必ず潮ひるといふ事にあらず、四句一意をなして、朝暮に時を定めて潮汐の作用を起さしむといへるなり。即ち潮汐は普通一日に二回の昇降をなし、従つて潮流も亦普通一日に二回其の方向を轉ずるものなればなり。而して、その昇降の間隔は平均十二時二十五分なれば、正しく一定の時間一日に二回の潮流あるにあらずして、毎日約五十分づつおくるものなり。昭和七年の曆にていへば、一月一日の干潮は午前三時五十分、満潮は午前十時四十五分、次の干潮は午後五時十分、次の満潮は午後十二時二十五分、東京にての観測なるに、四月二十五日には干潮は午前一時三十五分、満潮は午前六時五十分、次の干潮は午後二時十分、次の満潮は午後九時四十分なるを見よ。即ちこれ、その朝夕に満干の事の行はるといふことをうたへるに止まるを見るべし。

○潮左爲能浪乎恐美 「シホサキノナミチカシコミ」とよむ。「シホサキ」は卷一「四二」に既に出でたる語にして、潮のさし來る時海の鳴るを云ふといひ、日本式の漁舟などにてそれに向ひて航することは頗る危険なるものなりといふこと、正宗敦夫氏がその地の漁夫にきく所なりとて語

られたり。而してそはこの潮流の一部兒島灣附近に於ける最近の實話なり。即ちこの句にいふ所は、その潮左爲の浪に向ひて航することは慎むべき事なるによりて、淡路島のある地に碇泊してありといふことをいはむとするなり。

○磯隠居而 舊訓「イソカクレキテ」とよみたるを考に、「イソカクリキテ」とせり。卷六「九五」には「石隠加我欲布珠乎」卷十四「三三八三」に「宇麻具多能彌呂爾可久里爲」とあり。「隱は古語、四段活用なりしが故に考の説をよしとす。ある磯に船をとどめて、そこに隠れるて、よき潮時をまつことならむが、いづこにゐたるか、次下の句に淺野の瀧をいへれば、西海岸の北方、富島若くは室津の附近なりしならむ。

○何時鴨 古來「イツシカモ」とよめり。「何時はイツ」鴨は「カモ」なれど、その間に「シ」の間投助詞を加へよむなり。かかる例少からず。卷十一「一八七三」に「何時鴨此夜之將明」卷十二「二三〇」に「何鴨本名言」卷四「六八九」に「奈何鴨目言乎谷裳幾許乏寸」イツシカは待つ意をあらはす語なり。

○此夜乃將明跡 「コノヨノアケム」とよむ。同じ語の例は上に引ける卷十一「一八七三」の歌にあり。八音を一句とせるなり。これは早くこの夜の明けよかして待ちわぶる心をいへるなり。

○侍從爾 舊本「待從」として「マツヨトニ」とよみ、多くの古寫本及び拾穂抄は「マツヨリニ」とよみ、代匠記は「マツカラニ」とよみ、考は「マツママニ」とよめり。玉の小琴は「從を契沖はからと訓れどわろし。是は候の字の誤にてまちまつにと訓むべし。又二字をさもらふとも訓べし」といひ、楓落葉は「侍候爾」の誤として「サモラフニ」とよみたり。然るに誤字ありといふことは容易く信ぜ

られず、又細井本と無訓本の重複の分に「待」を「侍」とせるのみなるが、これは信用すべき價值に乏しきものなれば、下に論ぜむ。かくて、卷十一「二五〇八」に「皇祖乃神御門乎懼見等侍從時爾」とあるを温故堂本には「待從」とせり。かかれば「待從」若くは「侍從」の文字はもとよりのものにしてこれを改むるは武斷なるべし。かくて「マツヨトニ」「マツヨリニ」といふことは語をなさねば從ふべからず。又「從」字を「カラ」又は「ママ」とよむも道理なきことなれば、從ふべからず。次に「待從」侍從のいづれよからむかと考ふるに、本集には「待」と「侍」と紛れたるも少からず。卷六「九四九」の左注に「此時宮中無待從及侍衛」とある。「待從」は「侍從」の誤なり、又卷二「二二九」の詞書の「大津皇子宮待石川女郎」とあるは「侍」たること著し。又卷十三「三三二六」に「遣之舍人之子等者行鳥之群而待」とある。「待」も「侍」の誤なり。かくて「待從」といふ熟字は和漢に無き處なれば、「侍從」の誤なること殆ど疑ふべからず。されば今は「侍從」を正しきものと推定して、さて次にそのよみ方は如何といふに、卷十一なると同じく「サモラフ」とよむべきなり。「侍」一字にて「さもらふ」といふ語にあたるが、「從」はその意を確めむが爲に加へたるものならむ。官名の侍從もその意なることもとより明かなり。さて「サモラフ」といふ語は卷二「八八四」に「雖伺侍」「二九九」に「雖侍候佐母良比不得者」卷二「一一七一」に「安佐奈藝爾倍牟氣許我牟等佐毛良布等和我乎流等伎爾」などの例ありてその意は種々あれど、その源は卷七「一一七一」に「大御舟竟而佐守布高島乃云々」とかける如く「守ラフ」といふ語にありて、これに「サ」の接頭辭の加へられしものにして、その事を守り伺ふことを本義とするなり。而してここには、その風と潮とを測候することといふなり。これ即ち上の卷七、卷二

十の歌にいへるところなり。

○寝乃不勝宿者 舊訓「イノネラレネバ」とよめるを玉の小琴に「イノネカテネバ」とよめり。卷四「六〇七」に「君乎之念寝不勝鴨」卷十「二四六」に「左小牡鹿乃音乎聞乍宿不勝鴨」卷十一「三六九八」に「朝香山山越置代宿不勝鴨」を「イネガテヌカモ」とよみ、四九七に「妹爾戀乍宿不勝家牟」を「イネカテズケム」とよめるに照して考ふれば、玉の小琴の説をよしとすべし。「イ」は既にいへる如く、いぬることをいふ名詞にして、「ヌ」はそれに對する動詞なり。かくいふは「ね」をなく「ね」になくと同じさまの語遣なり。「カテ」は勝ふる意なれば「イノネガテヌ」は寝ぬる事に勝へぬ由の語なり。

○瀧上乃淺野之雉 雉は舊訓「キ、ス」とよめるが、古語「キギシ」なり。卷十四「三三七五」に「武藏野乃乎具奇我吉藝志」又古事記上卷に「佐怒都登理岐藝斯波登與牟」日本紀繼體卷にも「枳蟻矢」皇極卷にも「烏智可拖能阿婆努能枳枳始云々」とあり。されば「タキノヘノアサヌノキギシ」とよむべし。この瀧の上の淺野とは何處なるかといふに、淡路島の津名郡淺野村の溪間に、淺野瀧といふあり。直下七丈四尺、幅一丈二尺、楓樹多きが故に又紅葉瀧ともいふ。これは海岸より溪間をさかのぼること約十町の地にあり。(淡路の北端より西海岸二里許の地に淺野村あり、その村の上方十町許のところ)この瀧の落つる小高き丘の上に雉子のなきたるをいへるならむ。早朝に雉子のなきたる實景をよめるなり。これは事實にして古事記、日本紀の歌にも其趣同じきあり。

○開去歲 「アケヌトシ」とよむ。契沖は「アクレコソ」とよむべしとせり。されど、かくよみては下

につづかず。従ふべからず。「去は「ヌ」の假名として用ゐる「歳は「ト」シ」といふ二の助詞のつづけるをその訓を假りてあらはせるなり。「夜があけぬとて」といふ意にして「シ」は間投助詞にして勢を添ふるに止まる。かかる場合に「シ」を用ゐて、末を「ラシ」とすることこの卷三四一に「酒飲而醉哭爲師益有良師卷八一五八五に「鐘禮能雨師無間零良志卷十一八三八に「峯上爾零置雪之風之共此間散良思など例少からず。

○立動良之 舊訓「タチサワグラシ」とよみたるを考は「タチトヨムラシ」とよみたり。楓落葉は「タチヨトムラシ」と假名つけせるが、その説明を見れば「トヨム」の書き誤なり。「動」字は「サワグ」とも「トヨム」とも本集にはよみたる例あり。而して古事記上卷の歌には「阿遠夜麻邇奴延波那伎怒都登理岐藝斯波登與牟」とあり、日本紀繼體卷の歌にも同じく「爾播都等利柯稽幡儺俱怒都等利枳蟻矢播等余武」とあり。されば「トヨム」とよむ方よからむかといふに未だ遠かに然りといふべからず。元來この「トヨム」といふ語は先づ或る音のありてそれが響くといふ意の語なり。されば本集の例を見るに「トヨム」と確かによむべき假名書の例は卷十五三七八〇に「保等登藝須毛能毛布等伎爾伎奈吉等余牟流卷十七三九一一に「多知花乃多麻奴久月之來鳴登餘牟流卷十八四〇九二に「橋能播奈治流等吉爾伎奈吉登余牟流卷十九四一六六に「鳴霍公鳥：：噴等余牟禮杼何如將飽足卷十五三六〇八に「安之比奇能山妣故等余牟佐乎思賀奈君母卷十八四〇五一に「保登等藝須伎奈伎等余米波卷十九四一七七に「鳴等余米安寢不令宿君乎奈夜麻勢四一八〇に「足檜木乃山呼等余米左夜中爾鳴霍公鳥卷十七三九九三に「保登等藝須伎奈伎等與米婆卷

十八四〇六五に「保等登藝須伎奈吉等與米余以上は必ず鳴くといふ語を伴へるを見る。又卷十四三四七四に「宇惠多氣能毛登左倍登與美これは末の音に本のとよむなり。即ち或る音を基として、これに伴ひて響くを「トヨム」といへることは著し。古事記日本紀なるも、鶏は鳴き「鶏は鳴く」といへるによりて、雉子はとよむとうけてあやなせるなり。されば「サワグ」とよめるたるものなくして直ちに「トヨム」とよむはあたざること明かなり。されば「サワグ」とよめる舊訓をよしとすべし。鳥に「サワグ」といへる例はこの卷二五七に「邊津方爾味村左和伎卷十七三九九一に「奈藝左爾波安遲牟良佐和伎卷二十四三六〇に「安治牟良能佐和伎々保比且卷十五三六二五に「由布左禮波安之敏爾佐和伎安氣久禮波於伎爾奈都佐布可母須良母卷十五三六四二に「可良能宇良爾安佐里須流多豆奈伎且佐和伎奴卷十七三九九三に「奈伎佐爾波阿之賀毛佐和伎卷三九五三に「鴈我禰波都可比爾許牟等佐和久良武四〇〇六に「都麻欲夫等須騰理波佐和久卷六九二四に「幾許毛散和口鳥之聲可聞などあり。而して動を「サワグ」とよむことの不可ならぬことは卷十四三三四九の「布奈妣等佐和久奈美多都良思母卷七一二二八の「船人動浪立良下と同じ語をかけるるべきにても知らるべし。さて雉子はさわぐは夜明けになりて雉子がとよむと立ちさわぐといふなり。以上一段落碇泊地の實景を敘して次の段を導く。

○率兒等 「イザコドモ」とよむ。「率」を「イザ」とよむことは上の「二九三」の「率行見」に例あり。「こども」は家人舟兒どもをいふなり。ここは呼び掛の形にいへり。

○安倍而擲出牟 舊訓「アヘテコギイデム」とよむ。考は「アヘテコギデム」とよみたり。卷十七三

九五六は伊麻許曾婆敷奈大那宇知底安倍底許藝泥米とあれば、考の説も據なしとせず。されど七音の句の八音になれるものも少からねば必ず改むべしとにあらす。この「あへて」といふ語の例はこの卷十七の例の外に卷九一六七一に「磯浦箕乎敢而撈動」あり。代匠記の初稿には「あへきて」の略語なるべしといひたれど清撰本にはこの卷九の歌によりて「此に依ればあへきのきを略してあへて」と云にはあらずして撈出るに堪たる意なり」といへり。攷證は又上の歌及び濱松中納言物語に、「かいはみうかゞへどあへてさやうなる人見え云々。榮花物語淺緑卷に故殿の御心おきてのまゝにてはあへておぼしかくべきにはあらねど云々などありてみなあながちにといふ意に聞えてよく心得らるる也」といひ、なほまた本集此卷廿四に「競敢六鴨云々、十三十五讀文將敢鴨」などあへんといふに敢の字を用ひたれど、こは訓を借たるのみなれば同じ語なりと思ふ事なかれ」といへり。然れども、この「あへて」を「あながち」といふ意にせば、かへりて意合せず。契沖のいへる撈出づるに堪へたる意にてもなほ不十分なり。これは今も敢へて」といふ語を釋するに「オシキリテ」といふそれなるべし。但、今日は漢文よみの慣例として下を必ず打消とせるが、本義は必ずしも然らじ。攷證にひける濱松中納言物語、榮花物語の例も下が打消なるなれば漢文流の語遣になりてあるものなり。「敢」の字は元來、勇敢、果敢、敢行などの熟字にても明かなるが如く、決心して行ふことをいふものなれば、この「アヘテ」も決心して撈き出づることを行ふ意にいへることを思はる。

○爾波母之頭氣師「ニハモシヅケシ」とよむ。「ニハ」は上二五六の歌に「飼飯乃海庭好有之卷十一

二七四六の「庭淨與方撈出海舟乃卷十五三五〇九の「武庫能宇美能爾波余久安良之などの「ニハ」にて、海面の靜かなるをいへるなり。

○一首の意 三段落の歌なるが、意は明かなり。第一段落は先淡路島について述べ、それより瀬戸内海の潮流の明石海峡によりて往復することをのべ、第二段はその潮流に逆ひて航行するは危険なれば、淡路島の西岸の北部に碇泊して風潮をまつ程に、朝になりぬることを敘し、第三段は待ちたる朝和になりたれば、これよりいざ撈き出でむといへるなり。

反歌

(三八九)

島傳敏馬乃埼乎許藝廻者日本戀久鶴左波爾鳴

○島傳「シマツタヒ」とよむ。この語の例は卷二十四四〇六に「之麻豆多比伊己藝和多利且」などあり。島より島へとたどりつつ渡りゆくことをいふ。但し古島といふは今いふ島のみならず半島をいへるなり。

○敏馬乃崎乎「ミヌメノサキヲ」とよむ。「敏」は吳音「ミヌ」なり。「ミヌメ」は上二五〇に「敏馬乎過」といへる地にして、ミヌメの浦といふはそこにいへる如く、今の神戸市西灘村の海邊にして、敏馬埼といへるは蓋し神戸港の東の岬の邊の事ならむ。

○許藝廻者「コキタメバ」とよめり。古寫本中に「コキマヘバ」とよめるもあれど、それにては意をなさず。「廻」は卷一五八の「撈多味行之棚無小舟」と卷十九四一八八の「浦己藝廻都追年爾之努波

米とを比較すれば「タム」とよむに不可なきは知られたり。然るにこの語は上の外に假名書のものは多未足道〔卷十一「一三六三」〕也良乃崎多未且擗來跡〔卷十六「三八六七」〕許藝多武流浦乃盡〔卷六「九四二」〕の例を見るのみなり。なほその外に「乎可之佐伎伊多牟流其等爾」〔卷二十四四〇六〕も接頭辭「イ」の加はれるにて同じ語なるべし。さて上の例語を一の語として見れば、マ行上二段活用なるが如くに思はるれど、チカノサキタミタル道とあるは所謂地形の自然をいふ語にして、「コギタミ行キシ」タミテコギク「コギタムル浦ノ盡」岡ノ崎イタムルゴトニは人の動作をいふ語としておのづから別なり。今ここには上に「敏馬之埼乎」とあれば人の動作をいふ語なることは明かなり。かくてこの假名書の例のみにつきて考ふれば、これは「タミ」「タムル」と活用して上二段活用なるが如し。然る時はここは「タムレバ」とよむべきものにして「タメバ」とよむべき根據なきが如し。然るに、ここを「タムレバ」とよむときは歌の調をなさず。按ずるに、上にある如く、この卷「三五七」の「擗回舟」「三五八」の「擗轉小舟」はいづれも連體形なれど、「コギタム」とよみ、「コギタムル」とよまず、又しかよみては歌の調をなさず。これらによりて考ふれば、證はなきことなれど、この頃には四段活用にも活用せしならむか。四段活用とせば、その已然形として「タメバ」とよむに不可なし。されど、確證なきことなれば、なほ疑問として解決を後にまつべきなり。意は迂廻することなり。

○日本戀久 舊板本「ヤマトコヒシク」とよみたるを古義に「ヤマトコホシク」とよめり。日本を「ヤマト」とよむことは卷一に既に見ゆ。「コヒシク」も「コホシク」も同じ意なるが、既にいへる如く「コヒシク」「コホシク」の假名書の例は卷十五以下に限られ、卷五にある假名書は「コホシ」とあれば、古くは「コホシ」といひしならむ。今この卷は卷五以前のものと見ゆれば、「コホシ」の方によることとせり。

○鶴左波爾鳴 「タヅサハニナク」とよむ。「タヅ」の事は卷一にあり。「サハニ」は澤山の意にて卷一にその例あり。又この卷「二七三」に「近江海八十之湊爾鶴佐波二鳴」ともあり。意明かなり。

○一首の意 多くの島々を傳ひつつ來て、敏馬の埼を擗ぎめぐれば、その邊の濱邊に鶴が多くありて鳴くがそれをきくにつけてもわが故郷の戀しくてはやくかへりて妻子をみたく思はるるよとなり。これは敏馬をすぐれば、次の碇泊は難波にして、いよ／＼上陸すべくなれば、心いよ／＼せかるるによる。鶴をここにあげたるは實景なるが、それに感じて故郷をつよく思ひ出さずる材料となりたるならむ。

按ずるに上の長歌とこの反歌とによりて見れば、この歌主は、西國より瀬戸の島々を往つつ上り來りて淡路島に假泊し、さてその次に明石海峡を過ぎ、敏馬浦を通るときにこれを詠ぜるなり。或る説に、この敏馬浦に島なしといひ、野島崎なりしを唱へ誤りしにはあらざるかとあり。されど、多くの島々をつたひ、最後に今淡路を経てここに來るとせば、何等の不條理なる點なしとす。

右歌若宮年魚鷹誦之。但未審作者。

○右歌云々 若宮年魚鷹の事上にあり。この左注はこの歌をば若宮年魚鷹がこれを傳へ知り
 るてある時にこれをうたひしによりて録したる由を告げ、なほその作者は當時既に知られず
 ありし由をことわれるなり。これを考には家持の注とし、攷證はこれを全然否定して後人の
 注とせれど、二者共に穩かならず。左注には確に原撰者の加へし部分もあり、又後人の加へし
 ものも少からざれば、一概に否定するは極端なり。この左注は原撰にありしものならむ。し
 かもこれを家持なりと断定するは又早計なり。

譬喩歌

○ 譬喩歌は文字の面によりて見れば、物に喩へて思を陳ぶる歌の義なるべく見ゆるなり。こ
 こに考ふべきはこの項目を立てたる本旨如何といふことなり。卷一卷二の一團に於いては
 雜歌、相聞、挽歌の三類を立てたるに、この卷三、卷四の一團に於いては、雜歌、譬喩歌、挽歌、相聞の四
 類を立てたり。されば、これを卷一、卷二の分類法に照せば、この譬喩歌の一目を加へたり。こ
 の一目は卷一卷二の三類によらば、いづれに入るべきものなるか。或は上のある一類のうち
 よりとり出してわけたるか、或はすべての類にわたりて譬喩を以て詠せる歌をとり出して一
 目の下にあつめたるかといふことの問題あり。今他の卷について見るに、卷七には雜歌、譬喩
 歌、挽歌の三目を立て、卷十一には「古今相聞往來歌類之上」としてこれを旋頭歌、正述心緒歌、寄物
 陳思歌、問答譬喩歌に分ち、卷十二には「古今相聞往來歌類之下」としてそれを正述心緒歌、寄物陳

思歌、問答歌、福旅發思歌、悲別歌に分ちたり。卷十三は雜歌、相聞歌、問答歌、譬喩歌、挽歌とし、卷十
 四の本歌中には雜歌、相聞往來歌、譬喩歌、挽歌とせり。かくの如く譬喩歌といふ名目は所々に
 用ゐられたるが、その所在は卷十一、二にては相聞往來歌のうちの一目とし、卷七は雜歌、挽歌と
 相對する一目とし、この三、四の卷に於いては雜歌、挽歌、相聞と相對する一目とせり。然れば、譬
 喩の目はその所在によりて種々の場合に用ゐられたりといふべし。然らばここにては如何
 といふに、攷證には譬喩は物によそへて思ひをさとす意にてたとへうた也。此下に戀の歌を
 ば載たれど、物にたとへたるなれば、ただ相聞といふと別なり。考略解などに相聞也とのみ解
 れしはくはしからずといへり。古義には、譬喩歌はタトヘウタと訓べし。古今集序に歌體六
 種のことを云るところに、四にたとへうたとありて、その古注に、これは萬の草木鳥獸につけて
 心を見するなりとあるが如し。故七卷譬喩歌部内に寄衣、寄絲などのやうにして類を分
 たり。十一卷十三卷には相聞部内に問答歌、譬喩歌などして假に類を分たり。さて譬喩
 は萬に互りてある事なれど、此集にいへるは男女のなからひの事にかぎれりといへり。かく
 の如く、多くの人は譬喩歌といふは戀の歌なりとせり。されど、攷證にいへる如くに事實は戀
 をうたへりとしてもその名目は戀の歌といふ名目にはあらず。いづこまでも、譬喩の歌たる
 ことは一貫せり。それ故に、ここはいづこまでも、譬喩の歌とすべし。然らば、譬喩とは何か。
 攷證には毛詩の子夏の序の所謂六義のうち、風にあたとせり。然れども、この説は誤れり。
 抑も六義は風賦比興雅頌の六をさすものにして、この六義については古來種々の説行はれた

れど、孔穎達の疏には「風雅頌者詩篇之異體賦比興者詩文之異辭耳。賦比興是詩之所用、風雅頌是詩之成形用、彼三事成此三事。是故同種爲義」と見えたり。これによれば、譬喩歌は比に相當するものと見ゆべし。然るに、この孔疏によれば、風體賦用比用興用雅體頌體、これは詩の表現法よりするものと詩の體よりするものと原理よりするものを混同したりといふべきに似たり。然らば、風雅頌と賦比興との二を混合して排列するも如何なり。詩人玉屑には、この六義を同一原理よりのものとせり。その解によれば、風は實體につきていへばいへば國風なり。「風風也、教也、凡風化之所繫皆風也」とあり。この譬喩歌は表現の方法としても實體として風にあたるものにあらず。況んや雅頌をや。玉屑の説に曰はく、賦者鋪陳其事、比者引物連類、興因事感發」とこの三者のうち比のみこの譬喩歌にあたり。要するにこれは表現の方法に基づく名目にして、物を引いて感想をそれに寓するものなり。この故に、これを一の類として、その内容による名目、挽歌、相聞などと相對せしめたるは學問的の意義より見れば、不十分なるものなりといふべし。恐らく目新しさのまま當時かかる名目を以て類聚することに興味を感じたるままにかゝる事を行ひしならむ。しかもその内容を見れば、主として戀に關するものを集録せりと見ゆ。さてこれを當時いかによみしか、訓にては仙覺抄によみし如く、たとへうたよむべきが如くなれど、或は音讀してヒユノウタとよみしものならむも知られず。

紀皇女御歌一首

○紀皇女 この皇女の御名は卷二、二一九の詞書に「弓削皇子思紀皇女御歌」とある所に出でたり。この皇女は天武天皇の皇女にして、積穗親王の同母妹にまします。母は夫人大薨姫、蘇我赤兄臣の女なり。

(三九〇)

輕池之納回轉留鴨尙爾玉藻乃於丹獨宿名久二

○輕池之「カルノイケノ」なり。輕といふ地は卷二に輕の市など見ゆる地にして、大和國高市郡久米村の東南にあり。今の白檜村の東部、大輕、和田、石川、五條野の邊なるべしといふ。この池の事は、應神天皇十一年にこれを作られし由、日本紀に見えたるが、現存す。大和志に「在大哥留村廣一百五十畝」とあるこれなり。

○納回轉留 舊訓「イリエメゲル」とよめり。代匠記は「往轉留」を「ユキメグル」とよみ、童蒙抄はこの句を「ウチヲユキメグル」とよみ、考は「納」を「納」の誤として「ウラマユキメグル」とよみ、槻落葉は「ウラミユキタムル」又は「ウラミモトホル」とよみ、攷證は「納」をよしとして「ウラマユキメグル」とよめり。古義は「納」を可として「ウラミモトホル」とよみ、註疏は「ウラミユキメグル」とよむ。さて「納」は「イリ」とよみうれど、「回」は「エ」とよむことは絶待にあるべきことにあらず。さて「納」は神田本に「洞」とあるか、西本願寺本に「納」とせり。ここはいかにも水邊をあらはすべき語にあたる見えれば、「ウラ」とよむべき所と思はるるが、「納」には字典に「水之隈曲爲納」とあるによりて、「ウラ」とよむことを得ることは明かなり。而して、その「納」字を用ゐたる例は卷六、九五八に「香椎瀟潮干納」

爾玉藻而名^ニ卷十三^{三三三}三三九^九に「納潭矣枕丹卷而^{三三四}二」に「納僂爲公矣^{又三三四}三」に「納浪來依濱丹^{とあり}」。然らば「納」の誤とすべきかといふに、又卷六一〇六二に「鹽干之共^{納渚}爾波千鳥妻喚^{卷十二}三〇二九^九」に「貞能納爾依流白浪^{とあるあり}」。これについて攷證は「納内也」と毛詩の箋儀禮の注などに見ゆるによりて「納」を「ウラ」とよみて不可なしとし、木村正辭の訓義辨證にはこれを敷衍して納納通用せりとせり。されども辨證にあげたるはいづれも、納を内に通用する例と、納を内に通用する例とのみにして、納と納との直ちに通用せる例は一もあげてあらざれば、必ずしも納の義に「納」を用ゐたりとすべからず。攷證は「納」と「内」と通用し、「内をうら」といふ語にあてたるなりといふなれば、この方かへりて穩かなる様なれど、内をうら」とよみたる例はなし。この故になほ「納」を正字と認むべきものなり。さて「納回」二字は「ウラミ」とよむべきなり。この語は卷二一三一に「角乃浦回乎^{二八五}」にもあり。「回」を「ミ」とよむことは卷一四二の「荒島回乎^{の下にいへり}」。「往轉留^は」は「ユキメグル^{なり}」なり。

○鴨尙爾 「カモストラニ」なり。古義は「爾」を「毛」の誤として「カモストラモ」とせり。然れども、さる本は一もなし。古義は何故にかゝる説をとれるかといふに、その説明なく、ただ次に引十五歌にも可母須良母とあり」と注せるのみ。恐らくは「ストラ」の下に「ミ」を加ふるを不可なりとしての事ならむ。されど、卷十七三九六二に「加苦思底也安良志乎須良爾奈氣^{布勢良武}とあるのみならず、平安朝の歌文にも「ストラニ」の用例少からず。又一般に「ストラサヘマデ」の如き副助詞の下に格助詞「ニ」のつくことは古今を通じてる現象なれば、更に疑ふべきものあらず。されば誤字説を

出してまで主張するは不當なりとす。「ストラニ」は「ストラ」よりも一層その修飾的の意を確めたる語義なり。

○玉藻乃於丹 「タマモノウヘニ」なり。「於」を「ウヘ」の語にあつることはこの卷二六一に既にありて、そこにいへる如く、わが古典にはその用例頗る廣きものなり。玉藻はただ藻をさすに、語をうるはしくせるものなり。

○獨宿名久二 「ヒトリネナクニ」とよむ。一人寐ぬることはせぬものなるをの意なり。鴨といふ鳥はいつも雌雄相伴ひて、水上にすむものなるは明かなることなり。この卷四六六に「水鴨成二人^{雙居}卷五七九四^に」に「爾保鳥能布多利那良毗爲^{などあり}」。

○一首の意 これは輕池の水にすむ鴨に託して自らの獨宿を歎き給へるものなり。輕の池の池の浦回をあちこちと泳ぎまはる鴨さへも、常に雌雄相並びて睦まじく廻るものにして、夜も獨寐はせぬものなるに、われは獨宿をすることよとなり。この歌につきて最近に出でたる萬葉集年表には卷十二三〇九八の歌の左注に「右一首平羣文屋朝臣益人傳云、昔聞紀皇女竊嫁高安王被責之御作此歌但高安王左降任之伊與國守也」とあるに照して、この歌もその高安王左遷當時の作ならむかといへり。恐らくは然らむ。さてこの歌、譬喩歌なれば、詞の上には穩かなれど、内には大なる不平を含めり。

造筑紫觀世音寺別當沙彌滿誓歌一首

○造筑紫觀世音寺別當　これは職名なり。觀世音寺は筑前太宰府にありて、その寺の戒壇は日本三戒壇の一にして九州の僧のここにて受戒すべき規定なり。天智天皇が齊明天皇の遺志を奉じて創建せられし寺なり。然れども、その造作には多くの年月を要せしなり。續日本紀卷四、元明天皇の和銅二年の條に「二月戊子詔曰筑紫觀世音寺、淡海大津宮御宇奉爲後岡本宮御宇天皇誓願所基也。雖累年代迄今未了。宜太宰商量充駐使丁五十許人及遂シタカレテ閑月、差發人夫、專加檢校早令營作」とあり。かくして未完成にてありしが故か、續日本紀卷九、元正天皇の養老七年の條に「十一月乙卯勅僧滿誓俗名從四位上於筑紫令造觀世音寺」とあり。ここに造觀世音寺別當とあるはこの時に命ぜられしならむ。さてこの別當といふ職名は普通の官職にては或るものが、臨時設置の職を擔當する場合に、その職の長官の名稱たるものにして、平安朝以來「使」と名づくる職の長官の名とせること、檢非違使別當などにて知るべし。されども、奈良朝に一般の官職の名としてこの名目ありしか否か疑ふべし。奈良朝には各官寺に造寺司なるものありて、その造營を擔任せるが、その長官には造藥師寺大夫、造西大寺長官などの名目ありて別當の名目を見ず。然らば、この別當の名目は平安朝以後の別當とは異なる意義あるべし。延喜式玄蕃寮を按ずるに、東大寺別當、興福、元興、大安、藥師、西大、法隆、弘福、四天王、崇福等寺別當などの語あり、而して「凡諸寺以別當爲長官、以三綱爲任用」と規定せり。これによれば、寺の長官を別當といひしこと明かなり。その別當の職名が平安朝に入りて、諸々の官衙の職名に應用せられたるものにして、その源は僧職に存するなり。而して普通には天平勝寶四年五月に僧良辨

を東大寺の別當に補せしをはじめとする由にいへり。されど、そは東大寺別當のはじめにして、この年に東大寺の成りしなり、それよりも早くこの別當あり。この別當はただ觀世音寺の長官の意にして、後世いふ造寺使の長官にはひとしからざるべし。然らば何故に「造觀世音寺別當」とかけるかと考ふるに、その任務の主眼が造營に存したればなるべし。

○沙彌滿誓　この人の事は、この卷三三六の歌の條にいへり。なほ上の續紀の注に見ゆる如くもと從四位上笠朝臣麻呂といふ人なりしが出家せしなり。さて觀世音寺別當になりしは養老七年十一月なるが、七八年の後天平二年正月十三日太宰帥大伴旅人の宅に於ける宴に列して梅花の歌をよみ、天平三年大伴旅人上京の後に歌を贈りなどしたれば、この頃まで觀世音寺に在りしならむ。次の歌はこの詞書によれば、筑紫在任の時の詠とすべし。

鳥總立足柄山爾、船木伐樹爾、伐歸都安多良船材乎。

○鳥總立　古寫本の訓には「トフサタチ」とあるもあり、仙覺は古點に「トフサタツ」とありしを否として「トフサタテ」と改めたるに後世みな従へるなり。この語の例は卷十七、四〇二六に「登夫佐太底船木伎流等伊布能登乃島山」とあり。これに准へてこのよみ方をよしとすべし。さてかくいへることの意如何。和歌童蒙抄には「とぶさたてとはたづきたてといへることばなり」といへり。顯昭の袖中抄には「歌にとぶさとよむは木の末なり」とふれといひ、ほつえと云ふ義なり。「家思ふみやこのはなのとぶさたて君もしづえのしづ心あらじ此の意なり。鳥總と書

てとふさとよめり」といへり。かくの如く、平安朝の末期に二様の解釋行はれたるが、仙覺は「これはまさかりをのなどやうの物にて木を切るにくだけてちるからをばそま人もはあかし」と云也。しかれば、とふさたてあしがら山とつづけたるなり」といひて童蒙抄の説を繼承し、由阿の詞林采葉集には「八雲御抄云木の梢なり」と。或先達云草木の末を切りて木伐りたる代りに立つるをいふなりと。亦仙覺筑後入道寂意ともに斧まさかりをとぶさといひ、これを打立てて木を切ると云々。此の説もさして證據ありとも不覺歟。今この歌の心を推するに木を伐る時木足とて切屑の散るが、鳥翅の飛ぶに似たるをとぶさといふ。木足の軽く散るを足柄とよせたるにや。又鳥の翔は鞆の總の如くなり。鳥の飛ばむとて先翅を立てて足軽く飛ぶといふことにやと覺ゆ」といへり。上の三説によりて「とぶさはたづき」といふ説と「木の末をいふ」と「こけらをいふ」と三説あることとなれり。近世の學者は如何といふに、契沖は代匠記の初稿に於いて「此とふさは木をきるものきりをはりて、木の末をかの木のもとにたてて山の木の神などに祭るをいふともいひ、又柿のたつをいふともいへり。第十七にもとふさたてふな木きるといふ能登のしま山たとよめり。先山神などを祭るといふは延喜式第八大殿祭祝詞云○推古紀云是年五年○これ舟木をきるにも宮木をきるにも山神樹神をまつるよしなり。本末をば、山の神に祭るとあれば、ことはりなきにあらず。されとも其本末をとふさといふことをいまだみず。次にこけらをとふさといふ事もたしかならぬにや。後拾遺集第十三、戀三にはく、源遠古かむすめに物いひわたり侍りけるに、かれかもとに有けるをんなとまたつか

へ人あひすみけり。いせのくに、くたりて都こひしうおほえけるにつかへ人もおなし心にやおもふらんとおしはかりてよめる、祭主輔親 我おもふみやこの花のとふさゆへ君もしつえのしつ心あらし。ふるき歌には是ならでは見をよひ侍らず。此歌木をきる詞はなけれど、ときもしつえのしつころあらしといへば花のちるをこけらのやうにいひなして人の心のほかにうつりやすらんなとおほつかなくおもふ心なるべし」といへり。これは結局こけらとする説なり。冠辭考は「こは宮材船材などを山に入りて採る時、その切りたる木の末を折りて同じ株の中に立て、山神を祭るをとぶさ立つるといふなるべし。その故は延喜式に齋斧平以伐採氏本末乎波山神爾祭氏中間乎持出來氏云々。さて梢をとぶさといふは今も遠江の土人の大木を伐りてはその株に同じ木の杪を切りて立つることあり。右に本末を山神に祭るといふ。即如此して手向くるならん。さて木杪をとぶさといふことは、又遠江言に木の最末をとぶさきといへり。越前土佐などにもさいふと。されば遠先の意なるをばとぶの語を通し、且さきのきを略きてとぶさといふなりけり」といひ、鹿持雅澄の枕詞解には「鳥總はいとど心得がてなれど管コには、鳥總と書るは借、字にて材を割、杵料器名にはあらざるにや、土佐國幡多郡方言に手斧をトモノと云こともあり。この登は敏鎌カなどいふ敏トにて敏物と云こと、聞えたれば、登夫佐は敏物トといふにて古材を拆器をし、稱しことありしなどにもやあらむ。立とは其器を振、立る謂なり」といへり。又槻落葉別記には翅と鳥總と同じ言として説かんとし、攷證はこれに従へり。又この頃鴻巣盛廣氏は奈良文化第二十號に「鳥總立考」を著して、

薩藩叢書の稱名墓志卷三なる屋久島なる如竹上人の墓の説明の條下に「又此島に平木を取る
 こと如竹に始るとなん。其以前大樹を伐らず、伐れば必ず災ありと甚畏れしなり。如竹憂て
 愚民を諭さんと思ひ、その爲予山上に通夜し、伐て材に用ゐる事を祈らんと人々に誓ひ、一七日
 山中に籠り、下山の日諭しけるは以來伐らんと思ふ樹には前夜より斧を立掛置くべし。翌朝
 其倒れざるは災なし。災あるは極めて斧倒れんと山神の告を承けたりと教へけるとなり。
 故今に至て樹を伐る故實とはなれるよし、伊勢貞宣彼の島にて聞く所と云ふ。誠なるにや」と
 あるを引きて、從來の疑團全く氷解せりとして、これを解して「早く他地方には亡びた古代の伐
 木の習俗が永く南海の孤島には残つてゐるものと解釋すべきであらうと思ふ」といひ、又今も
 屋久島にこの方法行はれてゐることを確め、かくて「とぶさは和歌童蒙抄に記された古説の如
 く斧鑿ツツのことで船木とすべき大木を伐る前に山神の意を知る爲に前日からその木の根本に
 斧を立て掛けて置いて、その伐らむとする時まで、それが倒れてゐないならば、神意のこれを諾
 ひ給ふところとして安んじて伐採した風俗が行はれてゐたので、卷三では足柄山、卷十九では
 能登の國のことになつてゐるが、古代の日本では恐らくは全國的の行事であつたのであらう。
 それが、良材を出す薩南の孤島屋久島に今日なほ現存してゐるものに相違ないのである」とい
 ひ、とぶさたては、斧を立てつることなりと主張せられたり。先づ鴻巢氏が述ぶる如き習俗が、古
 代にありしが故に、童蒙抄の如き説も存したりしならむ。この故に氏が、この習俗が今も地方
 に存することを明かに示されたる功績は認めらるべきものなり。然れども、かくの如くする

ことが、ここにあるとぶさたてといふ語にて示されたる事實なりやといふことは遽かに決し
 がたし。この説をなす人はこの事と、とぶさたてといふ語との連絡を證明せざるべからず。
 これは「とぶさ」といふ語が斧の類の古名なりといふことの證明あれば足るものなり。然るに
 鴻巢氏の説は一言もこの點に觸れず。然らば、鴻巢氏以前にこれが結合が既に證明せられた
 りやと見るに、童蒙抄は上に述べたる如く、たださる習俗の存するをあてていへるのみにして
 言語上の證明は無し。又古義の説の如きは、ただ牽強といふに止まりて、古今を通じて何等の
 證なきことは明かなり。この故に、上述の習俗をば「トブサタテ」といふ語にあててよきか否か
 は依然として残れる問題なり。ここに再び「トブサ」といふ語の研究にうつるべし。斧鑿ツツの類
 を「トブサ」といふことの證は一も存せず。又「コケラ」といふ説も臆測に止まりて證とすべ
 きもの全くなし。「ツバサ」といふも亦然り。然らば木末といふ説は如何といふに、鴻巢氏が既
 に述べたる如く字鏡集に「朶」の字に「トブサ、エダ」の訓をつけ、又堀川百首の俊頼の歌に「卯花も神
 のひもろぎかけてけり」とぶさもたわにゆふかけて見ゆ」とあるもこの意なり。なほこの外に
 は色葉字類抄にも植物部に「トブサ」といふ語に「朶」の字をあてたり。されば「トブサ」といふ語は
 木梢をいふといふことは明白なり。この故に八雲御抄卷四にも上の萬葉の歌をあげて「是は
 いづれも木の梢なり。梢にいりて木をきりては必ず木のすゑをきりて、切りたる木のあとに
 立也。たとへばかはり也」といはれたるなり。但し「トブサ」にあてたる漢字は「朶」のみにしてそ
 の以外には見えねば、これはただの木末といふ義にあらざるべし。「朶」は本字朶にして、説文に

は「樹木垂采也」とあり。されば、これは枝葉のふさ／＼と多くつける木末をさせるものならむ。かくして、彼の後拾遺集第十三戀三の大中臣輔親の歌わが思ふ都の花のとぶさゆゑ君もしづえのしづ心あらじとあるとぶさの意も亦上部の枝の花のふさ／＼とつけるものなること著し。而して輔親は一條天皇乃至三條天皇の頃の人なれば、「トブサ」を「采」の意とすること、平安朝末期に急に生じたるものにあらざるを見るべし。この故にここの「トブサ」もその采の義にて立木の末の枝葉のつきたる部分をいふと思はれたり。然らば、「トブサタテ」とはいかなる意かといふに、これは冠辭考の説、又詞林采葉の前の説、八雲御抄の御説の如く、柚人が木を伐りたるとき、山神を祭る意味にて、その末の部を切り、もとの切株の所に立つるをいふと解すべし。かく解する理由は、延喜式祝詞の大毘祭に、「今奥山乃大峽小峽爾立留木乎齋部能齋斧乎以伐採氏本末_{改乎}山神爾祭氏中間乎持出來氏」とある如く、又大永二年に書寫せし大神宮心御柱記に「如例以宣下吉日奉祭木本也、一頭工採料木_{長五尺口}本末奉祭山祇也」とある如く、古みなかくせしことと思はるればなり。なほこの説については、鴻巣氏は「船木となる大樹を切つた後に、その梢の部分を立てて山神を祭るものとしてはとぶさたて船木切るといふ言ひ方では、とぶさを立てる動作が船木を切る動作よりも前のやうに聞えて穩かでない」と非難してあるがかやうに事實と言語の上との間に相前後するいひかたをなせるものは集中に例多きことなり。たとへば卷二十四四〇七に「之麻豆多比伊己藝和多利豆_{イコ}これはこぎわたりてはじめて島傳をなしうるなり。卷十七四〇一六に「賣比能野能須々吉於之奈倍布流由伎爾_{ユキ}これも雪が降

りたる爲に、薄の靡くなり。先づ靡きて後雪のふるにあらず。今とてもたゞの語にも歌にもさる説の如く詞を論理的に排列するものにあらず。かかる理窟を以て古歌を律するは無理なり。されば、こはなほ生木の枝梢を立つることなるべし。而してこの風習は今も正月の門松を除き去る時にはその松の末を折りて、その跡に立ておくことの行はれてあるは誰人も知るところなり。さてこれをば從來多くの説は枕詞としたれど、恐らくは枕詞にあらずしてかくして神を祭りて木を伐るといふ意をあらはしたるならむ。若し枕詞ならば、終止形を以てするが一般の例なれば、古點の如く、「トブサタツ」といふべきなり。然れども卷十七には「登夫佐太底_アとあれば、トブサタツ」とよむべからず。かくて語の意は下の「船木伐」につづくものなり。

○足柄山爾 「アシガラヤマニ」なり。これは相模國の足柄山なり。これは古事記中卷に「足柄之坂下」とあり、本集には卷十四に「安思我良_ニ」三三六一、三三六四、三三七一、卷二十に「阿志加良_ニ」四三七二、「安之我良_ニ」四四二二、四四四〇などかけり。

○船木伐 「フナキキリ」とよめり。「船木」を「フナキ」とよむべく假名書にせる例は見ざれども、卷十四三三三、三三九に「布奈妣_ビ等_ト」卷十七三九五、六に「敷奈_ナ太那_ダ」卷二十四三二、九に「布奈可射里_{カサリ}」とあるなどによりて、かくよみて不可なきを知るべし。船木は船に作るべき料の木材なり。この頃の船は材をはぎ合せてつくる堅牢なる船も未だ十分に發達せざりしならむからに、大なる船には大なる材を要せしならむ。この故に船木といはば巨大なる材にてありしものと思はる。上に引ける如く、卷十七には「船木伎流_カ等伊布能登乃島山_ト」とあり。古、これらの山に巨大なる船材

の産せしならむ。推古紀二十六年には安藝國に船材を求められし記事あり。熊野伊豆などが古く船の製造地なりしは巨材の生ぜし爲ならむ。

○樹爾伐歸 舊訓「キニキリヨセツ」とよみたるを拾穂抄に「キニキリカヘツ」とし、槻落葉は「キニキリユキツ」とせり。本居宣長は古事記傳卷十八に「喚歸は與備余世氏と謂べし。歸を余世と訓る例は萬葉」^{四十}に樹爾伐歸都と見え云々」といひたれど、略解に載せたるには「宣長云歸は集中ゆくとのみよめる例也」といひたるによりて、略解もこれに従へり。「歸」字は如何にも本集には「ユク」といふ例は少からねど、「ヨセ」とよむべき例なし。その例はこの卷二四〇の「天歸月」二六三の「見氏毛和我歸志賀爾安良七國」下の「四二三の朝不離將歸人乃」卷九一八〇七に「歸香具禮人乃言時爾」又この卷二八〇の「手折而將歸」等例多けれど、いづれも「ユク」といふ語の例としてあてて不可なるものなく、「ヨス」といひては通ぜざるものなり。「歸」字は元來説文によれば「女嫁也」とある如く、「ユク」を本來のよみ方とするものなれば、「ユク」とよみて不可なし。この句の意は略解に「さて四の句きにきりゆきつは舟木にといふべきを上につづりて舟の言を略ける也」といへるにて知らるる通り、船木としてきりてもちてゆきつとなり。

○安多良船材乎 舊訓「アタラフナキソ」とよめり。されど、乎は「ヲ」とよむが例にして、「ソ」とよむは不可なれば「アタラフナキヲ」とよむべきものなり。「アタラ」は可惜の意にて、副詞なるが形容詞としては「アタラシ」といへり。古事記下卷に「阿多良須賀波良」阿多良須賀志賣又日本紀雄略卷に「阿施羅陀俱彌幡夜」阿施羅須彌幡この集にては卷二十四三一八に「安多良佐可里乎須具之

巨牟登香」などあり。而して、この「アタラフナキヲ」の句は反轉法にて下におけるにて「アタラフナキヲ」きりゆきつといへるなり。

○一首の意 足柄山に立てる巨大なる樹をば、榮を立て山神に祭りてこれを船材として伐りて持ち行きたり。誠に惜むべき巨大なる材木なるをきりてもてゆきたりといふなり。これは船材を伐りてもて行けるにたとへて或る事をいへることはいふをまたぬが、何をいはむとせるか。槻落葉にはその師眞淵の説として「師説に此歌はその寺造る事にはあらず。相聞の歌なり。凡集中譬喩といへば、相聞なり。此一首のみ、さなくて、他の譬喩に交るべくもあらず。ここに譬喩として二十首あるも皆相聞なり。歌意はわがふかく戀したへる女の人のものとなれるをあたらしみてよめるならん。出家以前の歌なるを後に聞たる人滿誓が今をもて造筑紫云々とは書しならんといへり」とあり。而して後の學者多くこれに従へり。これにつきて先づいふべきは相聞といへることなり。ここには相聞は戀歌といふ舊説によりていへるなれど、余が既に論じたる如く、相聞はただちに戀歌といふべからず。相聞といふは往復存問の義なるものにしてそれに戀の歌の多きは自然の勢なるべしと雖も戀歌ならぬものももとよりあることは卷二の例にても知られたり。されば、相聞即ち戀歌とすることは不當なり。さてここにある譬喩歌はその相聞の本義にあたるかといふに、中には往復存問に用ゐるものもなかりきとは斷すべきにあらねど、又しかなりと斷言すべき材料もなし。されば、これは相聞歌なりといふことは不當といふべし。然らば、これを戀歌と見ることは如何といふに、その寓

意を推して戀の歌とすることは出來うべき餘地あり。されどこれを戀歌とせむには出家者としては如何なれば楓落葉にある如く、出家以前の歌をば、後の位地を冠して記載せりといふこととせむ外あらじ。されど若し、出家以前の歌ならば、わざ／＼造觀音寺別當云々と仰々しく、その職名をあぐることに穩かならずと考へらる。これは次々の歌に照して考ふれば、なほ、筑紫在任の詠と見るを穩當とするものなり。然る時にはこれを戀の歌と釋するは如何といふに、次一首を隔てたる「三九三」にも多少の戀の勻はあり。されば、これにも戀の意の勻ふことありとてさまで不思議にあらざらむ。されどそれを強調して、楓落葉の説の如くに説くは穩かならず。この歌の趣は旁觀的の氣分十分にありて、本人が戀の當事者たる程の強き感はなし。これは軽く或る美人が、誰人かの専有になりしをば、多くの戀人が、これを羨ましく思へる心をばうたへるか、或は、自己には深き戀心もなければ、多くの美人が、一人の占有になりしを見て、恰も、深山の大樹が、自由にそだちしを船材によしとて切りてもてゆかれしが如く、傍觀者としても惜き感あるをうたへるものなるべし。

太宰大監大伴宿禰百代梅歌

○太宰大監 太宰府の判官なり。判官は和名鈔に「萬豆利古止比止」とよめり。職員令太宰府の條に「大監二人掌糺判府内審署文案察非違少監二人掌同大監」とあり。官位令によるに正六位下相當の官なり。

○大伴宿禰百代 この人は宿禰姓なれば、旅人家持の一族ならむと思はるれど、父祖の名知られず、従つて旅人等との親縁明かならず。この人の太宰大監なりしことはこの集卷五天平二年正月太宰帥大伴旅人宅にて梅花の宴を催したりし時の詠に「大監大伴氏百代」と見え、又卷四には太宰大監大伴宿禰百代の戀歌四首と、天平二年夏六月に太宰大監大伴宿禰百代等の驛使に贈れる歌とを載せたり。これらによれば、天平二年の頃この官に在りしなり。なほこの人の事は續日本紀に天平十年閏七月癸卯、外從五位下大伴宿禰百世を(兵部)少輔とせらるる記事あり。又十三年八月丁亥に外從五位下大伴宿禰百世を美作守とせらるることあり。十五年十二月辛卯に「始置筑紫鎮西府以大伴宿禰百世爲副將軍」と見え、十八年四月癸卯に從五位下を授けられ、九月己巳に豊前守に任ぜられ、十九年正月丙申に「授正五位下」などあるが、その百世即ちこの百代ならむといふが恐らくは然るべし。この人の歌はこの外卷四に五首、卷五に一首見ゆ。

○梅歌 梅をよめる歌といふ義なるが、ここは譬喩歌のうちなればただの詠物歌にあらぬは論なし。

(三九二)

鳥珠之、其夜乃梅乎、手忘而不折來家里、思之物乎。

○鳥珠之 「ヌバタマノ」とよむ。これは卷二「一六九」にこゝと同じ文字を用ゐる「一九四」に「鳥玉乃」「一九九」に「鳥玉能」とあるに同じく、ただ玉と珠との文字の差あるのみなり。その意は既にいへる

如く、ヒアフギの實にして珠玉の形にして眞黒のものなり。それを轉用して夜の枕詞とせるなり。

○其夜乃梅乎 「ソノヨノウメヲ」なり。梅を太宰府にて、大伴旅人が其宅にて賞して人を集へて歌よみしこと、卷五にあり。これも、その頃の詠なるべきなり。梅は本集に「宇米」(卷五)「宇梅」(卷五)「烏梅」(卷五)などかけり。「其夜」とあるは或る夜に梅を見たりしその梅をば、後に想ひ起してよめるなり。

○手忘而 「タワスレテ」とよむ。この語の假名書の例は本集になけれど、かくよむに異論なし。

この「タ」は所謂發語にして語勢を強むることをなせど深き意義なし。「タ」を動詞に冠したる例はこの卷四五八に「若子乃匍匐多毛登保里」の「タ」モトホル「卷八、一四三九」の「遠山邊爾霞多奈婢久」等の「タ」ナビクなどの「タ」これなり。語の意は打忘れてといふに近し。

○不折來家里 舊訓「チラデキニケリ」とよみたるを考及び槻落葉に「チラズキニケリ」とよみたり。打消の「デ」といふ語法はこの頃には未だ行はれざりし語なれば「ズ」の方に従ふべし。折らずして、その梅の許を離れ來たりとなり。

○思之物乎 「オモヒシモノヲ」とよむ。語の上の意は折り來むと思ひしものをいふなり。この句は上にあるべきを反轉法にてここにおけり。

○一首の意 語の上の意は、宴會かなにかのありし其の夜の梅を折らむと思ひしものをつひ忘れて折らずして歸り來たりとなり。これは譬喩歌なれば梅を折ることを女に逢ふことにな

とへたりといふが普通の説なり。大體さる事ならむ。

滿誓沙彌月歌一首

○滿誓沙彌 上の沙彌滿誓におなじ。これは名を先づいひたるなり。

○月歌 月を以て譬喩とせしうたなり。

(三九三)

不^ニ所^ト見^ト十^ト方^ト孰^ク不^レ戀^フ有^ラ米^メ山^ノ之^ハ未^ニ爾^ニ射^テ狹^ク夜^ヲ歷^シ月^ヲ乎^ヲ外^ニ爾^ニ見^テ而^シ思^フ香^シ

○不所見十方 「ミエズトモ」とよむ。「所見」は「ミユ」にあてたる字にしてその例はこの卷二五五の「倭島所見」など多し。「十方」は「トモ」にあてたり。十方を「トモ」にあてたるものは卷二一七二に「君不座十方」などあり。この語の假名書の例は卷十四三五三〇に「見^ミ要^エ受^ス等^ト母^モ」あり。玉の小琴に曰はく「此十方は雖の意には非ず。とにももの助辭を添たるとも也。上二句の意は凡て月は出るを待兼ぬる物にて、未だ出ぬ程は誰かは戀ざらむ、未だ見えぬ事かなと、誰も皆待かぬると云意也。さて出たらむをよそながらも早く見ま欲きと也」といへり。然れども若し、この説の如くならば、「ト」は格助詞なればその「ミエズト」は「戀ふる」に對しての補格たるべし。然るときにはそれは「見えず」と思ひて戀ふる意となるべくして、この歌に於いて如何なることをいはむとするか、殆ど意をなさざるなり。されば、ここはなほ「雖」の字の意にして、實地に見て戀ふることは世の常の事なり、されどたとひ、見えずとも、孰か戀ひざらむやといふ意なり。

○孰不戀有米 舊訓「タレコヒザラメ」とよみたるを、略解には「宣長云米は卒の誤にてこひざらん也」といへり。然るにこの「米」の字、類聚古集に「來」とかける外に異字を用ゐたる本なく、その「來」も「米」を誤れることいふをまたざれば、この誤字説は首肯すべからず。しかも何故に宣長がかく論ぜるものなるか、その理由を明言せざるが故に知り難しといへども、或は「米」を已然形の「米」とするには上に「コソ」の係あるべきに、無きが故にかく思ひしか。されど、かく、上に「コソ」なくして「メ」にて終止する例は少からず。一二の例をあぐれば、卷二「一〇二」に「誰戀爾有目卷四六五九に「如是有者四惠也吾背子與裳何如荒海藻」の如し。但しかゝる時は上に疑問の語ありて、しかも反語をなすに限ると見ゆ。これもその意なり。以上二句一段落なり。但し、その「不見」といひし對象戀ふる所の對象は下の「イサヨフ月」なり。山の端にいさよふ月は未だ見えぬものなれば、第一句はこれに對していへるなり。その未だ見えぬ月なれども、それを孰か戀ひざらむといふなり。

○山之末爾 舊訓「ヤマノハニ」とよみたり。楓落葉はこれを「ヤマノマニ」とよみ、山末は山際に同じく山のまとよむべき也」といへり。按ずるにこの楓落葉の説は「末」を音の假名と見ての事なるべきか。しかも「ヤマノマ」といふ時は山と山との間にといふ意なるべく、思はるるが、さやうの意にて、月のそこにいさよふといへることありや頗る疑はしきことなり。而して「山之末」とかけるは集中ここに一處のみなれど、卷七には「一〇七一」に「山末爾不知與歷月乎」「一〇八四」に「山末爾不知夜經月乎」とあるをば、これも古來「ヤマノハニ」とよみ來れり。而して、卷六一〇〇八に

は「山之葉爾不知世經月乎」とかき、九八三には「山葉左佐良梗壯子」左注に「月別名云佐散良衣壯」とあり、卷十六「三八〇三」に「山葉從出來月之云々」とあり。されば月の山のはを出づといへるは例少からざるなり。又卷十五「三六二三」に「山乃波爾月可多夫氣婆」とかける如く、月の入るにも「山ノハ」といへり。而して、月の出沒に「山」のまと明かによむべくかける例は一も見えざるなり。然らば、この「山之末」又卷の「山末」の「末」は「マ」の假名なりと強く主張すること能はざるべし。ことに「山末」の文字は二字共義字として考へらるべき餘地存す。「末」字は玉篇に「端也、顛也、盡也」とあり。されば、山末はこれを義字として見る時には山端、又山顛の義に適すといふべし。しかも山末の熟字は支那の文獻に存するを見ざるが故に、これは本邦にての事ならむが、古事記上卷に「次大山上咋神亦名山末之大主神」とある、山末もよみ方は或は「ヤマヌエ」ならむが、字義はここにいへるにおなじかるべし。支那にてはこの「山末」にあたる熟字として「山椒」といふを用ゐたり。かくて、山末は結局山の先端の義と見るべし。次に「山之末」とかけるは如何といふに、之は意義上より助詞として用ゐるしなれば、その上下の「山末」二字も義字として用ゐたりとする方穩當ならむ。もとより「ノ」にて二の名詞をつづくる時に「之」の下に、假名を以ての名詞を示したるものなしとせざれど、それは甚だ稀にして、之を以てつなげる例、集中にある大多数は下が義字たるものなり。これらを以て考ふれば、「山之末」は即義字にして「ヤマノハ」とよむべきものたりといふべし。

○射狹夜歷月乎 舊板本には「狹」を「寐」につくれり。されど、寐字は異様にしてこれを假名に用ゐ

たる例なきものなり。これは寛永版本にての刻り誤にしてその以前の版本、古寫本すべて、狭につくれるを正しとす。訓は射は「イル」の活用、「イ」狭は「サ」の訓夜は「ヨ」の訓により、歴は「フ」の用言の終止形をかりたるなり。この語の例は上に引ける「不知與歴」(二〇七二)「不知夜經」(二〇八四)「不知世經」(二〇〇八)又この卷、二六四の「不知代經限」(四二八)「伊佐夜歷雲」(卷十四、三五一)「伊佐欲布」などによりて見るべきが、その意は、二六四の下にいへる如く、そこにとどこほりたゆたふをいふ。山の端を出でむとしてしかも速かに出でもやらぬ月をいふ。

○外爾見而思香 「ヨソニミテシガ」とよむ。この「香」は冀望の「ガ」をあらはしたるものとして濁音によむべきものなり。「外」を「ヨソ」とよむ例は卷二一七四の「外爾見之檀乃岡毛」をはじめこの卷には、四二五の「外爾可聞見牟」(四七四)の「昔許會外爾毛見之加」(四八二)の「外爾見之山矣」その他例多く一々あぐべからず。さて末の「ガ」は願望をあらはすものとして、動詞よりうけて肯定的の願望をあらはすものは「テシガ」といふ形をとる。この「テ」は複語尾「ツ」の連用形「シ」は複語尾「キ」の連體形にして、それを「ガ」にて受けて終止するなり。ここに似たる語例は卷八一六二二に「今毛見師香妹之光儀乎」あり。その他卷五八〇六に「多都能馬母伊麻勿愛且之可」などあり。「ヨソニ見テシガ」とは外ながらにも見たきものよといふに似たり。

○一首の意 この歌既にいふ如く二段落なり。然るに、本居宣長が「山のはにいさよふ月を誰こひざらむ見えずともよそに見てしかと三四二一五と句をついで、見べし略解」といひてより諸家これに従へり。先づその釋はさておき、この歌を二段落とせずして一段落とせるは甚しき誤なり。第二句の「め」は明かに終止せるものなり。又第五句も亦明かに終止せるものにして、その第一段の第一句より第二段落の第五句につづけて釋するが如き、は段落の句別をも辨へぬものなりといふ譏を甘受せざるべからず。これは、その第三第四の二句に當る語が、第一句にも伴ふべきを便宜第二段落に譲りて言を簡にして歌の體を調へたるなり。されば釋するには第一段落にもこれを加へざるべからず。その意は山の端を出でむとしてそこにいさよふ月をば、未だ見えずとも誰か見むと戀ひ願はざるものあらむや。あの山の端にいよふ月をばよそながらも見たしといふ思ふが、何とぞしてその望を果したき事なるよとなり。

金明軍歌一首

○金明軍 「金字神田本及び細井本、活字無訓本に「余」ともせり。槻落葉にも「余」の誤とせり。同じ名の人、この下「四五四乃至四五八」の五首の左注にもあるが、そこもこのこと同じく、古葉略類聚鈔、神田本、細井本、活字無訓本には「余」とあり。又卷四「五七九」の詞書にも同じ名見ゆるが、それには、元曆本、桂本、古葉略類聚鈔、神田本には「余」とせり。ここに「余」か「金」かその一は正しく、他は訛なるべきこと知られたり。然るに、余氏も金氏も共に外來の氏族にしてこの頃に存せしなり。金氏は新羅國王族の氏にして、今も朝鮮に存す。大寶三年十月の紀に「僧隆觀還俗本姓名、金財云々」とあり、元明天皇和銅元年正月に金上元に從五位下を授けられ、同二年十一月の記事に「從五位下金上元爲伯耆守」とあり。又東大寺正倉院文書右京三條の天平五年計帳に「金月足の名あ

り。又聖武天皇神龜元年五月辛未に「從六位上金、宅良金、元吉賜姓國看連」とあり。聖武天皇天平五年六月の條に「武藏國埼玉郡新羅人德師等男女五十三人依請爲金姓」と見ゆ。されば、金氏のわが國に廣く存し、樞要の官職にも就きたりしことを見るべし。余氏は百濟王族の氏にして、持統天皇紀に百濟王余禪廣の名見え、續記養老五年正月には正六位余泰勝に絶十疋を賜ふとあり、同七年正月には正六位上余仁軍といふに從五位下を授けられたり。これは一本「金」に作る。されどその他にも余氏あり。孝謙天皇天平寶字二年六月に太宰陰陽師從六位下余益人、造法華寺判官從六位下余東人等四人に百濟朝臣を賜ふことあり、淳仁天皇天平寶字五年三月に百濟人余民善等男女四人に姓を百濟公と賜ふことあり、その他多けれど略す。かの畫家として名高き百濟河成も本姓余なりしことは文德實錄に見えたり。かく二氏共に同時に存したりしが故に、今一を正しとすること困難なり。ただ養老七年紀に見ゆる余仁軍とこの明軍と名似たれば、その一族として余氏ならむの疑あれど、しかも、これを以て決定することは危険なりとす。さてこの人は下の左注によれば大納言大伴旅人の資人たりしなり。資人は尊貴の官位に在る人の警衛等に使ふ爲に公より給せられ人をにして「ツカヒヒト」といふ。續紀を見るに養老五年三月に中納言從三位大伴宿禰旅人に帶刀資人四人を給ふとあり。令の規定によれば三位に賜ふ資人は六十人なり。これはその六十人のうちに帶刀の資人四人を許されしことをいふならむ。

印結而、我定義之、住吉乃濱乃小松者、後毛吾松。

○印結而「シメユヒテ」とよむ。「印は今いふしるしなり。そのしるしを古シメといひしが故に印字をシメ」とよむなり。「標をシメ」とよむも精神は同じ。「標をシメ」とよめるは卷二「一一五」「一一二」「五四」などに例多し。ここの如く「印」の字を用るしは、卷七「一三三五」に「雲飛山仁吾印結卷十一」「二四八一」に「大野跡狀不知印結有不得吾眷」などあり。結ひはその印を結ひつくることなり。ここはわが領する所なりといふしるしをつけおきてといふなり。

○我定義之 舊訓「ワガサタメコシ」とよみたり。されど、義を「コ」とよむは根據なし。さて「定義之」を類聚古集、古葉略類聚鈔などに「サタメテシ」とよめり。童蒙抄は「チギリニシ」とよみ、考は「義」は「篆」の誤として「サタメテシ」とよみたり。宣長は「サタメテシ」とよむべしとし、「義之」を「テシ」とよむことにつきては玉の小琴に委しく論ぜり。長文なれど重要なものなれば次に引く。曰はく「義之はてしと訓べし。此外四卷「一」に「言義之鬼尾七卷「三」に「結義之十卷「三」に「織義之又逢義之十一卷「廿」に「觸義之鬼尾十二卷「廿」に「結義之是等皆同じ。てしと訓べきこと明らかし。さて是をてしと訓は義字をての假字に用たるには非ず。故に義之と續けるのみにて、義とのみ云るは一つもなし。義は即義の字の誤にて漢國の王義之と云人のこと也。此人書に名高きこと古今に並びなし。此國にても古より此人の手跡をば殊にたふとみ、賞する故に手師の意にて書る也。書のことを手と云はいと古きことにて、書紀廿一卷「十九」にも書博士をてのは

る歌のみなり。これは一の注意すべき事項にして、これはこの人が家持と深き關係を有したりしが故なるべきことは勿論なり。されど、實際はそれに止まらず、なほその以上の研究事項を含むべし。即ち、この人が、これ以外に歌をよまざりしにはあらで、恐らくはたまく、大伴家持に贈りたりしもののみが、この集によりて後世に傳はりしが爲ならむ。然るときは、これに類似の事項蓋し少からずして大伴氏とこの集との關係深きことを考ふべき一の資料とみらるべきなり。

○贈大伴宿禰家持歌 大伴家持は本集に深き關係ある人なるが、その名はここにはじめてあらはれたり。この人は大伴宿禰旅人の子にして大伴氏の正統を持し、延暦四年に中納言從三位にて歿せり。その年齢は明かならず。その作歌は、この巻に載せられたるは天平十一年六月の詠(四六一以下)をはじめとすれど、作歌の年月の明かに知られたるものとして最も古きは卷八、九九四の天平五年作の初月歌にして、その次には天平八年丙子秋九月作の秋歌四首(一五六六)一五六九なり。今この歌はいつの頃の詠か明かならねど、はやきころの歌ならむ。

(三九五)

託馬野爾、生流紫、衣染未服、而色出來

○託馬野 古來ツクマノニとよみ、近江國坂田郡筑摩なりとして何等の異議なきやうなり。されど、託字を如何なる理由によりてツクとよみうるか。これにつきては、託を訓にてツクとよむといふより外に説明なかるべし。然るに、この字をツクとよめる例は本集にありとせば、こ

このみにして他に存せず、又他の古典にもこれをツクとよむことは例を見ざるなり。されど、必ずしか訓を以て地名をよむべしとすることは容易くいひうべからぬことにして、地名に用ゐる場合には主として音をかりてあつるを例とせり。かくて字音を以てせば、託は、タク、タカ、カの二者を出でずして、この地名は、タクマ、タカマのいづれかを以てよむべきものならむ。今和名鈔の地名を見るに、肥後國の郡名に、託麻ありて、多久萬と注し、駿河國有渡郡の郷名に、託美ありて、多久美と注し、石見國邇摩郡の郷名に、託農ありて、多久乃と注し、阿波國勝浦郡の郷名に、託羅ありて、多加良と注せり。その外、筑前國怡土郡の郷名に、託杜、讃岐國三野郡の郷名に、託間あり。これらはいづれも、タカ、タクとよめるなり。然らばこれは、タカマヌ、か、タクマヌ、かといふべきに似たり。さて延喜式について、交易雜物の紫草を産する國名を見るに、

甲斐	八〇〇斤	相模	三七〇〇斤	武藏	三二〇〇斤	下總	二六〇〇斤
常陸	三八〇〇斤	信濃	二八〇〇斤	上野	二三〇〇斤	下野	一〇〇〇斤
出雲	一〇〇斤	石見	一〇〇斤	太宰府	五六〇〇斤		

ありて近江國になし。されば、近江の筑摩の地より古紫草を産せしか如何疑ふべし。思ふに、ここに「託麻」とあるは、恐らくは「タクマ」とよむべきものにして、古、そこより紫草を産せしよりこの歌生ぜしならむか。かくて「タクマ」といふ地は、讃岐國三野郡託間郷(これは後に託間庄となる)もあれど、恐らくは肥後國託麻郡にあらざるか。この託麻郡には今も託摩ヶ原と名づくる大平原ありて、稲作の沃野となりてあるが、或はこれらの地をいふならむか。この地より紫草

を産したりといふ證なければ、太宰府より貢せし五千六百斤の紫草の産は九州の某地にありしことは疑ふべきにあらず。以上は必ず然りと主張しうべき根據を有するにあらねど、よみ方は根據なく、ツクマヌと獨斷し去るべきものにあらざるを以て今、タクマヌとよみ、之を一の提案としてこれを示す。さて、今かくいはば、それを九州にしては甚だ遠きにすぎずやといふ異論或はあらむ。然れども次の歌は明かに陸奥といへり。これに對すれば、九州なりとても必ずしもよまざるにあらずと思はるるなり。或は又、この歌の時家持が父に伴ひて筑紫に下りてありしにあらざるか。然らば一族なる滿誓沙彌が、筑紫にある縁につれてかねて知れる家持に贈りしものとも見らるべし。

○生流紫 「オフルムラサキ」とよむ。この紫は卷一に紫草とかけるものの意にして草の名なり。紫草は元來野生の草にして、今は稀なれど、古は各地に生ぜしこと、上にひける延喜式にても知らるべし。而してこれが染料として用ゐられしことはことごとくしくあぐるまでもなし。

○衣染 舊訓「キヌニソメ」とよみたるを槻落葉に「キヌニシメ」とよみ、古義は「コロモシメ」とよめり。染は「シム」とも「ソム」ともよみうべきが、この集の假名書の例を見るに、卷二十四四四五に「之美爾之許己呂奈保古非爾家里」あり。又この卷三〇〇に「妹乎目不離相見染跡衣の染はシメの假名に用ゐるものなるが、又卷二十四四二四に「伊呂夫可久世奈我許呂母波會米麻之乎」ともあり。古事記上卷の歌にも「曾米紀賀斯流爾斯米許呂毛」と二様あり。されば、ここにも二様によみうべきなり。然るに、今日にては「ソム」はその染色のわざの方を主としていひ、「シメ」はその色など

の深く定まりつく點を主としていふこととなりて稍區別あり。この區別は古にもありしか否か斷言しがたしといへども、上の例はこゝに紙觸せざるを見れば、こゝはなほ「ソム」といふ方をよしとすべし。然らば、古來の訓によるべきものなり。紫をば衣に染めてといふ意。紫色は當時最上の服色とせられしものなることは大寶の衣服令の規定を見てしるべし。

○未服而 舊訓「イマダキズシテ」とよむ。童蒙抄に「イマダキネドモ」とあれど、而をどもにあつるは無理なれば從ひ難し。意明かなり。

○色爾出來 舊訓「イロニイデケリ」とよみ、槻の落葉には「イロニデニケリ」とよめり。文字の上にてはいづれともよみうべし。今本集中「イロニ」といふ語よりの例を假名書のものに見るに、卷十四三三七六に「伊呂爾豆奈由米」同上或本歌に「伊呂爾低受安良傘」三五〇三に「伊呂爾氏米也母」三五六〇に「伊呂爾低氏」などありて他の例なければ、デニケリにてもよしといふべきに似たり。されども、これらはすべて、東歌なれば、確たる證にはならず。ここに「出來」の二字は「デニケリ」か「イデケリ」といふことを見むには又「來」字をも考へざるべからず。「來」を「ケリ」の複語尾に用ゐることは集中普通の事にして、從つて「ニケリ」とよむこともまた少からず。これらは一々例をあげるまでもあらざるべし。結局、こゝはいづれによみてもよき事なるが、「ニケリ」とよむ方、こゝにては意深くなれば、今は槻落葉の説に従ふ。「色」に出にけりは紫に染めたる事よりの縁にていへるなれど、その事の外にあらはれたるをいふ。

○一首の意 託馬野に生ふる紫草を衣に染めて、未だ着もせぬほどにはや人に知られたりとい

ふことなり。この歌は末の「色に出にけり」の一句によりて前々の例とは別にして純粹の譬喩歌とはいひがたし。こは明かにその笠女郎が家持を思ひてありし心のいつしか人に知られたりといふ意を示せるものにして戀愛の情をあらはしたることは著し。

(三九六)

陸奥之眞野乃草原雖遠面影爲而所見云物乎。

○陸奥之「ミチノクノ」とよむ。陸奥は文字のまゝによまば和名抄に「陸奥於久知乃」とある如く、みちのおくとよむべく、その義も陸地のはての義なるべきが本集には「みちのく」といへり。その例は卷十四三四三七に「美知乃久能安太多良末由美」三四二七に「美知乃久乃可刀利乎登女乃由比思比毛等久」卷十八四〇九四に「美知能久乃小田在山爾」又卷十八四〇九七に「阿頭麻奈流美知能久夜麻」ともあり。「ミチノク」は「ミチノオク」の約なり。今の陸前、陸中、陸奥を主とし、磐城、岩代の兩國も皆古の陸奥國なり。

○眞野乃草原 舊訓「マノノカヤハラ」とよめり。「眞野」は和名鈔郷名に陸奥國行方郡の下に「眞野」とあり。行方郡は今磐城國に屬す。而してその地は今相馬郡中村町と原の町との中間にある鹿島町を経て大平洋に注ぐ眞野川といふ川ありて鹿島町の南眞野川に沿ひたる地を今眞野村といふ。その邊の地即ち古の眞野なるべし。(眞野村、上眞野村、鹿島町)草原はクサハラともよみうべけれど、古來「カヤハラ」とよみて異説なし。「カヤ」といふは卷一にいへる如く、日本紀神代卷に「生草祖草野姫」とあるを古事記に「生野神名鹿屋野比賣」とかける如く、草を「カヤ」とよむ

ことの證なるが、その「カヤ」は元來ただの雜草をいふにあらずして、屋に葺く料を主としていへるものなり。ここにこの地名を引けるはたやすく都人の到らぬ遠隔の地の例としたるなれど、上の九州とせば、わざと東國をとりて對照せしめしならむ。

○雖遠 舊訓「トホケレド」とよめるを代匠記に「トホケドモ」とみてよりかくよむことに一定せり。本集の假名書の例を見るに「トホケレド」とある例を見ず。「トホケドモ」は卷十七三九八一に「安之比奇能夜麻伎弊奈里底等保家騰母」卷二十四五〇〇に「等保家杼母己許呂母之努爾伎美乎之曾於毛布」卷四五五三に「天雲乃遠隔乃極遠鷄跡裳」などあり。これらによりて「トホケドモ」ともよむべし。「トホケアレドモ」といふにおなじ。

○「面影爲而」オモカゲニシテ」とよむ。「オモカゲ」といふ語は卷十九四二二〇に「於毛可宜爾毛得奈民延都々」あり。「面影にしての」してはある動詞の代をなすものなれば、その所に適すべき語にかへて解釋すべし。ここは「面影になりて」とも釋すべきか。かゝる場合に用ゐたる「シテ」は今の語にて見れば、これを省きても意通ずることあり。「オモカゲ」とは、文選に顔を「オモカゲ」と訓せるあるが如く、もとはかほつきなどの意なるが、轉じて、見前になきものの姿のさながら目前にある如く思はるることをいふ。ここもその轉じたる方の義なり。

○所見云物乎 舊訓「ミユトイフモノヲ」とよめるを考に「ミユトフモノヲ」といひ、古義に「ミユチフモノヲ」といへり。「トフ」「チフ」「いづれも」「トイフ」の約か略かなるが「トフ」の例は、卷五八八三に「佐容比賣我必禮布理伎等敷吉民萬通良揚滿」卷十四三三二二に「可良須等布於保乎曾杼里能」この卷

にはなほ二あるを略す卷十五三六一二五に「宇知波良比左宿等布毛能乎」この卷にはなほ一あり
 その他卷十九四二二〇に「等布卷二十四三二五にも登布あり。又「チフ」の例は卷五八九七に「鹹
 鹽遠灌知布何其等久」八〇〇に「宇既具都遠奴伎都流其等久布美奴伎提由久智布比等波」卷七一
 一七〇に「運庫山爾雲居者雨會零智否反來吾背」卷八一五四七に「誰人可毛手爾將卷知布卷十八
 四一〇三に「於伎都之麻伊由伎和多里且可豆具知布安波妣多麻母我等ありていづれにても不
 可なきものなり。然れども又卷十四三五三六に「伊可奈流勢奈可和我理許武等伊布卷十八四
 〇七八に「故敷等伊布波衣毛名豆氣多理」四一〇一に「可都伎等流登伊布安波妣多麻」卷十九四二
 〇五に「射布折酒飲等伊布會此保寶我之波」卷二十四四九四に「青馬乎家布美流比等波可藝利奈
 之等伊布」卷十八四〇八〇に「都禰比等能故布登伊敷欲利波」の如く「トイフ」といひて字餘りにせ
 るもあり。しかもかく字餘によむ方力強くきこゆれば、古來の訓み方にて差支なしとす。「も
 のを」を「は」感動をあらはす間投助詞の終につけるなり。
 ○一首の意 陸奥の行方郡の眞野の草原は遠き處なれども、心に思へばその土地のさまは面影
 になりて見ゆといふものなるにといふなり。これは遠隔の地にありても心に思へば、その面
 影の見るものなることをいへるなり。

(三九七)

奥山之磐本菅乎根深目手結之情忘不得裳

○奥山之「オクヤマノ」とよむ。意明かなり。

○磐本菅乎 「イハモトスゲヲ」とよむ。これもよみ方に異説なし。「イハモトスゲ」とは、磐の本に
 生ひたる菅なり。卷十一「二七六一」に「奥山之石本菅乃根深毛所思鴨」といふ同じ語なり。又卷
 十一「二四七二」の「見渡三室山石穂菅」とあるも巖の本に生ふる菅なり。又卷四「七九一」に「奥山之
 磐影爾生流菅根之歎吾毛不相念有哉」とあるも同じ趣のものなり。この菅は多くの學者和名
 鈔草類に菅字に「須計」と注せるを引けど、これは「茅屬草也」とありて、普通に菅笠などにする菅は
 濕地に生ふるものにして、奥山に生ふるものにあらず。これは奥山の磐の本に生ふるものな
 れば「ヤマスゲ」なり。「ヤマスゲ」の名も本集に例多し。これは漢名麥門冬にして、和名鈔にも「夜
 末須介」といひ、本草和名にも「也末須介」とあり。これは山地の岩石の本に生ふるものなるが故
 にかくいへるなり。下の「乎」は格助詞にして、下の「結ぶ」に關するものなり。

○根深目手 「ネフカメテ」とよむ。山菅の縁にて根深めてといへるなり。そは卷十一の「石本菅
 乃根深毛」ともいへる如く、岩の本に生ふる山菅は根の深く生ふるものなるが故なり。

○結之情 「ムスピシココロ」とよむ。童蒙抄には「カタメシココロ」とよみたり。その意は明かに
 諒解せらるれど、これは一面山菅を結ぶといふ語なれば「結ぶ」とよむをよしとす。卷十一「二四
 七七」に「足引名負山菅押伏君結 不相哉」とあれば、山菅を結ぶといふ語の行はれしを見る。な
 ほ、草を結ぶことは卷一以下に例屢出でたり。これは一面山菅をば結びしといふ語なるが、そ
 の「結ぶ」は志を同じうするものの相契るをいふ。これは必ずしも戀にかぎるにあらず。この
 卷四八一「玉緒乃不絶射妹跡結而之事者不果」卷十一「二六〇二」に「黒髮白髮左右跡結大主心一

乎今解目八方卷十二三〇二八に大海之底乎深目乎結義之妹心者疑毛無卷十六三七九七に死藻生藻同心跡結而之友八違我藻將依などあり。ことにその卷十二のはここと同じくふかめて結ぶとあり。これは深くして結ぶといふなり。

○忘不得裳「ワスレカネツモ」とよむ。「不得をカネ」の語にあつる例はこの卷二六八に「鳥待不得而三五四に」行過不得而などを始め、卷十一二六二四の「色深染西鹿齒蚊遺不得鶴」などあり。又卷七一三九九に「撈船爾乘西情忘不得裳」卷十一九八一に「短夜毛獨宿者明不得毛」卷十二三〇四七に「君心者忘不得毛」などは「カネツモ」とよめる例なり。これが假名書の例は、卷一七二の「枕之邊忘可禰津藻」をはじめ、卷五八〇五に「余能許等奈禮婆等登尾可禰都母」等少からず。「も」は往終にもつくこと、この頃の語遣なり。

○一首の意 明かなり。奥山の石の本に生ふる山菅は根深きものなるが、その山菅の如く、根深く契を結びしわが心は忘れかぬることよとなり。

藤原朝臣八束梅歌二首

○藤原朝臣八束 この人は天平寶字四年に眞楯と改名せしが故に、後の普通の歴史には眞楯とのみありて八束の名を用ゐず。本集はすべてその改名以前の詠なるが故か八束とのみあり。この人は藤原の房前の第三子にして、元正天皇靈龜元年に生る。天平十二年正月に従五位下に叙せられ、天平十三年右衛士督に任ぜられ、十九年治部卿に任ぜられ、二十年には參議兼式部

大輔たり、天平勝寶四年には攝津大夫となり、天平寶字二年は參議中務卿たり。同三年には太宰帥となり、六年には中納言兼信部卿(中務卿)たり。天平神護二年正月には大納言となり、三月に薨す。この人の歌はこの外卷六に月歌一首、卷八に三首、卷十九に二首あり。

○梅歌 これも亦單なる詠物歌にあらざること著し。なほこれにつきては下にいふことあるべし。

妹家爾開有梅之何時毛何時毛將成時爾事者將定

(三九八)

○妹家爾 イモガイヘニとよむ。攷證及古義は、イモガヘニとよむべしといへり。その理由は卷五八四四に「伊母我陞爾」卷十四三四四一に「伊毛我做爾」とあるに准じての事なり。而して攷證はまた卷十四三四二二に「伊毛賀伊做乃安多里」三五四二に「安我毛布伊毛我伊做乃安多里可聞云々」などもあれどそれは七言の句にしてここは五言の句なれば、いもがへと訓むべしといひたり。然るに、本集を見るに、いもがへと假名書なるは上の二例にして、「イモガイヘ」とあるは假名書上の外に卷十七三九五二の「伊毛我伊弊爾伊久理能母里能藤花」といふ枕詞あり。されば、いづれにてもよきならむ。今は舊訓による。

○開有梅之 サキタルウメノとよむ。「有」を「タリ」にあてたる例は卷一二八の「白妙能衣乾有」卷二九五の「安見兒得有」以外甚だ多し。

○何時毛何時毛 イツモイツモとよむ。この語の集中の例を見るに、卷四四九一に「伊都藻之花

乃何時何時來益我背子卷十一九三二に「伊都藻之花何時何時來座吾背子」卷十一二七七〇に「道邊乃五柴原能何時毛何時毛人之將縱言乎思將待」卷二十四三八六に「以都母以都母於母加古比須奈」とあり。代匠記には「いつもく」に二つの意あり。六帖に鹽のみつ出雲の浦のとつづけ、此集第四に河上のいつもの花のなとつづけたるは常の詞にて聞か如し。今の歌及び第十ーに道の邊のいつしは原のいつもく」とよめるはいつにてもく」と云はむが如し」といひ、攷證は集中いつもく」といふは皆いつにてもといふ意也」といへり。今集中の上の諸例を通じて全く一の意なりとする攷證の説はすぎたり。代匠記の如く二の意に用ゐたりと見ゆ。而してこの例と卷十一の例とはいつにても一の意をあらはせりと見ゆ。

○將成時爾「ナリナムトキニ」とよみて異説なし。「將をナム」にあてたる例は卷二一八五の「磯乃浦回乃石乍自木丘開道乎又將見鴨」二二六の「誰將告」この卷にては「二五四の「榜將別」三二七の「將死還生」三三二の「不見敷將成」あり。以下にはもとより多く一々あぐべからず。この句の意は代匠記に曰はく「成なむ時とは實に成ん時なり。花はうるはしけれど、實とならぬもあり。言はよけれど誠なきもあり。花のみを見て實を定めがたく、言のみ聞て誠を知らなければ實になりかたまれる如くなる誠を見ん時こそ相思けりと知て、夫婦の契をば定めんと云心を梅の上に云が譬喩なり」と。大體かくの如き事ならむ。

○事者將定「コトハサダメム」なり。意明かなり。

○一首の意 上の代匠記の説明にて粗つきたり。ただ妹が家に開きたる梅といひてその花を

あらはすと共にその女に關しての譬喩としたるものなり。即ち妹が家に今開きてある梅の實に成りなむ時に、即ち、君が言の誠を見届けたる時に至らばいつにても契をば定めむとなり。この歌明かに梅の實の熟することを以て婚期に譬へたり。而して、同人の次の歌はもとより、次の大伴駿河麻呂の歌また然り。按ずるにこれらは恐らくは詩經召南標有梅篇に模範を有せるものにあらざるか。その詩は

標有梅其實三兮求我庶士迨其吉兮
 標有梅其實七兮求我庶士迨其吉兮

鄭箋に「梅實尙餘七未落喻始衰也。謂女二十春盛而不嫁至夏則衰也」といへり。元來梅は支那より來れるものにして、これを賞すること既に一の新しき事相なり。而してこれが結實を婚期に寓していふことも恐らくは當時の新智識の試みなりしならむ。

妹家爾開有花之梅花實之成名者左右將爲

○妹家爾 上に同じ。

○開有花之「サキタルハナノ」なり。この「ノ」といふ助詞は同趣の語を重ねいふ時に用ゐるものなり。妹が家に咲きたる花即ち梅の花といふ關係にあるをつゞけていへるなり。これは古今に通じたるものにして既にこの集にも多くあらはれたり。

○梅花「ウメノハナ」なることいふまでもなし。最も集中にも卷五には「宇米我波奈(八四五)」「汗米何波奈(八三七)」といふもあれど、又「于梅能波奈(八六四)」「宇米能波奈(八二二)」「宇梅能波奈(八四三)」「有米能波奈(八五〇)」「烏梅能半奈(八四九)」「烏梅乃波奈(八二四)」「烏梅能波奈(八一六)」「八(八一)」「九(八二〇)」「八(二二三)」「八(二二五)」「八(二二八)」「八(二二九)」「八(三一一)」「八(三一二)」「八(三三四)」「八(三三五)」「八(三三六)」「八(三三八)」「八(三三九)」「八(四〇〇)」「八(四四一)」「八(四四四)」「八(四四五)」「三(烏梅能波奈)」「八(一七)」「八(二二六)」「八(三三〇)」「烏梅能波那(八四六)等、ウメノハナといへる方多く、その他の卷々には「ウメガハナ」とよむべき證あるものは一もなし。されば「ウメノハナ」とよむをよしとす。

○實之成者「ミニシナリナバ」とよむ。「ニ」の助詞書きてなければ、加へてよむ例は卷一以來頻繁に行はれしことなり。「三」はその變化生成の目標をさす語にして「なりなば」の「なり」はその花が實となることをいふ。この句に参照すべきものは卷七「一三六五」に「屋前之秋芽子自花者實成而許曾戀益家禮」卷八「一四四五」に「實爾不成吾宅之梅乎花爾令落莫」二四六三に「花耳爾咲而蓋實爾不成鴨」二四三九に「珠爾可貫實爾成二家利等なり。その花がやがて實に成りなばといふなり。「シ」は強意の助詞にして、かくばにて條件を示す句の中に用ゐらるること少からず。卷二の「置而之來者」二二三「別之來者」一三五「旅爾之有者」一四二等少からず。

○左右將爲 舊訓「カモカクモセム」とよめるを童蒙抄は「モトコニハセム」とよめり。何故にかくよみ改めたるかといふに「古本印本等にはかまくもせんと讀めり。尤左右の二字眞字伊物にも、かにかくにとも讀ませたり。然れども日本紀には此訓不見、もとことは讀ませたり。義

訓にかまくも、ともかくもとも讀まれまじきにもあらねど、古訓に従ふまじきや。かまくもとも讀む意は實だに相定まりたらば、いか様ともせんと云事に聞ゆれども前に注せる如く、これは我許の子にせんといふ義にて嫁にとらんとの事をたとへたる歌ならんか。もとことは古訓といひ、歌の意嫁にせさせよ、又わが妻のことにもあれ、女の通稱を兒といへば、わがもとの兒にせんと云ふと見るによりて當家の傳は左右の二字はもとこと讀む也とあり。この童蒙抄の説は左右の文字については無稽の説にあらず。日本紀垂仁卷のはじめに「天皇愛之引置左右」とあり、二年の條に「常在左右」とあるを「モトコ」とよみたるをはじめ、七年の「左右奏言」二十三年の「詔左右曰」二十四年の「左右奏言」等をは「モトコヒト」とよみ來れり。その他の卷にても「左右」を専ら「モトコ」とよめるを以てこの説あるも偶然にあらず。この語の意は「許處なり」といへり。然るに、この語は日本紀の訓以外には用ゐたる例なき語にして、この頃に實際行はれたりしか否かは頗る疑ふべしとす。加之ここは側近の意にていふ所の左右の意にはあらざるべきこと他諸家の等しく認むるところなるが故に、先づこの文字の意よりして檢する必要あり。左右を一の成語とするときは、側近の人をいふを第一義とすることは日本紀の用法の如し。それより轉じて、その人を尊重してその侍者をさしていふ意にて敬語とし、又年齢の定まらぬときにたとへば、六十左右などいふことあり。時としては又用言の意にて補佐の意とすることもあれど、「カモカクモ」とよむべきやうの熟字としては支那の文獻にこれを見ず。然るに、類聚名義抄には「左右」に「トニカクニ」とあり、文選の訓に「左右」に「アフサキルサ」とよめり。按ずるに

かくよめるものは、左右を體言の如くにせるにあらざして、副詞の如くに用ゐたるものならむ。その例は、詩經周南に「參差荇菜，左流之。」ナカレシ、ニトルベシ「又參差荇菜，左右采之。」とある。左右の義か。これはその解釋に種々の説あれど、わが古代よりのよみ方は、左にも右にも、の意にとれるなり。さて日本紀齊明卷五年七月の記の注なる伊吉連博德書に「不許東西」といふ文字あるを、カニカクスルヲユルサズ」とよみ來れり。この東西も亦この左右に似たるものにして、二者いづれも、彼是とすることをいへるものなること知られたり。而して萬葉集を見るに、かかる意をあらはす語には、「ト」と「カク」と相並べていへる例の假名書なるは一も見えずして、いづれも「カ」と「ク」とを並べていへるなり。卷五八〇〇に「可邇迦久爾保志伎麻爾麻爾」八九七に「可爾可久爾思和豆良比」卷四六二八に「鹿煮藻闕二毛求而將行」卷十七三九九一に「可由吉加久遊岐見都禮騰母」卷十四三三七七に「可毛可久毛伎美我麻爾末爾」卷十七三九九三に「可毛加久母伎美我麻爾麻爾等」とある等あり。さればここの「カ」「ク」を對比していへる詞遣によるべきが、その時には、「カニカクニ」「カモカクモ」かの二途を出づべからず。而して二者共に例あるが、なほ「左右」をよめる他の例を見るに、卷九一七四九には「左右君之三行者今西應有」は、「カニカクニ」とよみたれど、それはいづれも五言の句なれば、動かぬ證にはならじ。今意を以て推すに、「カニカクニセム」といふと、「カモカクモセム」といふとはその論理上の關係はかはらねど、「カモカクモセム」といふ方は「モ助詞の力にて感情の含蓄深くきこゆるなり。されば舊訓によるべきなり。その意はその事をばともかくにも定めてむといふなり。

○一首の意 前の歌と略同じ意なるを稍趣をかへていへるなり。妹が家に咲きてある梅の花は麗はしきが、それが、實を結ぶことになるときまらば、その時に然るべく、われも定めむとなり。考にはこの歌につきて次の如くにいへり。「或本歌……こは同歌の聊異なる故に後にせしなり。然るを今本の端に二首と書たるは後人のわざなり」といへり。然るに、ここに或本歌と記入せるものもなく、又上の二首の文字にも異説なければ、考の説は全くの臆測に止まり従ふべきものにあらず。二首の略意似たる歌をよまずといふことあるべからぬ事なるをや。

大伴宿禰駿河鷹梅歌一首

○大伴宿禰駿河鷹 この人宿禰姓なれば、旅人家持の同族なるべきこと知られたれど、その系統は續紀にも公卿補任にも見えず。大日本史にこの人の傳あるが注して「萬葉集曰、大伴駿河鷹高市大卿之孫、系圖或曰、參議道足之子、續日本紀、公卿補任不載、父祖今無所考」といへり。本集卷四のこの人と坂上郎女との歌の左注に「右坂上郎女者佐保大納言卿女也。駿河麻呂此高市大卿之孫也。兩卿兄弟之家、女孫姪之族。是以題歌送答相問起居」とあり。その佐保大納言は安鷹なること明かなれど、高市大卿は誰人なるか明かならず。今の萬葉集の諸注これを大伴御行なりとせるが、果してその證ありや。代匠記は「高市大卿は右大臣大伴宿禰御行にや」とあるのみなり。考には駿河鷹の事を「高市鷹の孫道足宿禰の子なり」といひたれど、高市鷹といふ人所見なし。恐らくは高市大卿の語によりて推測したるならむ。高市大卿を御行と斷言せ

るは古義やはじめならむ。然れども、何等その證をあげたることなし。何を以てかくいへるか。攷證はこの歌の下にては「さだかならず」といひたれど、卷四の左注の下にては「こは大伴御行卿をいへり。この卿を高市大卿といふよしはしりがたけれど、次に兩卿兄弟之家とあれば、御行卿なる事明らかし」といへり。されど、これらはすべて推測に止まる。安麿と御行とは兄弟なれど、その輩行は史に明記なし。されど、御行は大寶元年に大納言の上首として五十六歳にて薨じ、その年に安麿は中納言なり。年齢は明かならねど、和銅七年に大納言にて薨せしなり。されば寧ろ御行が兄にして安麿は弟ならむ。而して兄弟二人に限るとならば上の説も眞ならんといふべきなれど、しかも公卿補任には安麿をば「右大臣大紫長徳之六男」とあり、續日本紀には第六子とあり。御行の外にも男の兄弟ありしならむ。この故に以上の説は信ぜられざるものなり。ただ、安麿の兄弟なる高市大卿と唱へられたる人の孫なりといふに止まらむ。今、參議道足の子を駿河麿とせば、道足の父大伴馬來田即ち高市大卿たりといはざるべからず。然れども、馬來田は大伴咋の子にして長徳と兄弟たり。この故に道足の子といふ説も萬葉の左注と齟齬するが故に信ぜべからず。されば大日本史の意見に従ひて、不詳とする外はあらず。かくその父祖の名は明かならねど、この人の事は續日本紀にて略知らる。即ち天平十五年五月に正六位上大伴宿禰駿河麿に從五位下を授けらるる記事あるをこの人の名の初めて見ゆるものとす。爾後、天平十八年九月に越前守には任ぜられ、天平寶字元年八月に起りたる橘奈良麿の事變に坐して罪を得て配流せらる。(その地を記さず、稱徳天皇の神護景雲

四年五月には從五位上大伴宿禰駿河麿を出雲守に任せられたれば、その前に召還されしこと明かなり。かくて、寶龜元年十月光仁天皇即位式の際正五位下に叙せられ、同三年九月には、從四位下大伴宿禰駿河麿を陸奥按察使に任せられたるが、その時特に勅ありて、その老年を以て辭せしかど、その人が適任なるを以て任ずる由を宣せられ、正四位下を授けられたり。同四年七月には陸奥國鎮守將軍を兼任し、同六年九月には參議となり、十一月に蝦夷鎮撫の功を賞して將士に位階を加へられし時に正四位上勳三等に叙せられたるが、同七年七月に卒す。贈從三位。享年詳かならず。この人の歌はこの歌をはじめとして、この卷に五首、卷四に五首、卷八に二首、すべて十二首あり。さてこの歌はその年若き頃の詠なること著しければ、天平十年前後のものならむ。

○梅歌 上の歌の例にて知るべし。

(四〇〇)

梅花開而落去登人者雖云吾標結之枝將有八方

○開而落去登「サキテチリヌ」とよむ。「落を「チル」去を「ヌ」にあつること前々よりの例なり。似たるいひ方は卷五八二九に「烏梅能波奈佐企且知里奈婆八四一」に「烏梅能波奈和企弊能會能爾佐伎且知留美由卷十一九二二」に「梅花咲而落去者卷十七三九九三」に「布治奈美波佐伎底知里爾伎」などあり。語の意は明かなり。うるはしくさきさて落りぬとなり。

○人者雖云「ヒトハイヘド」とよむこと異説なし。意も明かなり。

○吾標結之 「ワガシメユヒシ」といふことまた異論なし。「シメユフは上の「三九四」にいひし如く「標結」の文字は卷二の「一一五」「一五一」「一五四」に既にいでたり。

○枝將有八方 舊本の訓「エダニアラムヤモ」とあれど語をなさず。仙覺が「エダニアラムヤモ」とよめり。古今六帖卷五にこの歌を載せたるには「枝ならめやも」とよめり。「八方は「ヤモ」にて疑問の助詞なるが、これが複語尾「ム」の已然形「め」をうけて、反語をなすこと古代の普通の語遣なり。その例は卷一「二一」の「吾戀目八方」「三二」の「亦母相目八方」「四六」の「寝毛寝良目八方」以下多きことなり。「ナラ」「ニアラ」はいづれにてもあしとにあらぬが前々よりの例によりて「ナラメヤモ」とよむ方よかるべし。

○一首の意 この歌、卷八にある、大伴家持贈紀女郎作歌の「瞿麥者咲而落去常人者雖言吾標之野乃花爾有目八方」(二五一〇)に甚しく似たり。ただ彼は瞿麥をよみ、これは梅をよめるを異なりとす。この歌の詞の上の意味は、人ありてうるはしく咲きてありし梅の花が散りぬといふ。或はさる事もあらむ。されど、その散りたりといふ梅は、自分がわがものと定めて置きし枝にあらむやは。恐らくは外の梅の事にして、わがしめ結ひし梅にはあらじとなり。これを譬喩として、梅を女にとれば、おのが約束せし女が心がりしたりと告ぐる人あれど、それは他人の事にして、わが約束せし女の事にはあらじといへる意にして、その事をきゝて多少の不安を感じつゝも、なほ自らのためる心をあらはせるなり。この歌次の歌と關係ありと見る時は、攷證、古義等にある説の如く、その女をば大伴坂上娘女の二嬢後に駿河麿の妻たりに關しての事ならむといひたり。

大伴坂上郎女宴親族之日吟歌

○大伴坂上郎女 この人の事は上の祭神歌(三七九、三八〇)の條にいへり。

○宴親族之日 「親族」は「ウカラ」とよむべし。日本紀卷一に「不負於族」に注して「此云字我邏磨概茸」とあり、又同族骨肉等をも日本紀には「ウカラ」とよめり。「宴」は普通に「ウタゲ」とよめり。「ウタゲ」は「ウチアゲ」の約なり。而してその「うたげ」といふ語は假名書の例は本書には見えず。又古書にもかくよむべき積極的の證左なし。從來「ウタゲ」といふ語の古きものとしての證は、日本紀の訓に「宴(天智卷)讌(元恭卷)をかくよめるによれるものなるが、古事記にも日本紀にも「ウタゲ」と必ずよむべしといふ證はなし。而して、一方平安朝の物語等を見れば、竹取物語に「三日うちあげ遊ぶ」うつほ物語藤原の君卷に「すべて七日七夜とよのあかりしてうちあげあそぶ」榮花物語見はてぬ夢の卷に「御隨身所大舍人所は酒を飲のゝしりてうちあげのゝしる」同書淺緑の卷に「三日のほどよろづの殿ばらまりまかでうちあげ遊び給ふ」又本の雫の卷に「三日のほどめでたくうちあげあそびて過ぬ」とありて「うちあげあそぶ」「うちあげのゝしる」など、すべて用言として用ゐたるをみるが、これを體言としたるものを見ず。この「うちあげ」といふことは日本紀顯宗卷の室壽詞のうちにも「手掌慄亮拍上賜吾常世」とあるを「タナソコモヤラニウチアゲタマフ」とよめるそれも用言なり。而して拍上は必ず「ウチアゲ」とよむべき語なることを示せり。

釋日本紀にはこれを「拍上賜者飲酒儀也」と釋せり。この「うちあげ」といふ語は今も方言に残れり。古事記傳二十七卷に曰はく「或人云、美濃國の俗言によめ入の時に鞆なる者の婦翁の許に始めて行くを宇茶下と云と云り。宇多宜の古言の遺れるなり」とあり。わが越中にては今もかく鞆がはじめて婦翁の許に行くをば「うちあげにゆく」と明亮に古言を傳へたり。さてこの「うちあげにゆく」は目的準體言なれば、その源は確かに用言たり。かくてそれが約めらるれば「ウタゲ」となることは當然なるが、上にもいへる如く「ウタゲ」といふことの確かなる證は古典に存せず、又平安朝のものにも見えず、僅かに類聚名義抄に「讒字に注して、ウタゲウツとあるを見るのみなり。しかもこれは再び「ウツ」といふ用言を加へたり。今これらを通覽するに「うたげ」といふ形の語が、この頃に行はれしといふことは容易に斷言すべからず。若しこれをこの語にてよまむとならば、「うちあげ」といふ用言にてよむべきものなり。その用言の意はいふまでもなく、かの室壽の詞にある如く、手を拍ちあぐる義にして祝宴の席に列席者一同掌をうちて歌ふことを主としたる語なること著し。さてかく考へ來れば、ここの「宴字は必ず「ウタゲスル」とよむべきものと斷言しうべきにあらざ。されば、こも用言によみて「ウチアゲル」とよむか、「ウチアゲスル」とよむべきものならむ。かくてこの「宴親族之日」と書けるは全然漢文流に書けるにて、文字を拾ひよみにしては語をなさず。こは日本書紀景行天皇卷に熊襲が事を書ける條に「悉集親族而欲宴」と書けるに似たり。而して「日」字は必ず「ヒ」とよむべしとにあらざ。この一句は「ウカラヲツドヘテ、ウチアゲスルトキニ」とよむべきものならむ。

○吟歌 童蒙抄には「によふうた」とよみて「これは我作れる歌をひたもの」となへ歌ふたる義を云也。これをによふと讀むべし。古點に片假名にて吟の字に「ニョフ」と付けたる點あり。みな人マヨフのサを脱したるものと心得てすませどもさにはあらざ。によふと云古訓と見えたり。云々とあり。楓落葉はこれに基づいてか「ニョヘル」とよめり。考は別に吟を「うたへる」とよみ、攷證は「ウタフ」とよめり。今、吟字について説文には「呻也」と注し他の義なけれど、新撰字鏡には「吟」に注して「語也、呻也、嘆也、歌也」といへり。而してその「呻也、嘆也」とあるは呻吟と熟する文字にして、これは新撰字鏡に呻に注して「吟也、歡也、左萬與不、又奈介久」とある意にして、この方の訓は「ニョブ」なり。その「ニョブ」と云ふ語は、童蒙抄に「今も西國の方言には、人の煩ひなどにうめくことをによふといふ也。これ古語也。によふと云ふ義はなきよぶといふ義也。なきの約はに也」といへる如く、そのなきよぶの約といふ説はうけられねど、うめく意をいふ語なり。されど、ここにさやうに呻吟嗟嘆する意ありとは思はれず。次に「ウタフ」といふ訓は「歌也」とある注にあたるものなるが、これは文選陳孔璋が答東阿王牋に「以爲吟頌」とある吟字の意にして、李善は之に注して「謂謳吟歌誦」といへり。こは戰國策秦策注に吟歌といひたる文字を用ゐたるものと思はれ、呻吟懊惱の意ならずして、詠吟の意なること著しければ、歌の字に准じて攷證の説に従ひてよむべきなり。

(四〇二) 山守之有家留不知爾其山爾標結立而結之辱爲都

○山守乏 「ヤマモリノ」とよむ。山守とは山を守る職又はそれを職とする人なり。この事は卷二「一五四」の「大山守」の下にいへる如く、山の堺を守りて、濫に竹木を伐ることを禁ずるを事とするものなり。

○有家留不知爾 「アリケルシラニ」とよむ。「不知爾」の「ニ」は打消の意をあらはす古代の複語尾にして、上の「不」はその意をあらはし、下なる「爾」は音をあらはし、二者相合して一の複語尾をあらはすものなり。かゝる書法の例は既に卷二「二〇七」「二一〇」の「世武爲便不知爾」に例あり、この巻以後の巻にも屢々あらはるゝものなり。この「ニ」は連用形にして、今の「ずして」又は「ず」といふに似たる意と用法とをなせり。

○其山爾 「ソノヤマニ」なり。その山とはその山守のある山をさす。

○標結立而 「シメユヒタテ」とよむ。「シメユフ」は上の歌にて明かなり。「立てては」攷證に「立は詞にて意なし」といへれど従ふべからず。これは結は標をつくることにて、立てはそれを著しく示す爲のわざをいふにてその立ての意は著しきものなり。卷十八「四〇九六」に「大伴能等保都可牟於夜能於久都奇波之流久之米多底比等能之流倍久」とあるを見よ。

○結之辱爲都 舊訓「ユヒノハヂシツ」とあるを童蒙抄に「ユヒシハヂシツ」とあり。童蒙抄の説にては「ユヒシ」が體言に准ぜらるゝか、若くは連體形にて體言の裝定をなすべきものなり。されど、連體形として「ユヒシハヂ」といふ時は語をなさず、「ユヒシ」を準體言とすることはなしとあらねど、連體形として裝定せる場合に混同し易く、且つ意十分に明かならず。これは古來の訓

をよしとすべし。「ユヒノハヂ」とは「ユヒタルコト」の恥なり。かくいへる例はこれ一のみなれど、同じ趣の詞遣即ち用言の連用形にて臨時に體言化してのにて體言に冠したる例は古言に多し。たとへば、卷二「一三五」の「黄葉乃散之亂爾」卷四「五五七」に「大船乎撈乃進爾」卷九「一八〇」に「益荒夫乃去能進爾」此間「偃有卷十四」「三四五八」の「等里乃乎加恥」取の小棍「卷十七」「三九〇」四に「宇梅能花佐吉乃盛波乎思吉物奈利」等なり。さればこれらによりて、「ユヒノハヂシツ」とよむべし。これは標を結ひたる事が恥の理由となれる場合をいへるなり。

○一首の意 表には山守の在りしことを知らずして、即ち、他人の山といふことを知らずして、その山にわが山なりといふ標を結ひ立てて、その結ひたる事によりて恥をかきたりとなり。これにつきては攷證に「坂上郎女宴親族時に駿河麻呂卿も大伴家の一族なれば、この宴席に在ん事もとよりにて、この卿、大伴家の一女、田村の大嬢に相れしかば、母坂上郎女、わが娘の男におくれるにて駿河鷹卿このごろ外の女にかたらひつき給ひし聞えありしなるべし。されば、外の女を山守によそへて、この山に山守のありともしらずして、わが聲ぞと標ゆひて、心やすく思ひしを今となりて標ゆひたりと思ひしがはづかしくとなり」といへり。この言の如くならむ。

大伴宿禰駿河麻呂即和歌一首

○即和歌 「スナハチコタフルウタ」とよむべし。「即」は字義よりいひても玉篇に「今也」とある如く、即時ともいふ如く、ソノ時スグの意なるが、國語の「スナハチ」はまさに即時の意なり。卷八「一五

○五に「霍公鳥鳴之登時君之家爾往追者將至鴨」とある登時を「スナハチ」とよめり。登は一字にて立時の義に用ゐるものにして、三國志の魏志吳志等に屢用ゐる、その以下唐律に至るまでもこれを用ゐたり。それに時を加へて登時といへるも北史に「賊衆大驚登時散走」と見え、任昉が文にも「登時欲提取」とあり。「すなはち」の假名書の例は萬葉集の歌には見えぬ、伊勢物語に「明けぬればおりたるすなはち、浅みどりなるうすやうにえんなる文をもて來り」宇都保物語俊蔭に「生れ落るすなはち、女おのが布のふところにいだきて云々」同吹上上に「雪ふすまのごとこりてふるすなはち、きえぬ」源氏物語宿木に「例ならず、ゆるさせ給へりしよろこびにすなはちにも參らまほしく侍りしを」古今集羈旅の詞書に「此歌はある人男女もろともに人の國へまかりけり。男まかりいたりてすなはち身まかりにければ云々」など例甚だ多く一々あぐべからず。ここも、上の歌を坂上郎女がよみて駿河鷹に見せれば駿河鷹がこれを見てとりあへずよみてこたへたる歌なりといふなり。

山主者蓋雖有吾妹子之將結標乎人將解八方

○山主者「ヤマモリハ」とよみて異説なし。この歌を古今六帖卷五に引きて「山ぬし」とよみ、八雲御抄にもしかあり。されど、これは代匠記に「八雲御抄にもやまぬしはと有れども、山守之有けるしらにと云和なれば今の點かなふべし。第四にも玉主をたまもりと點じ六五二官を主殿をもとのもりといへり」とある如く舊訓をよしとすべし。

○蓋雖有「ケダシアリトモ」とよむ。「蓋」といふ語は卷二「一一二」に「蓋哉鳴之」といふありて、そこに假名書の例(卷十五三七二五卷十八四〇四三)をあげていへる如く、意は今いふものよりはひろく「若し」といふに似て、疑ひ推測する意あるが、ここは下に假設の條件を導けるが故に、今の「モシ」に殆ど同じと心得て可なり。若し山守がありとしてもといふ意なり。

○吾妹子之「ツキモコガ」とよむ。これは坂上郎女をさすこと、四一一の歌に照しても明かなり。○將結標乎 舊訓「ユヒテムシメテ」とよみたるが、童蒙抄に「ユヒケンシメテ」とよみ、考槻落葉略解、古義等みなこれに従へり。「ユヒテム」といひては未だ標を結ばぬ事となれば「ケム」といふべきなり。「將をケム」とよむ例は卷二「一四三」の「將結人」復將見鴨などあり。

○人將解八方「ヒトトカマヤモ」とよみて異説なし。このよみ方の例は上の四〇〇に照して知るべし。

○一首の意 君の仰の如くに若し山守ありしとしても、わが君の結び立てし標をば、他人が解き去ることあらむや決してさる事あらじ。況んや山守ありといふは訛説なるをやといふなり。その裏の意はいふまでもなし。

大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌一首

○大伴宿禰家持 上にいへり。
○贈同坂上家之大嬢歌 同坂上家とは大伴氏の坂上家といふことなり。これは、大伴坂上郎女

の家をさせるなり。卷四、五十四張の左注(七五九の次にあり)に「右田村大嬢坂上大嬢并是右大辨大伴宿奈麻呂卿之女也。卿居田村里號曰田村大嬢。但妹坂上大嬢者母居坂上里仍曰坂上大嬢」とあり。この坂上里は大和國今の生駒部立野の東北にありて、大和川に添へる地なり。今その坂上を「サカネ」といへるは「ヤノヘ」が「ヤネ」となれるにおなじ。ここに宿奈麻呂の妻たる人住みし故に坂上郎女といひたるならむ。その坂上家の大嬢といふは、かの卷四の左注にいふ所の坂上大嬢をさすならむ。即ちこれ宿奈麻呂の女にして坂上娘女の長女たるなり。宿奈麻呂は安麿の第三子なれば、坂上大嬢と家持とは従兄弟たるなり。

安麿長男——旅人——家持

——宿奈麻呂——坂上大嬢

(四〇三)

朝爾食爾欲見其玉乎如何爲鴨從手不離有

○朝爾食爾 「アサニケニ」とよむ。この語既に上の三七六にあり。その意は「毎日」といふにおなじ。朝は日のうちにてもはじめなればいへるなり。

○欲見 舊訓「ミマクホリスル」とよみたり。古義に「ミマクホシケキ」とよみて「ミマクホリスル」とよめるはいみじくわろしといへり。されど「ホシケキ」といふ語は古今になきものにてこの訓の方いみじくわろし。「ホシケキ」といふがあれど、それは「ホシキ」に「イハク」などの「ク」のつゞきたるにて「ケキ」といふ形を生ずべき活用形にはあらざるなり。「欲」は形容詞にては「ホシ」動詞にて

は「ホル」なるが「ミマクホリ」といふ語は卷十五三七七六に見麻久保里卷十七三九五七に見麻久保里念間爾卷十八四二二〇に見麻久保里於毛比之奈倍爾卷二十四三〇七に見麻久保里香問卷十二三〇二四に妹目乎見卷欲江之小浪あり。而「ミマクホリ」より「ス」の語につづけるは卷六一〇六二に「聞人之視卷欲爲卷十一二五九二に「吾命生日社見幕欲爲禮」卷六九八四に「吾戀月哉君之欲見爲流」卷八一五一六一に「更哉秋乎欲見世武」これらによりて舊訓をよしとすべし。見むと欲すといふことなり。

○其玉乎 「ソノタマヲ」とよみて異説なし。

○如何爲鴨 舊板「イモニシテカモ」とあれど「イカニシテカモ」の誤なること著し。「鴨」は助詞「カモ」の宛字にして、この「カモ」は疑問をあらはすものなり。

○従手不離有牟 舊訓「テニサケザラム」とあり。童蒙抄は「テニカレザラン」とよめり。考は「テユカレザラム」とよみ、略解古義槻落葉は「テユサケザラム」とよみ、攷證これに従へり。今按ずるに「従」は既に屢いへる如く「ニ」とよむべき理由なければ「ヨリ」の意にて「ユ」とよむべきものなり。「離」は「サケ」とも「カレ」ともよみうるが「カレ」といふはただ離るる意「サケ」といへば故意にする意となる。ここは故意にする意にとる時は、不都合なれば考のよみ方をよしとす。

○一首の意 常住不斷に見むことを欲するその玉をば如何様にしたらば手より離れずあらむかとなり。これその大嬢を玉にたとへて、常に相棲みて片時も離れずあらまほしといふ思を述べたるなり。

娘子報佐伯宿禰赤鷹贈歌一首

○娘子「チトメ」とよむべきが、誰人なるか、知るべからず。

○報佐伯宿禰赤鷹贈歌 佐伯赤鷹といふ人他に所見なし。攷證には續日本紀に佐伯宿禰淨鷹といふ人見ゆるが、淨と赤と意近ければ、これを「アカマロ」とよみて同じ人かといひたれど、信じがたし。佐伯宿禰は大伴氏と祖を同じくすれば、これも大伴家持に縁ある人ならむか。されど、何ともいひかねたり。この人の歌なほ卷四に二首あり。「報はコタヘテ」とよむべし。即ち、赤鷹が或る娘子に歌を贈れるに、その娘子が、それに報へて贈れる歌これなり。この詞書と次の詞書とによる時は、赤鷹がはじめに贈れる歌なかるべからず。それ故に、考はこの詞書の前に「佐伯宿禰赤鷹呂贈娘子歌」といふ詞書と、その歌とが脱せるものとせり。まさにしかいふべき所なり。或は、この外にもありしものが脱せしか。されど、今にしてこれをいかにともいひがたし。

(四〇四)

千磐破神之社、無有世伐、春日之野邊、粟種益乎。

○千磐破「チハヤブル」とよむ。これは卷二の「一〇一」「一九九」等に既に出でたり。神の枕詞なること人の熟知する所なれど、意は確かに知られず。

○神之社 舊來「カミノヤシロシ」とよみたるを童蒙抄に「カミノモリシ」とよめり。されど、「ミ

モリ」といふ語未だきかざる語なり。舊訓によるべし。「ヤシロ」といふ語は卷二十四「三五一」に「久爾具爾乃夜之呂乃加美爾奴佐麻都理」ともありて古き語なり。

○無有世伐「ナカリセバ」とよむ。これと同じ句上の「三八七」にありて意も同じ。

○春日之野邊「カスガノヌベニ」とよむ。「ニ」の助詞無けれど、加へてよむべきこと前より屢見ゆ。春日の野邊とは今もいふ春日野なり。さてこの上に神の社しなかりせばとあるにより、この神社は、攷證に今の官幣大社春日神社なりとせるが、これが殆ど通説なりとす。されど、童蒙抄には「先は春日明神の社の事を云へると聞ゆる也。然れども春日社鎮座年月と、此娘子の時代と分明に前後の差別考へざれば、四所明神の事とも不被決といへり。代匠記には、春日四座明神は稱徳天皇神護景雲二年に一時に鎮座し給ふとも云ひ、天兒屋根命は先立て、孝徳天皇御宇に鎮座したまふとも、彼社家の記録には侍るとかや。今按、寧樂の京と成て後、淡海公或は四人の御子の時、勸請し給ふなるべきを慥なる傳記の失けるなるべし。其證は此歌并に第十九に天平勝寶三年の歌に春日祭神之日藤原太后御作歌一首あり。次に藤原清河の歌にも春日野にいつくみもるとよまる。此歌を合て案ずべし」といへり。いかにも代匠記にもいへる如く、春日野にいつく三室の「四二四一」とあれば、ここに神社のありしことは知られたり。されど、今の官幣大社たる春日四所明神は、契沖が既にいへる如く、稱徳天皇の御宇の勸請なりといふ説眞に近くして、延喜式に載する所のこの神社の祝詞が、甚しく古からぬものにして、奈良朝末期よりは溯らざるものなり。或は、天平勝寶三年の頃には臨時に祭られたりしが、固定して神

社となりしか。この時は孝謙天皇の御宇にして約十五年前なり。(一般に式の祝詞はその創始のものを傳へたりと見ゆるものなり)この故に、これを春日四社とすることは信ずべからず。然れども、春日野に古くより神社のありしことの確かなることは契沖の既に説けるところなり。この社は恐らくは延喜式に名神大なる春日祭神四社の外にある小社の春日神社ならむ。これ世にいふ春日神社の地主社にして、この社が、本來の春日神なるべし。かの南圓堂をつくりし時に役夫に交りて、補陀落の南の岸に堂たてての歌をよみし神も明かにこの地主社の春日神社なりしことは新古今集には明かにこれをしるせり。

○粟種益乎「アハマカマシヲ」とよむ。「種」を「マキ」とよむことはこの卷三八四の「幹藍種生之の下にもいへる如く、確かなる證は無きものなれど、しかよむより外なきが故に、今またそれに従ふ。粟は今もいふ「アハ」にして主として陸田につくるもの、春日野は水田の地にあらねば、かくはいへるなるが、槻落葉には「粟を會の意に取なせり。卷十六にきみに粟嗣などよみたり」といひ、代匠記には「仙覺云諸の穀多かる中に粟をよめる事はあはましと云心によそふるなり。又あはまかましをとば粟のたねを蒔置なば、終には實に成べければ、それが如く、やがてこそあはずとも恐るべき事だになかりせば、後にもあはむと契り置かましとよめるなり。今按第十四東歌に足柄の箱根の山に粟蒔て實とはなれるをあはなくもあやし(三三六四)と讀たれば仙覺の注「叶ふべし」といへり。蓋し、粟蒔くを、逢はまくに掛けていへるなり。「マシ」は假想する意をあらはし、を「は」感動の意をあらはして終止することいふまでもなし。

○一首の意 春日野に神の社が無きならば、そこに粟を蒔かむものを、神の社あれば粟を蒔くこともなし得ずとなり。これは、神の社の在りといふことを以て、赤麿に妻のあるにたとへ、粟蒔くを逢はまくほりするにわけていへるならむ。

佐伯宿禰赤麿更贈歌一首

○これは、上の歌を受けてまた娘子に贈れるなり。

春日野爾、粟種有世伐、待鹿爾、繼而行益乎、社師留焉。

(四〇五)

○春日野爾 上に「春日之野邊」といへるをうけたるなり。

○粟種有世伐 「アハマケリセバ」とよむ。上の「粟種益乎」といへるを受けていへるにて、若し君が粟を蒔けりとせばといふ程の意なり。

○待鹿爾 舊板本「マタムカニ」とよめるが、これは古點に「マツシカニ」とありしを否として仙覺が改めしなり。代匠記は「古點を用べし。鹿は春日野に多き獸にて、粟などをむ物なれば、なりたらば、はまむと待意なり」といひ、童蒙抄も「まつしかに」とよみて略同じ様に釋せり。略解これに従へり。考は「まつしかに」とよむことは同じく、意も略同じきが「待鹿の如くにてふを略けり」といへり。古義は前説をば「待鹿」とのみ云て待はむ鹿とはいかできこゆべき」と批難して、自らは「シシマチニ」とよむべしと主張せり。槻落葉は「マタスカニ」とよみて「このか爾はであらん

と云意……きこゆめりといへり。攷證はこの説をうけて、これを強く主張せり。以上四説あるが、今これを待たむがに「またすがに」の如くに讀まば、そのまつは何物を何物が待つか主も客も不明になるにあらずや。假りにその待つ對象を粟の生熟としても、その粟の生熟を待つものは誰なりや。これを假りに上の歌の意をうけて、その娘子なりとせば、この歌全く意とほらずならむ。この故にこの説は全く通用せぬ説なり。次に「マツシカニ」といふことは如何といふに、これは上の「粟蒔く」といふことには意よく連絡すべきなれど、下の「繼ぎて云々」に照して見れば不可なり。何となれば、この「つぎて」は引つづきて行かむといふ意にして、「待鹿につぐ」といふ意にあらず。この「待鹿」には下の行かむの目的を示す語として、「シシマチニ」とよむをよしとすべし。鹿は「シカ」ともよめど、それは「シ」ともよむべし。卷二一九九に「鹿自物伊波比伏管」とあるは「シシジモノ」にして、この卷二二九九に「四時自物伊波比拜三七九」に「十六自物膝折伏」卷六一〇一九に「肉自物弓突圍而」とあるみな然り。而して集中に「シカジモノ」とよむべき證は一もなし。さて「シシ」といふは鹿に限らず、肉を食料とする獸をさすものにして、この卷四七八に「朝獵爾鹿猪踐起暮獵爾鶉鴉覆立」は卷六九二六に「朝獵爾十六履起夕狩爾十里踏立」に照して鹿猪の類を一般にいふと心得べし。鹿猪の類は稻粟等の熟する頃盛に田畠に來りてこれを荒すものなり。これを待ちて獵らむとするなり。

○繼而行益乎 「ツギテユカマシテ」とよみて異説なし。この「ツギテ」は卷二九一の「妹之家毛繼而見麻思乎」といへるにおなじく、引つづきて断えず行く意なり。

○社師留焉 「焉」字流布本「鳥」に作る。古點に「モリシルカラス」とよみたるを仙覺は「ヤシロハシルテ」と改めたり。童蒙抄は「モリハシルカラ」とよみて、「鳥をから」とよめり。されど、「鳥をただ」からとよむことは例もなきことなればこの説は從ひ難し。考は「ヤシロシトムルテ」とよみ、略解之に從へり。楓落葉は「今本怨焉を留鳥に誤れり。古本によりて改」といひて、「ヤシロシウラメシ」とよみ、攷證は「鳥を焉」の誤として、「ヤシロシトドムル」とよみ、玉の小琴は「鳥は戸母二字の誤にてやしろしるとも也。娘子の歌に神の社しなかりせば、とよめる故に其社は知とも繼て行む也」といひ、古義は「留は怨とある本に依に、有字の草書形を偽と寫誤れるなるべく、鳥は侶字の草書形を偽と寫誤れるなるべし」といひて、「ヤシロシアリトモ」とよめり。かく諸説區々たるが、ここに誤字ありやと見るに、「留」は神田本に「怨」の如くにし、神田本、類聚古集に「鳥を焉」とかけり。この「鳥」と「焉」とは本集にかぎらず、古書に多く混じてかけることなれば、これは紛れもしたりと見るべし。されど、神田本の「怨は信ずべからず。これは留の古字に留の體あるより寫誤れるものならむ。かく考へ來れば、楓落葉及び玉の小琴、古義の説は從ひがたし。「鳥」と「鳥」と屢混同することは既にいへる如くなるが、本集には「焉」をば漢字本來の用法に從ひて、終詞に用ゐたるもの少からず。たとへば、この卷四一四に「標耳會結鳥」の「鳥も焉」の誤にして「結」にて終れるもの、卷四七三六に「行乎欲焉」六二三に「不相夜多鳥」の「鳥も焉」卷十一八八八に「鷲鳴鳥」の「鳥も焉」二一四五に「戀許會益焉」などみな然り。されば、社師留の三字にてよみ方を考ふべきものなり。かくて考ふれば考の説か、攷證の説かの二者の外なきこととなる。ここにこのよみ方の決定點は「留」の

よみ方に存するを見る。本集中のこの字よみ方を見るに「トドムル」又は「トマル」とよめるはあれど「トムル」とよめるはただ一つ、卷四五三二の「宮爾行兒乎眞悲見留者苦聽去者爲便無」とあるのみなるが、これも「トドメバクルシヤラバズベナシ」とよむべきものならむ。かくてここをも「トドムル」とよめる攷證の説に従ふ。さてかく連體形にて終止することは普通の詞遣にあらざして餘情を含めていへるものなり。この例は攷證にもいへる如く、卷九一六七三に「風莫乃濱之白浪徒於斯依久流見人無」卷十一七四に「秋田刈借廬乎作吾居者衣手寒露置爾家留」卷十八四〇九二に「保登等藝須伊登禰多家口波橋能播奈治流等吉爾伎奈吉登餘牟流」などあり。

○一首の意 君は春日野に粟を蒔かむといはれたるが、さ様に粟を蒔きたるならば、その粟によりくる鹿を待ちて獵りせむ爲に、斷えず、その春日野に行かむと思ふを、そこに神の社ありと君がいはれたれば、その神社に憚りて吾は得行かぬが、その行かぬはわが心よりして行かぬにあらずして神の社が來るなかれとこれを止めたまふなりといふ。これは、娘子の歌にてはその神社をば赤麻呂の妻としていへるをば、この返歌には娘子に他の男のありてわれはそこに通ひがたしといへるに歌の面白味存するなり。然るに從來の多くの説これをしか解せざるは不十分なりといふべし。ただ全釋のみかやうにとれり。

娘子復報歌一首

○ 佐伯宿禰赤麿が上の歌を贈れるによりてそれに對しての返報としてまた娘子が贈れるな

吾祭神者不有大夫爾認有神曾好應祀

○ 吾祭神有不有「ワガマツル」と古來よみ來れるを玉の小琴に「此初句をわがまつると訓るは僻事也。さては一首の意心得難し。わはまつると訓べし。吾はそなたの祭るべき神には非ずの意也。さて三の句より下はそなたに本よりつきたる神をよく祭り玉ふべきこと也と云なり」といへり。古義はこの説をよしとして「アハマツル」とよめり。略解は右の本居の説を紹介して可否をいはず、ただ「神は社の誤にて、わがまつるやしろはあらずとあらんかた穩か也」といへり。又槻落葉攷證等は本居の説を不可なりとせり。按ずるに、本居説にて、その娘子が吾は汝の祭り給ふべき神にはあらずといひたる事となるべきこと明かなるが、戯れにもせよ、漫りに自ら神と僭することあるまじければ、この説の通りの情勢を導き出すには、上の赤麿の歌にそれだけの餘地既に生じてあらざるべからず。然るにさる事は考へられず。然らば、自らを神に擬することは如何なり。これはなほ古來の訓によるべきものなり。その意は次の句に行きて説くべし。

○ 神者不有「カミニハアラズ」なり。略解には上の説の如く「神を」社の誤として「ワガマツルヤシロハアラズ」とよみたるが「社」といひても結局神の事なれば、改むる要なし。加之、古來ここには誤字もなければ、従ふべからず。上二句にて一段落をなすものなるが、そのわが祭る神とは何

をさすかといふに、略解に「とめたる神とは右にとむるとよめるに同じ意也」といひたるは粗略にして意明かならず。攷證には君が社しとゞむるとのたまふ、その社の神はわが祭れる神にはあらずといへり。多くの學者はこの説に近きやうなり。されど、かく説きては意をなさず。さりとして、本居翁の説の如きものにもあらず。この歌はもとより前の赤鷹の更に贈れる歌の返歌にはあれど、その赤鷹の歌はもとより娘子の贈れる歌に基づくものなり。即ちそのものは娘子が神の社しなかりせばとよみたるに對しての赤鷹が返歌せしなり。されど、娘子はその赤鷹の返歌に對して君の見解はわが歌の本意をさとらぬによる。わが神の社しなかりせば云々といひたる神はわが奉祭する神の事をいひたるにはあらずといひたるなり。然く解せざれば、この二句の意徹底せざる筈なり。

○大夫爾 「マストラヲニ」とよむこと異議なし。これは上の「吾」に對して、赤鷹をさすものなり。

○認有神會 舊訓「トメタルカミヅ」とよみたるが考は「ツナゲルカミヅト」よみて「つなぎとゞめて離れぬ神有といへり」と説けり。槻落葉は「シメタルカミヅ」とよみて「そなたにもとより屬たる神ぞといふ意」と説けり。古義は「ツキタルカミヅ」とよみて、説明は槻落葉に略同じ。而して代匠記、攷證等は古來の訓をよしとせり。ここによみ方にも説明にも種々の考説有るを見る。先づ「認」の字につきて訓を考ふるに、本集にては「こと、卷十六に「所^{イユシ}歎^{シツカ}鹿^{ツカ}乎^{ツカ}認^{ツカ}河邊^{ツカ}之^{ツカ}和^{ツカ}草^{ツカ}云々」三八七四に「ツナグ」とよみたるとの二あるに止まる。類聚名義抄には「認」の字に「トム」「キタル」「オモフ」「ツナク」「モトム」「シルシ」「サクル」「モロモロ」「タツメ」「トメシリテ」「ナヤメリ」などの訓あり。今

これらの訓によれば「シメタル」「ツキタル」の訓は根據なきこととなる。然れども、その意よりして或はそれらの訓も成立すべきか。「認」字は説文に見えねば六朝頃に生ぜしものならむ。その義は玉篇に「識認也」廣韻に「識也」とあるのみなり。然るにこの字には別に今いふ認諾允許の意あり。これは古くは行はれざりしものならむ。されば、今は類聚名義抄の訓につきてここに用ゐられべき訓を考へみむ。ここには上に「大夫」とあれば、「トム」「ツナク」「モトム」「シルシ」「タツメ」などの訓を除いては不適當なることとなるべし。而してその歌の意を考ふるに、代匠記に「認有は離れやらぬ意なり」といひ、童蒙抄に「此とめたる」と云言、詞釋兎角いひとき難し。まづ従ひたるといふ意と見ゆべし」といひ、考は「つなぎとゞめて離れぬ神有といへり」といひ、槻落葉は「そなたにもとより屬たる神ぞといふ意」といひ、古義は「寄屬たる神ぞの意なり」といひ、以上よみ方は區々なれども「ツキタル」意とせり。又略解、攷證は「トメタル」とよみつつその意は上の句の「止メタル」といふ意に同じとやうにいへり。然れども「止メタル」といふ意ならば「大夫ヲ」といふべきものにして「大夫ニ」といふ如く上句に「ニ」助詞を用ゐることあるべからず。この故に、略解、攷證等の解釋は隨ひがたし。然らばその意は大夫即ち汝に従ひ屬きたる神といふ意より外に考へ方もなきなり。然るときには「トメタル」とよみてはその意をあらはすに適當するものとして考へうべからず。又「モトム」「シルシ」「タツメ」も適せりといふべからず。結局殘る所は「ツナグ」の一語のみとなる。この「ツナグ」といふ語は今普通に實體ある物に綱をつけてあることについていふ語にのみ用ゐるが、ここをさる意にて「ツナグ」といひたるものとしては

當らざることを論なし。然るに、日本紀齊明卷の歌「伊喻之々乎都那遇何播杯能倭柯矩婆能倭柯俱阿利岐騰阿我謨婆儼俱爾」といふあり。これについて稜威言別なる守部の説に「されど繩などして繫ことにはあらず、心に標おく所へ認ゆくを云り。抄に鹿の跡を認るにて俗に跡を繫ぐと云是なり。水をも飲み草をも喰むべきために行べき處なる故に河邊に認るなりと云る。今此御句は信に然なり。然れども此語今世にては耳遠く誰も臍落のせざる詞なりければ、一とせ山の獵夫に問試みけるに其者いへらく山獸は被射れば一旦は逃れども、遠くは走らざるものなり。故一打射留るを繫おくと云。譬へば獵夫の中にてかの手負猪は某が繫きたるなり。此疲れ鹿は誰か二日前に繫きたるなりとて、人とらず。若捕事あれば、其繫きたる本人にわたすならひなる、是其一也。一は繫きたる猪鹿を今頃は何處あたりにか、疲れ臥たらんとて覓おくをもやはり繫ぐとも、跡繫ぐとも云と云り。於是其獵夫に、今此都那遇柯播杯能の歌を語て問けるに、獵夫云、手負猪怒る時は燃るが如く成行けば、必ず渴すめる故に、おのづから水邊に出るなり。就中川を超ては逃ざるもの故に其川を關にして追認ゆく。今も專する事也と云き。此も此獵夫が言にて解つべし。かゝれば萬葉十六にいゆししを認河邊の云々とある認字をも猶認とよむべきにや。解云今船人の言に山をつなぐと云ことあり。さるは海上より遙に山を認おくをいへば、ここにつなぐとあるも萬葉に認るとあると同意なりと云るも思ひ合すべし。此前後に云る言ともみなわろしと云り。此説然るべし。字鏡集、色葉字類抄に認をツナグと訓るも右の證とすべしといへり。又雅言集覽増補なる、中島廣足の説に「廣足云

鹿後の俗に鹿猪に手を負せて、其血のしたゝりを認ゆくことをツナグといへり。たとへば手負たる猪鹿の淺手にて血の跡さまで遠くなきか、又は谷川などありて、それわたりて血のあと流失たるか、又夕ぐれになりて木下暗く物の色も分れざる如くなりては、此手負たるハカリは明日ツナガンなどいへり。是もとより古言の遺たるなりといへり。認をツナグといふは大方かゝる意なりと見えたり。さては神が大夫にツナゲル由に解せざるべからざるが、ことに一の疑は、ツナグは普通ならば、^ニといふ格に立つべきものなるに、ことに^ニ格に立てることなり。さりとて、ツナグを不可として、トメタルとよみてもこの疑は同様なり。「大夫ヲトム」といふが普通にして、大夫にトメタルといふは普通のいひ方にあらず。「トメタル」といふ説をとる人々もこの問題には觸れざるが如し。されば、^ニといふ助詞よりすることを以て、ツナゲルといふ語を以てすることの批難あらば、その人は、トメタルといふ語を用ゐることについては自らこれをとるべからず。然るときはこれのよみ方は全く考へられざることとならむ。ここに於いていづれにしても、大夫^ニといへることにつきては尋常の用言の意のまゝの關係にはあらざるを見る。これは恐らくは、大夫ヲツナグ神ありとして、その神のあることを傍觀的にいへる爲なるべし。然りとせば、ここは、大夫ニトメタルとよむよりは、大夫ニツナゲルといふ方まされりとすべし。この故に今は考のよみ方に従ふ。その意は大夫たる君に跡をツナギてある神ありと認むるが、かく君の跡にツナギつてある神といふことなるべし。「神曾は下の語より見れば、神ヲゾの意なり。」

○好應祀 「ヨクマツルベキ」とよむこと論なし。「應は古來ベシ」とよみ來り、その例は卷一、七五以來少からず、而して、上の「ゾ」の係によりて「ベキ」といふ連體形を以て結べるなり。

○一首の意 この歌二段落なり。第一段は上にいへる如く、わが「千はやふる神の社しなかりせば云々」といひたるに對して、君は何か仰せられたれど、それは誤解なり。わが上にいひし所の神はわが祭る所の神の事をいひしにあらずとなり。第二段は第一段をうけて、わが、いひし所の神は君のあとをつけて君に離るまじと、常に君につきまといひて、ある神ありと認めてわがいひしなるが、その神をぞ君はよく祀りたまふべき事なれとなり。これは赤麿につきて女あるなるべければ、それをば大切に守り給へと戯れていへるならむ。

大伴宿禰駿河麿同坂上家之二嬢歌一首

○大伴宿禰駿河麿 この人の事は上の四〇〇の歌の條にいへり。

○同坂上家之二嬢 同坂上家とは大伴坂上家といふ意なること、四〇三の場合におなじ。これは上の四〇一の歌の作者たる大伴坂上郎女の家なること明かなり。この大伴坂上郎女の事も上の四〇〇の歌の駿河麿の事をいへる内にいへり。さてこの二嬢とは誰なるか。既に四〇三の説明のうちにいへるが如く、卷四の七五九の歌の左注に「右田村大嬢坂上大嬢并是右大辨大伴宿奈麿卿之女也。卿居田村里號曰田村大嬢。但妹坂上大嬢者母居坂上里仍曰坂上大嬢」とあり。ここにいふ坂上家之二嬢と坂上大嬢とは別の人か、同じ人か。攷證には坂上家之

二嬢を諸註に坂上之大嬢とするは非也。こは田村大嬢、坂上大嬢二人をさして二嬢とはいへるに、後に姉田村大嬢をば駿河卿の得給ひ、妹坂上大嬢をば家持卿の得給ひし事集中の歌にて知らる」といへり。然れども、田村大嬢と坂上大嬢とを併せて、坂上家の二嬢といふことは卷四の左注と撞着するが故に、從ひがたし。次に二嬢は二人の嬢とも第二の嬢とも解しうべきものなるが、いづれにしてもこの語は支那流の語遣なり。支那にては唐の頃の風俗としてその輩行によりて男兒には太郎、二郎、三郎等と字し、女兒には大娘、二娘、三娘等と字せること當時の小説等に徴して知るべし。その習俗のわが國に傳はりて今に男子の名に太郎、二郎、三郎といふこと存するなり。女子には今はその事絶えたれど、ここにいへるはまさしくそれなり。而して、嬢娘元來同じ字なれば大嬢は第一の嬢、二嬢は第二の嬢と解するを自然の見方とす。然らば、これは大伴家持が歌を贈れる坂上家之大嬢とは同人にあらずして、その妹たる人ならむ。然るに、攷證には田村大嬢をば駿河麿の得給ひ、妹坂上大嬢をば家持卿の得給ひし事集中の歌にてしらるといへり。果して然るか。本集中には駿河麿の妻が誰人なりしかを明かにしたるものなく、その手が、りとなるべきはただこの歌あるのみなれば何等の證なし。されば、これは上の解により、第二女の事とする外あるべからず。

○甥 は「ツマドヒスル」とよむべし。意は卷二、九三の歌の詞書の「丙大臣藤原卿甥鏡王女時云々」の下にいへり。

(四〇七)

春霞春日里之殖子水葱苗有跡云師柄者指爾家牟。

○春霞 ハルガスマミとよみて、カスガの枕詞とすること諸家同じ。これに諸家の説さま／＼なれど、要するに「カスミ」と「カスガ」と同じ意を含めりと見るか、又「カスム」とか「カスカ」とかいふ如き意にての枕詞とするものなり。その關係明白ならねど、その關係あることは疑ふべからず。

○春日里之 「カスガノサトノ」なり。春日里は古來名高く大和國添上郡の地名なることは著しきか、こはいづこをさすか。この春日里は嚴密にいへば和名鈔にいふ所の春日郷ならざるべからず。この地は春日山以西、率川地方に互り、北は佐保に隣り、南は大宅に接する、その間なりといへり。即ち今の奈良市の大部分これにあたりとすべし。さてここに春日里ととり出していへるは如何なる事情によるか。下にいふ小水葱を坂上家之二嬢に比し、その小水葱が春日里にある由にいふとせば、その二嬢は春日里に在りしか、然らば、卷四の左注(三七九)の詞書の説明に引けりにいふ所の坂上里とこと同じきか否か。坂上里は平群郡の地名にして、ここは添上郡なれば、異なることは著し。然れども、何等の縁なきものならば、ここに春日里をいふことあるべからず。恐らくは、春日里に坂上家の別墅か、若くは本據か、若し本據とせば、その比坂上里より移轉せしがなほ坂上家といひしならむありて、そこに二嬢が住みしならむ。次に「春日里之」の之は流布本に「爾」とせり。かやうなるつづきは下にいふ如く、卷十四にも見ゆれど古寫本について見ればその最大部分は皆之字として、爾とあるはただ古葉略類聚鈔のみにして、版本にても活字無訓本には之とせり。されば、これは活字附訓本の誤植に基づくとすべし。これによりて改めつ。

○殖子水葱 普通に「ウエコナギ」とよむ。されど類聚古集、古葉略類聚鈔、神田本、細井本には「ウエシナギ」とあり。然れどこの語の例は卷十四「三四一五」に「可美都氣努伊可保乃奴麻爾宇惠古奈宜云々」とあるによりて「ウエコナギ」とよむべきなり。水葱は植物の名にして、これをわが國にてはナギといふこと、本草和名に薺菜に注して一名水葱とし、和名奈岐と注し、和名類聚鈔に水葱に水菜可食也と注し、又奈岐と注せるにて明かなり。さてその「コナギ」とは如何なる意かといふに、單に「ナギ」について「コナギ」といへるに止まらず、「コナギ」といふ一語ありしことは、卷十四「三五七六」に「奈波之呂乃古奈伎我波奈乎伎爾須里云々」とあるにて知られたり。さてその「ナギ」又「コナギ」は如何なるものかといふに、和漢三才圖會及び本草綱目啓蒙に水葵といふものを「ナギ」といひ、草木圖説にはその同種にして小に、花の數少くして長き穂をなすに至らぬものを「コナギ」といへり。これは、いづれも、水澤の中に生ずる草にして、葉は、初生はオモダカに似て、小く、深綠色にして光澤あり、長ずれば竹柏の葉に似たり。秋穂を出して花をつく。花は六瓣、青碧色又は白色にして、後小き角を結ぶ。冬は苗枯る。これは古、食料にせしものにして、正倉院古文書、延喜式に屢その名見ゆるのみならず、それらには「奈葵」とかけるもあり。又正倉院古文書には「水葱二千六百五十束」とあり。それは夏は生にて食ふのみならず、煮ても食ひしこと、卷十六の歌に見ゆ。延喜式内膳司の條には「漬秋菜料」として「水葱十石」「小水葱一石」とありて、そ

れらを糟漬とせしこと知られたり。而してこれらを田にうゑしことあるは催馬樂の田中井戸の曲に「たなかのゑどにひかれるたなぎつめつめあこめ云々」とあるにて知るべく、又延喜式には水葱の栽培についての耕地功費等をも記せり。これらはこの一句を解するに参考すべきものなり。さて「ウエコナギ」とは如何なる意なるかといふに、古事記傳卷十九の注に「倭建命段の歌に宇惠具佐、萬葉三に殖木、また植子水葱、十四にもうゑこなぎ、又うゑ竹などある、宇惠も人の植たる由にはあらず、植りてある意なれば多知といふと同意なり」といひてより、古義注疏これに従ひ、近時の學者も亦多くこれに従へり。然れども、「ウエ」といふ語は元來の人の心より出でてするわざをさす意なれば、この説は従ふべからず。第一に「ウウル」といふ語古にありしことの證なし。第二に「ウウル」といふ語に自然に草木の生じてあることをいへる證なし。第三に本集に「ウエ木」とあるもの三、そのうち「東市之殖木」この卷三一〇「吾屋戸能殖木橋」卷十九四二〇七は明かに人の植ゑたる木といふべきものなり。「市」に木を植うることは令の規定にあり、橋は外來の珍重すべき樹なり、「宇惠多氣」卷十四三四七四「殖槻」卷十三三三二四なるが、一も自然生のものに限るといふ證は一切存せず。ことに、この草は食用として水田に栽培せしこと著しきものをや。さて又ここに「ウエコナギ」とつづくは如何といふに、これは「ウエ」といふ連用形を以て、體言化せしめ、それを「コナギ」につづけて熟語とせしものなり。植物の名につづけてかゝる形にせるは上にいひける「ウエ木」「ウエ竹」「ウエ槻」又古事記の「ウエ草」など然るのみならず、「ウエ松」などあり。さてこれはその二孃をこなぎに比していへるなり。

○ 苗有跡云師 この「云」字神田本に「之」とあり。槻落葉は「云」を「三」の誤として「ナヘナリトミシ」とよめり。然れども、他の多くの諸寫本すべて「云」なればなほそのままにして、古來の訓の如く「ナヘナリトイヒシ」とよむべし。「苗」の訓は新撰字鏡に「苗奈倍」とあり、卷十四三四一八に「佐野田能奈倍能武良奈倍爾」とあれば、「ナヘ」といふを正とす。「苗」の字は説文に「凡草初生亦曰苗」とあり、本集卷十一二八三六に「三島菅未苗生」とあり。その義は「萎」にて未だかよわくてなへなへとしてあれば、「ナフル」の連用形を以て名としたるならむ。「有」を「ナリ」にあつることは卷一以來頻繁に出でたり。「ナヘナリトイヒシ」は過去にそれを問ひしことありしことを語るものにして、その時に未だ苗なりと云ひしといふなり。而してこの「シ」は「キ」の連體形にして、上のすべてを一體として準體言としたるものなるが、それが全體を以て次の句に對して主格とせるなり。

○ 柄者指爾家牟 「エハサシニケム」とよむ。然るに、槻落葉には古本に「家里」とありといひて「エハサシニケリ」とよめり。されど、今ある古寫本には一もその證なきのみならず、「ケム」といひてこそ趣あれ、「ケリ」といひては全く意をなさざれば従ふべからず。柄は借字にて枝なり。枝の生ずるを「サス」といふこと、又既にもいへり。さて水葱は枝を生ずる草にあらぬに、ここに枝さすといへるは如何。これは恐らくはその草の生長して多くの葉の生ずるが、その葉柄の長くして互生すること木の枝の如くなるをさしていへるならむ。「さしにけむ」といへるは、自己は實は見ざるが、その間に長大せしならむといへるなり。

○ 一首の意 これは坂上家の二孃を小水葱に譬へていへるものにして、春日の里の殖小水葱は

かつて我が問ひし時は未だ苗なりといひし、その小水葱は今に充分成長して葉も繁く、のびて大きくなりしならむとなり。即ち二嬢は今や成人したまひしならむ。いかでわが妻に請ぜばやといふ意なり。

大伴宿禰家持贈同坂上家之大嬢歌一首

○大伴宿禰家持云々。これと同じ詞書上の四〇三の歌にあり。贈れる時は別の時なるべし。

(四〇八)

石竹之、其花爾毛我朝旦手取持而、不戀日將無。

○石竹之「ナデシコノ」とよむ。石竹は今音にて「セキチク」といひて、花の特にうるはしきをいひて、普通の「ナデシコ」と別のものとすれど、元來は同じ種類なるべく、ただその石竹と稱するものは蓋し舶來種なるべし。支那にては石竹、即ち瞿麥をさすことは本草綱目に「瞿麥釋名石竹」とあり。石竹の字面は箋注和名鈔に白居易の詩に見ゆといへれど、本集はそれより古し。按ずるに述異記、梁任昉著にその名見ゆれば六朝の間に既に用るしを本邦にも襲用せしなり。さてわが國にては本草和名にも和名鈔にも瞿麥に注して「奈天之古」とせり。又新撰字鏡には瞿麥に「奈旦志古」と注せり。「ナデシコ」は當時愛玩せられしものと見えて、本集には屢見えたり。「奈泥之故」と書けるもの(卷十七、四〇〇八、四〇一〇、卷十八、四〇七〇、四一一三、卷十九、四二三二、四二三三、二二二)「奈旦之故」とかけるもの(卷二十、四四四二、四四四三、四四四七)「奈旦之故」とかけるもの(四四四六、四四四九、四四五〇、四四五一)あり。「瞿麥」とかけるは卷八、一四四八、一五一〇、一六一六、卷十一、九九二あり「石竹」とかけるはこの卷になほ一つ、四六四、卷十に、一九七〇あり。いづれもこれを愛玩せる心をうたへるものなり。この故に「ナデシコ」とよむべきことは當然にして、こゝはそれを愛玩する小女にたとへたるなり。

○其花爾毛我「ソノハナニモガ」とよむ。「ソノハナ」とは石竹の花なり。これは再歸法にたてる語法なり。その例卷六、一〇〇九に「橋花者實左倍花左倍其葉左倍」卷八、一六一四に「九月之其始鴈乃使爾毛」二六一五に「天乃浦之其長濱爾縁流浪」卷九、一七三八に「須輕娘子之其姿之端正爾」等例少からず。「ガ」は希望の終助詞にして、體言を對象とする場合はそれに「モ」といふ係助詞を添へたる下につきて「モガ」といふこと「安波妣多麻母我」(卷十八、四一〇三)「美夜故邊爾由可牟船毛我」(卷十五、三六四〇)の如くなるを常規とするが、こゝは、それと異にして「ニモガ」とやうに、その對象に格助詞「ニ」を加へたれば、精神は「其花モガ」といふと甚しく異なり。「其花モガ」といふ時はその花をば希望の對象とするものなるが、こゝはさにあらず。この「ニ」は格助詞にして、それに對應する用言が下にあるべき筈なり。而してその用言よりして「阿佐奈佐奈我流比婆理爾奈里旦之可」(卷二十、四四三三)「酒壺二成而師鵬」(卷三、三三三)などいふ例に似たる關係に立つべき筈なるを「ニ」より下の用言を省きて、それを直に「モガ」につづけたるものなり。それは

天飛ぶ鳥にもなりてしがも。

世の中は常にも(ありにし)がもな。

人の心を枕ともしてしかな。

飛ぶが如くに都へも行きてしがな。(土佐)

などの例にても見るべきものなり。ここに似たる例は卷四七三四に「吾念如此而不可有者玉二毛我眞毛妹之手二所纏牟」卷八一五七二に「白露平不令消而玉爾貫物爾毛我」卷十七三九〇九に「多知婆奈波常花爾毛敷三九九〇」に「我加勢故波多麻爾母我毛奈手爾麻伎底見都追由可牟乎」などあるいづれも、その「ニモ」の下と「ガ」の上との間に略語の行はれたる格なり。ここはその坂上家の大嬢をば、石竹の花にてあれかしと願ふ心をうたへるなり。かくてこゝにて終止するが故に、ここにて一段落とす。

○朝旦「アサナサナ」とよめり。この語の假名書の例は卷十七四〇一〇に「奈泥之故我波奈爾毛我母奈安佐奈佐奈見牟」卷二十四四三三三に「阿佐奈佐奈安我流比婆理爾奈里且之可」あり。これは「アサナ」といふ語を重ねて「アサナアサナ」といふべきを約めたるなり。その「アサナ」は「アサニ」といふべきを音轉にて「アサナ」といふといへり。然ることならむ。古今集離別歌に「あさなけに見べき君としたのまねば、おもひたちぬる草枕なり」とある、あさなけにもあさにけになりといへり。意は朝毎にといふに大差なかるべし。

○手取持而「テニトリモチテ」とよむ。そのナデシコを手にとり持ちてなり。

○不戀日將無「コヒヌヒナケム」とよめり。ナカラムを約めて「ナケム」といふは、當時の一の語格なり。卷十七三九〇九に「保登等藝須、周無等來、鳴者伎可奴日奈家牟」四〇一一に「左奈良弊流多

可波奈家牟等」などその例なり。さて「コヒヌヒナケム」といへるは毎日に「コフル」由の意なり。然るに其の「コフ」といふ語を今いふ普通の意にとる時は意義不徹底なるのみならず、殆ど意をなさざるものとならむ。代匠記に曰はく「落句はこれわろく意得ば違ひぬべし。常に戀ぬ日はなしとよむは人をよ所に置て見ねば、こひしく見れば戀しき心の息なり。此は見ながら深く愛するを戀と云なり。第十に白露と秋の萩とは戀亂とよめり。其外あまたこれ體によめるが如し。古今にも、みる物からや戀しかるべきとよめり」といへり。考も亦「此戀といふはまのあたりに見つゝめづるなり。集中に花の盛にむかひ愛しといひ、秋の戀の盛など云が如し」ともいひ、註疏はこれを簡約にして「不愛日なからんの意なり。ここの戀は目前にみつゝ愛着する意なり」といへり。その意は略當れる事ならむが、代匠記に引ける例は「二一七一」の「白露與秋芽子者戀亂別事難吾情可聞」といふ歌なるが、これは白露と秋芽子とが、共に戀をしつゝありといふ意なれば正しく上の意か如何か確かには明言しがたけれど、卷十一八五五の「櫻花時者雖不過、見人之戀盛常今之將落」卷十九の「詠山振歌四一八五」に「朝露爾仁保做流花乎見每念者不止、戀志繁母」その反歌「四一八六」に見其等念者不止戀已曾益禮」又卷十七三九八七の「鳴鳥能許惠乃許悲思吉登岐波伎爾家里」などは、「コヒ」(名詞)、「コヒシ」(形容詞)の例なれど、まさしく上にいへる例に近し。されば、この意にいふこともありしならむ。

○一首の意 明かなり。第一段はわが君はわが愛するなでしこの花にてもありたらばいかによからましと冀ふことよとなり。第二段は、さやうにわが君がなでしこの花にてあらば、それ

を毎日手にとり持ちてめではやさぬ日とはあらざらむ。毎日にわが戀の心を満足せさせむものをとなり。

大伴宿禰駿河鷹歌一首

○この人の事既に上にいへり。この歌はそのよめる場合をいはねど、上の歌の意に准じて略これを推知すべし。古義に贈同坂上家之大嬢の字を加へたるはさかしらにして恐らくは事實に違へるならむ。

(四〇九)

一日爾波千重浪敷爾雖念奈何其玉之手二卷難寸

○一日爾波「ヒトヒニハ」とよむ。この語の例は卷二二八六に「一日者」と記したり。意明かなり。○千重浪敷爾 古來の如く「チヘナミシキニ」とよむべし。童蒙抄に「チヘナミウツニ」とよみたれど如何なり。童蒙抄の説の根據とする所は波にはうつといふべく敷の字をば令集解神祇令神衣祭條下注に釋云敷和御衣織奉敷和者宇都波多也。如此古訓うつと訓したる證例もあれば浪につく詞にて現の字の意をかねてうつと讀むこと然るべからんかといふにあり。この敷和の熟字の本義未だ詳かならねば斷言しかねたりといへども敷字にウツといふ訓ありとすることは受けられず。敷はシクとよむが普通なるのみならず浪にシクといへる例は卷九一七二九に「梶島乃石越浪乃敷且志所念卷十八四〇九三に餘須流之良奈美伊夜末之爾多

知之伎與世久卷十二三〇二四に「小浪敷而戀乍有跡告乞卷十七三九八九に「奈美能宇美能意吉都之良奈美志苦思苦爾於毛保要武可母」などあり。なほ又卷十一二四三七に「五百重浪千重敷敷爾戀度鴨」又卷十三三二五三に「五百重浪千重波爾敷考は敷爾の誤とせり言上爲吾」などの例にて、なほ古來の訓によるべきを見るべし。さてこの「シキ」は多くの釋「頻」になりといへど適中せりと思はれず。二語意は共通する點あれど「頻」は「シキル」といふラ行四段活用動詞の連用形を以て轉成せしめしものにして「シキ」はカ行四段活用の動詞なれば別の語なり。この語の意はシゲク行はるるわざをいふ語なり。さてこの句と上の句とを合一してきて「一日には千重波とシキニ」との二に分ちて考ふべきものなり。その「一日」には千重波といふには上の「一日」の助詞に對して下に相當の用言なくばあらざるを略せるものなれば、一日の中に千重の波のよする如くといふ程の意にて、下の「敷」の意を修飾強調するに用ゐたるものなり。而してかやうなる例は上の卷十三の三二五三の例を見て知るべし。

○雖念「オモヘドモ」とよむ。意明かなり。

○奈何 舊訓「ナド」とよみたるが、代匠記には「ナゾ」ともよむべしといへり。「奈何」は疑問の辭にしてこれは「ナド」とよみても「ナゾ」とよみても同じ意になるべく「ナド」の假名書の例は本集には卷四五〇九に「奈騰可聞妹爾不告來二計謀卷十九四二一〇に「夜麻保登々藝須奈騰可伎奈駕奴」あり又古事記中に「那杼佐那流斗米」あり。「ナゾ」の假名書の例は本集卷十五三六八四に「奈曾許已波伊能禰良要奴毛」あり。さてその「ナ」は古代の疑問副詞にして「ゾ」は今も用ゐる係助詞にして

下はその「ゾ」の古代の一の姿なりと見ゆれば、二者結局同じ語の二の姿にあらはれたるなりと認むべし。かくてそは「ナヅ」よりは「ナド」の方古き容と見ゆれば、ここは古の如く「ナド」にてよしとすべし。

○其玉之「ソノタマノ」とよむ。「其玉」とは何をさすかといふに、誰人かを玉にたとへたりと認めたるものとせずば譬喩歌としての詮なきなり。さればこの歌を贈れる相手の人恐らくは坂上家の二嬢をたとへていへるならむ。なほここに玉を以てたとへいへるは徒にいへるに止まらず、上に「千重浪」といへるに縁あるなり。そは如何にといふに、卷一「二二六」に「荒浪爾縁來玉乎枕爾置」卷六「一〇〇三」に「海賊婦玉求良之」一〇六二に「玉拾濱邊乎近見」卷七「一一五四」に「吾兒之鹽干爾玉者將拾」卷九「一六六五」に「爲妹吾玉拾、奥邊有玉縁持來、奥津白浪」などの例にて見る如く、海中にある玉をば浪のよせ來て濱邊におくことあるによりていへるなり。その玉とは蓋し、正しくは今いふ眞珠のことならむ。今日にては容易に手に入れがたく見ゆれど、古は往々ざる眞珠を含める貝の浪に打ちよせられて濱邊にありしが故にかかる歌もありしならむ。

○手二卷難寸「テニマキガタキ」とよむ。ここに連體形を以て終止とせるは上の奈何を「ナド」とよみたるに對しての結なり。玉を手にくくとは古は腕などに多くの玉を緒に貫きたるを纏ひしが故なり。その状は古墳より出づる埴輪の人形などにて想像しうべし。本集の歌にもこの事頻繁に見ゆ。而して卷二「二五〇」の「玉有者手爾卷持而卷四七二九」の「玉有者手二母將卷乎」卷十七「三九九〇」に「我加勢故波多麻爾母我毛奈手爾麻伎底見都追由可牟乎」などいづれも、その愛して離れ難き人を、手に纏くべき玉にたとへていへるなり。ここもまさしくその意なりとす。

○一首の意 一日に千重にも寄する浪の如くにしげさまにわれは思へども、何の故にかその玉のわが手に巻き難きかといふなり。浪の寄すると玉のよりくるとの縁と、玉を女にたとへたると、玉は手にまくことのあるとによりていへる歌なるが、巧みなるに似て深き情はうけとられぬ歌なり。

大伴坂上郎女橋歌一首

○大伴坂上郎女 上三七九以來屢見ゆる人なれば、再び説くを要せず。
○橋歌 これは橋によそへてよめる歌なり。按ずるに、その娘なる大嬢二嬢に關聯して、同族なる駿河鷹家持などとの交渉ありしさまなれば、この歌もそれらの間に譬喩の對象の存せしならむ。

橋乎、屋前爾殖生、立而居而、後雖悔、驗將有八方。

○橋乎 「タチバナヲ」とよむに異議なし。橋については卷二「二二五」以後屢いへり。この木は舶來の菓樹として古來珍重せられ、街路樹又は庭園樹として殖ゑられしことは今更いふに及ばざるべし。

○屋前 古來「ヤド」とよみ來れるを童蒙抄に「ニハ」とよみ、考も攷證も「ニハ」とよめり。その他の諸家古來の如く「ヤド」とよみたれど、その理由をいへるものなし。童蒙抄は「屋前」の二字をやどとよむ義心得がたしといひ、やの前なれば庭とかのきとか讀むべき也。兩義好む處にしたがふべしといひ、考は理由をいはず。攷證は「屋の前」は庭なれば其意をもて書る字なれば、皆にはと訓べし。宿といふに、集中、屋外、屋戸などは書たれど、屋前の字をやどと訓べきよしなし。玉篇に「庭、堂階前也」とあるにて、屋前にはと訓へきをしるべしといへり。按ずるに假名書の例によれば、「和家夜度能鳥梅能波奈」(卷五、八二六)、「和我夜度乃波奈多知婆奈波」(卷十五、三七七九)、「和我勢故我夜度乃也麻夫伎」(卷二十、四三〇三)、「和我勢故我夜度乃奈且之故」(卷二十四、四四四二)、「和我屋度能麻都能葉見都都」(卷十五、三七四七)、「吾屋戸爾幹藍種生之」(卷三、三八四)、「吾屋戸爾殖之藤浪」(卷八、一四七一)、「奈泥之故乎屋戸爾末枳於保之」(卷十八、四一一三)、「花橋乎屋戸爾波不殖而」(卷十九、四一七二)、「山振乎屋戸爾引植而」などの例あれば、「ヤド」ニ橋を植うといふに差支なきことなり。又「多知婆奈能之多泥流爾波爾等能多且天」(卷十八、四〇五九)、「庭立麻手刈干」(卷四、五二二)、「橋之花散庭乎」(卷十、一九六八)などあれば、「ニハ」とよみても不可なきことなり。問題は「屋前」の二字を「ニハ」とよむをよしとするか、「ヤド」とよむをよしとするか、その二者のうちいづれがこの字面に妥當なるかといふ點にあり。攷證には玉篇の「庭、堂階前也」とあるを引きて、「ニハ」とよむべしといひたれど、引證としては不十分なり。この例は「堂前」とか「階前」とかの字面についての論ならば、或はよからむといへども「屋前」の字面の證にはならず。若し「屋前」の字面を「ニハ」とよむべしと

せば、それは倭名類聚鈔に「考聲切韻云庭庭反前名屋前也」とあるによりざるべからず。考聲切韻は今は佚書となりたれども、これは恐らくは六朝の頃の古書ならむ。それに庭字の説明に用ゐたる「屋前」の二字を庭の義に用ゐることはありうべきことにして、既にいへる所の説文の「煙火氣也」とあるを轉用して火氣を以てケブリの義に用ゐると同じ手法なりとするをうべきが如し。然りとせば、「ニハ」とよむ方よきが如し。然れども假名の例を見れば、かやうなる場合「ニハニ云々」といふより、「ヤドニ云々」といふ方遙に多く、「ヤド」といふ語の意には屋の戸即ち家の前なる所をさすこと本卷三〇九の「石室戸爾立立在松樹」の例にても知らるる如くなれば、「屋前」を「ヤド」とよむこと必ずしも不合理にあらざるを見る。この故に今はなほ古來の訓に従ひて「ヤド」といふことにせり。

○殖生 古來の訓は「ウエオホシ」なるを玉の小琴に「うゑおふせと訓べし。早くそなたの屋前にうゑおふし玉への心也」といひてより、楓落葉、略解等之に隨ひ、古義は之によりて、「ウエオホセ」とよめり。先づ「殖」字には種々の義あるうち、ここは書經、呂刑に「農殖嘉穀」とある如く、「種殖」の義によれるものにして集中に例多し。色葉字類抄には「殖」を「ウユ」と注せり。次に「生」を「オホシ」とよむべきことは卷十八、四一一三に「奈泥之故乎屋戸爾末枳於保之」(卷二十四、四三〇二)に「夜麻夫伎波奈渥都々於保佐牟」などあれば、「オフシ」にあらざるを見るべし。さて上よりの意については契沖は駿河鷹を催せる意ありとし、考は「むことる事をいふ」といひ、楓落葉は「早くそなたの屋前に殖令生てそなたのものとしたまへと也」といひ、古義これに従へり。先づ問題はこの橋を以て

何に譬へたるかといふことなり。玉の小琴、楓落葉、略解、古義等多くの書はそれをわが女に譬へたるものとせり。然るに、この頃までも橋は賞賛珍重せられたるものなれば、己が女をそれに譬ふるが如きは他に贈る歌として自賛に近きものなれば、恐らくは従ふべからざるものならむ。これは恐らくは考に「むことる事をいふ」といへるにて暗示せられたる如くその相手の男をたとへたりとすべきものならむ。次に「ホホセ」と命令形にする時は他を挑む意となりて、穩かならざるのみならず、婚姻に關する古の事實とも一致せず、旁従ひがたし。之に就いて註疏に「略解にウエオホセとは早くその庭にうゑおほせよといへるなり」と註せるは後世の婚儀のごとく、婦を夫の家に嫁せしむるよしにおもへるがごとし。古の婚儀は然らず。おほかた夫の婦家に通ひすむならはしなれば、こは郎女のわが女をその家に長したてたる事をウエオホシといへるなり」といへり。この後半のわが女をいへりとするは従ひがたけれど、前半の婚姻に關する説明は従ふべし。結局これはその婿たらむとする人をわが家に迎ふることを譬へたりといふの外なからむ。

○立而居而「タチテキテ」とよむ。この語の例上の「三七二」の「立而居而念會吾爲流」ありてそこにいへり。又この下「四四三」に「立居而待監人者」卷四「五六八」に「五百重浪立毛居毛我念流吉美」卷十「二二九四」に「立而毛居而毛君乎思會念卷十三「三三四四」に「立而居而去方毛不知」卷十七「四〇〇三」に「多知底爲底見禮登毛安夜之」などあるが、いづれもその心に深く思ふ事ある時にあらはるゝ舉動をいひあらはす語なりと知らる。かくてこれは下の「悔ゆる事を修飾するなり」。

○後雖悔「ノチニクユトモ」とよむ。これに似たる語遣の例は卷四「六七三」に「眞十鏡磨師心乎綴者後爾雖云驗將在八方」あり。又卷四「六七四」に「相而後社悔二破有跡五十戸」卷十一「二三八六」に「戀云事後悔在」あり。意は明かなり。

○驗將有八方「シルシアラメヤモ」とよむ。驗を「シルシ」とよむは上の太宰帥大伴卿讚酒歌の第一の歌「三三八」にあり。「アラメヤモ」といふ語の例は卷十五「三五八三」に「於伎都奈美知徹爾多都等母佐波里安良米也母」あり。「シルシアラメヤモ」の例は卷十八「四〇五二」に「保登等藝須伊麻奈可受之且安須古要牟夜麻爾奈久等母之流思安良米夜母」卷二十四「四三三八」に「保等登藝須許爾知可久乎伎奈伎且余須疑奈無能知爾之流志安良米夜母」あり。「八方をヤモ」にあてたる例は卷一「二一」以來屢あり。さてかく「ム」の已然形より「ヤモ」につづけたるものは反語をなすものなれば、效驗あらむや、效驗あるまじとなり。

○一首の意「橋といふべき君をば、わが屋にむかへてすつかり根がつきて後に豫想と違へる事の生じてむか。その時に至りて立ちつ居つして悔ゆとも後悔の效はあるまじければ、輕卒の事は出來難し。即ち先づ君の御心をよく知りての後にあらずば君の御申込には輕々しく應じかねたりとなり。これは鴻巣盛廣氏の全釋にいふ所に略同じ。われは同氏の見解に左袒するものなり。」

和歌一首

○これは上の歌に和へたるものなるはいふまでもなきが、何人の詠なるか、その名を記さねば知りがたし。代匠記槻落葉等には駿河麻呂のよみしならむといへり。又略解は「此卷家持卿の集と見ゆれば名を略きしならんか」といへれど、攷證にもいへる如く、この卷にも家持の名多く出でたれば、家持の歌なるが故に名を署せずといふ説も難あり。要はただ不明といふの外なかるべきなり。

(四一一) 吾妹兒之屋前之橋甚近殖而師故二不成者不止

○吾妹兒之「ワギモモノ」なり。この語の例は卷一四四以下屢いでたり。意は今更いふまでもなし。

○屋前之橋「ヤドノタチバナ」なり。よみ方と意とは上の歌に准じて知るべし。上の歌の橋はそのあひての男にたとへたるが、この歌はそれに對してその女を橋によそへたるなり。かくてわざと吾妹兒之屋前の橋としもいへるならむ。

○甚近 舊訓「イトチカシ」とよみたるを童蒙抄に「イトチカク」とよみ、考槻落葉、玉の小琴等以下みななくよめり。ここを「チカシ」といひては、意下に通ぜぬが故に「チカク」といひて、下につづくべきなり。「甚を」イトといふは甚シキの意なり。本集には假名書の「イト」の外は「甚」字のみを用いてこれをあらはしたり。類聚名義抄は又「太」「叡」「苦」の字に「イト」の訓あり、色葉字類抄には「最」「苦」「丁」に「イト」の訓あり。これらには「甚」の字に「イト」の訓を見ざれど、太と甚とは古來意義通じて

相熟して用ゐたるものにして詩經小雅巷伯に「彼譖人者亦已大甚」とあり。これはわが國語にていへば、副詞なる場合と、用言なる場合とあり。その用言なる場合は論語衛靈公篇に「甚於水火」といふ如きものにしてこれを「ハナハダシ」とよむ例となれり。その副詞なるものは、「ハナハダ」とよむか、「ハナハダシク」とよむかを例とせるが、それがかく四音五音によむべからぬ所にあるはいづれも「イト」とよむべきものならむ。而して本集中古來「甚を」イトとよみ來れるものはこの歌なるを最初として卷四以下に六處あり。さて「イト」といふ副詞の當時存せしことは、卷四七八六に「梅花未咲久伊等若美可聞」卷八一五二四に「天漢伊刀河浪者多多禰杼母」卷十八四〇九二に「保登等藝須伊登禰多家口波等例少からず。さてこの「イト」は「近シ」の程度を示す爲の副詞なり。この句の「いと近く」は次の「殖てし故」の句の意に連なるものなれば、その説明は次に至りて説くべし。

○殖而師故二「ウエテシユエニ」とよむ。古來異議なし。「故ニ」を玉の小琴に「うゑてし物をの心也」といひ、後人多くこれに従ひたり。されど、攷證は「故」といふに二つありて、一つはなるものをといふ意(中略)一つはたゞ俗言にもいふ所と同じ事なり。ここはなるものをといふ意にはあらで、たゞの故になりといへり。その「故」になるものをといふ意ありといふ説は従ふべからざること、卷一「二」の「人孀故爾」の下に既に論ぜるところなるが、このはもとより攷證いふ如く、普通の「故ニ」の意なるものにして、何等特別の説明を要する所にあらず。この「殖てし」はその橋を植ゑたるをいふこと勿論なるが、それをわが家近くに植ゑたりといふ意なり。この近

く植ゑしをば諸家は親族の意とすれど、必ずしも然らじ。これは己が親しくまのあたり見、又は交際せしをいひしならむ。

○不成者不止 これは「ナラズバヤマジ」とよむべし。即ちこれは豫期する所ある語なれば、「不」は「ジ」とよむべきこともとよりなり。このこと同じ詞遣なるは卷十一八九三に「本繁開在花不成、不止卷十一二八三四に「本繁言大王物乎不成、不止」などあり。「なる」とは上の橋の縁によりて實のなることなり。「實」に「なる」といへることは上の「三九八三九九」にもあるが、卷二一〇一の「實木成樹云々」又「一〇二」の「花耳開而不成者」の例をはじめ、集中に多きのみならず、今もいふ語なりとす。さてその橋が、花さき、そのうるはしく照れる實の成るにあらずば、わが努力をなすことは止むまじといふなり。されば、この者は接續助詞「ば」にあてたるなるべし。これを「は」とよめるは係助詞とせるものにして意とほらざるなり。

○一首の意 君が庭にある橋はわが家に甚だ近く植ゑてありしが故に、恰もわが橋の如き親しさを覺ゆるものなり。それ故に如何にも努力して、それに美しき實が成熟するにあらずばわが努力は止まじ。即ち、わが親しくせる君のわが愛する君の娘はわれはこれを深く愛するが故にこの戀をば必ず實現せずしてはあらじとなり。

市原王歌一首

○市原王 この人の歌は本集中にすべて、八首あり。そのうち卷六の「九八八」の詞書によりてそ

の父の安貴王たることを知る。安貴王はこの卷三〇六の歌の作者にして、春日王の子にして、天智天皇の御孫なること、但し、その春日王の御父の詳かならぬことは既にいへり。この市原王は天平十一年に寫經司の舍人たり、天平十五年五月に従五位下を授けられ、その頃より、玄蕃頭として佛教を管理し、天平勝寶元年四月には東大寺大佛の造營の功によつて従五位上を授けられ、同二年十二月には同様の功によつて正五位下に叙せられ、天平寶字七年正月に攝津大夫、四月に造東大寺長官に任ぜられたること知らるゝが、本集によれば天平寶字二年二月の頃には治部大輔たりしなり。なほ又天平五年には父王の健在を祝し、天平八年には獨子なるを悲める歌あり。又續日本紀、天應元年二月の條には光仁天皇の皇女能登内親王が市原王の配にして五百井女王、五百枝王を生みたまへる由見えたり。

(四一二)

伊奈太吉爾、伎須賣流王者、無二此方彼方毛、君之隨意

○伊奈太吉爾 「イナダキニ」とよむべし。この語はこの所以外に假名書の例なし。これは古來の説にいふ所の如く、「イタダキ」と同じ語なりと考へらる。「イタダキ」といふ體言の假名書の例も亦本集には見えず。新撰字鏡には「鬢」に「伊太々支」の訓あり、和名抄には「鬢」に「以太々岐」の訓あり。古語中の「ナ」といひし音を後に「ダ」の音にせし例少からず。「ムナ言」卷二十四四六五の「平奈許等」が「ムダクト」となり、「ワナナク」(古事記に「手足和那々岐且」の「わな」を重ねたる「わなわな」が、狹衣物語にて「わだわだ」となれるが如し。又逆に古「ダ」といひしを後世「ナ」といへるあり。「シダ」時

の意。卷十四三四六一の「安家奴思太久流」が後に「シナとなり、往きしな、還りしな、しな、今いふ、シダ」といふ草も古は「シナ」なりしならむといへり。又「手練」をば軍記物には「テダレ」といへり。されば「イタダキ」の古語に「イナダキ」といふ形ありと考ふることは不條理にあらずといふべし。然るに、鈴木重胤は日本書紀の傳に於いて「萬葉に伊奈太吉とある、奈字は多を誤れるなるべし」と論じたり。されど、諸の本みな「奈」とありて、ここに異字ある本一も存せざれば、なほ字のまゝによむべきものなり。「イタダキ」とはその文字の如く、頭の上又は髻をさせるものなれば、今あたまたといふ程の意にとるべきなり。なほ次の句に行きていふべし。

○伎須賣流玉者 古來「キスメルタマハ」とよみて異説もなく、又文字にも疑問なし。されど、その解釋につきては論ずべき點少からず。先づ、諸家の説を見む。仙覺は「きすめるは來住也。」意は帝王は「髻中明珠」とみづらの中に玉をいたゞき給へる也」といひたるが、契沖は「頂に令著なり」といひ、童蒙抄に「きたるといふ義也」といひ、考は「伎は久々里の約にて絞なり。須賣流は「統」なり。かくて神代紀に「御統の玉」と云に同じく、頭を飾る數々の玉の緒をくゞり統る所に一つ大玉有、それを無二と云り」といひ、槻落葉にては「令著也。」いにしへ玉は左右の「髻」につけて、飾とせり。神代紀に見えたり。令著とは付をいへり」といひ、略解にはまづ考の説をあげ、次に「宣長云、伎は笠をきるなどのきるに同じ。頭におくをいふ。すめるは統にて二つなしとは玉の數をいふにはあらず。云々」といへり。かくてより後本居の説全盛にしてこれに従はざるもの殆どなく、ただ井上通泰氏の新考の、これに従はずして異説を立てたるのみ。その新考の説は

後に論及することとして、ここに上の諸説を一往評論せむ。「きすめる」といふ語は假名書にしてこれより外のよみ方なければ、その音の「キスメル」といふ語に基づいてその説の當否を考へむ。まづ、仙覺の「來住也」といへるはその語形よりして不合理といふべからず。童蒙抄の説は説明不十分にして可否をいふべきにあらず。考の「キ」は「ククリ」の約なりといふこと、先づ無理なるが、「スメル」は「統なり」といふは當時の語法にあはず。「スベル」といふ語は下二段活用の「スベル」といふ語の下一段に化したるものにして、近世の俗語なり。萬葉集の時代にこの語ありたりとは思はれず。「スベラキ」は「スベ」と「キ」とにして、「ラ」は補助部分たるに止まる。さればこの説も言語の上より承認しがたし。槻落葉の「令著なり」といへるは「キス」に「メリ」といふ複語尾のつけるものとせる説ならむが、若し、しかりとせば、先づ「キス」といふ語が「着る」と同義に用ゐられたりといふことを證せざるべからず。然れども、きるは自ら着ることをいひ、きすは他に着すること、をいふものなれば、頂に「令著」といふにはその玉をその人に着せたる人他に存すべき道理なり。然れども、この歌の意にはさる意の存すべき筈なし。又玉を頂につくることを古代に「着る若くは「きす」といひしことを證せざるべからず。然るに、玉を身につくるをば集中には「手にまき」(卷二、卷三、卷四、卷七、卷十三、卷十七、四〇、七)といひ、「ミヅラノナカニアヘマカマクモ」(卷二十、四、五、七、七)「吾宇奈雅流珠乃七條」(卷十六、三、八、七、五)といふことあるのみ。又日本紀にも古事記にも玉を「きる」「きす」といへる例は一も存せざるなり。されば、この説はまた信ずべからず。なほその上に「ここに「メリ」といふ複語尾存すとせざるべからざると共に、その意として、それ

を傍觀的に推量する意ありとせざるべからざるに、當時メリの存せりとは容易にいひ得べからず、又さる意味もここに存すといひがたし。この故に槻落葉の説また従ふべからず。宣長の説もまた、言語の上よりして論ずれば、一も取るべき點なし。更に、これを事實につきて考ふるに、仙覺の髻中明珠の説は佛經の文によれるものにして、わが國の事にあらねば、論を要せず。考の頭を飾る數々の玉の緒をつくり統る所に一つ大玉有、それを無二と云り」とあれど、かゝることは佛敎の珠數などにはあらむが、わが御統の玉にありしか否か明かならず。槻落葉の「いにしへ玉は左右の髻につけて飾とせり」といふはさることながら、かくては左右二つに存すべくして、無二といふにあはず。溯りて仙覺の説を見るに、かれは「きすめるは來住也」といひたるが、その玉の説明は髻中明珠なりといふにあり。然れども、さる玉の如き無生の物の存するを「すむ」といふこと果して妥當なるか。ここに「すめる」といふ語にて考ふるに、仙覺の説の如く、住むといふ意にとらば、これは「住有の意」として語の上にては不妥當とはいふべからず。然れども玉について住むといふことうべきかはもとより問題なり。普通には「すむ」といふ語は生物のそこに生活を營むことをいふに用ゐるなり。而して古語にても今の語にても生活を營むこと以外に「すむ」といへる例は一も存せず。この故に「住める」といふ語にする以上は仙覺の説明にても不可なり。さてかく考ふる時は、その頂に來て住みてあるものは何かといふに、もとより「タマ」ならざるべからず。然れども無生物の玉の來り住むべき由なければ、この「玉」は借字にて「魂」をさすと考へざるべからず。魂を「タマ」といへることは古語の常にして、本集にも例稀

ならざれば魂として、その魂が頂に來り住むといふことを無理ならずとも考へうべし。然るに、この歌は譬喩歌なれば、この「タマ」は譬喩に用ゐたるものにして魂をいへりとは考へられず、なほ珠玉の「タマ」たるべきものなるべく思はる。こゝに於いて仙覺及び代匠記以來の諸家の説一も善しと證すべきものなし。ここに新考の説をあげむ。曰はく

「案ずるに、播磨風土記賀毛部の下に 伎須美野 右號伎須美野者品太天皇之世大伴連等請此處之時喚國造黑田別而問地狀。爾時對曰縫衣如藏櫃、底故曰伎須美野。」

とあり。此文中の藏の字は「キスミタル」とよむべければ、「キスム」は藏むる事なり」といふにあり。然るに、かく「キスム」といふ語は他に例あるを知らず。(躬恒集に「梅が枝にきすむ古巢の鶯はなきまに花を折らせつるかな」とある「きすむ」は或はそれならむかともいはるれど、遽にいひ難し)然れども、これを藏すといふ意にとりてはじめて「玉」と「髻」との關係を考へうべきものなれば、確證なきかぎり明かに然りとはいひがたきことなれど、姑くこれに従ふこととせむ。かくて、この玉と髻との關係について諸家の説を見るに、また疑問少からず。代匠記は「神代紀云便以八坂瓊五百箇御統纏其髻鬘云々法華經第五安樂行品云、文殊師利如轉輪王、見諸兵衆有大功者、心甚歡喜、以此難信之珠久在髻中、不妄與人而今與之云々。此經文を本據とし、神代紀の詞を合せてよみ給ふなるべし」といへるが、その後の學者は専ら本邦の古代の御統の玉についていへるなり。然るに、この頃の髻髪は男子ならば、左右に角髪をゆへるものなれば、下の「二つなし」といふにあはず。又假りにそれを女子の髪にいふとしても、御統の玉は玉一個のみにてなるもの

にあらねば、これ亦下の「二つなし」といふにあはず。かゝる事實あるを思へばにや本居宣長は「二つなしとは玉の數をいふにはあらず、統たる玉のたぐひなきよし也」とはいへるならむ。されどかく考へても、その御統の玉は髻に纏ふとはいふべくして藏すとはいふべからず。かく、てこれは髻中に玉を藏することと解するより外には考ふべからず。然りとするとき本邦の古の風俗にかゝる事ありきと思はれぬによりて、惟ふに、これは所謂佛經にある髻中珠の事をいへるならむ。これは契沖がいへる如く、法華經、涅槃經、方等陀羅尼集經等にもありて、國王髻中明珠といふを以て、至上の佛法にたとへたるものなりとす。今、この事を考ふるに、この歌はこれによれるものと思はる。これは法華經安樂行品に曰はく「譬如強力轉輪聖王欲以威勢降伏諸國而諸小王不順其命時轉輪王起種種兵而往討伐王見兵衆戰有功者即大歡喜隨功賞與或與田宅聚落城邑中略奴婢人民唯髻中明珠不以與之所以者何獨王頂上有此一珠若以與之王諸眷屬必大驚恠」とあるが如く、この頂上の珠は唯一無二のものにして漫りに人に與ふるものにあらざるを以てここにこれをたとへたるものといふべし。かくいふ時は本集にさる佛教の故事などを入ることあるべからずといふ説あらむかなれど、本集には佛教の無常思想をうたへるもの、稀なりといへども存すること明かなれば、かゝる事をよめること全くなしとはいふべからず。而して、この歌の作者の經歷を見れば、佛教に關係少からざるを見る。先づ、その寫經所舍人、造東大寺長官たる官が佛教に深き關係あることはいふをまたず、その玄蕃頭も治部大輔も亦佛教に深きなり。先づ、日本全國の佛寺僧尼の名籍と供養齋食の事を管するも

のは玄蕃寮にして、それは治部省管下の一寮たり。この王は前後二十五年佛教に關係少からぬ官に歴任せる人なれば、その人の作として、かゝる事あるも異とすべきにあらざらむ。なほ又卷二十、四三七七に「阿母刀自母多麻爾母賀母夜伊太多伎且美都良乃奈可爾阿徹麻可麻久母」とあるも恐らくはその意に基づくものならむ。

○二無「フタツナシ」とよむ。意は唯一にして無二無三なりといふなり。以上一段落なり。

○此方彼方毛 古來「コナタカナタモ」とよみたるを玉の小琴に「かにもかくにも」と訓べしといひてより諸家多くこれに従へり。ここに似たる文字は卷九、一八〇九に「處女墓中爾造置壯士墓此方彼方二造置有故縁聞而」とあるが、そこは「カニカクニ」とはよまれぬ所にして、古來「コナタカナタニ」とよみ來れり。されど「コナタ」といふ語も「カナタ」といふ語もこの頃に存せしことの證なきものなれば、そのよみ方も一考を要する所なるが、今はそれを論ずべき所にあらねばここにづきてのみいふべし。上述の如くなれば、「コナタカナタモ」とよむことは時代錯誤の疑あれば、本居説に従ふべし。似たる詞の假名書の例は卷五、八〇〇に「可爾迦久爾保志伎麻爾麻爾」卷四、六二八に「鹿養藻闕二毛求而將行」とあり。又かく「か」と「か」とを相對して用ゐる例は卷十七、三九九一に「可由吉加久遊岐見都禮騰母」卷二、一三一に「浪之共彼縁此縁」卷十七、三九九三に「可毛加久母伎美我麻爾麻爾」などあり。意は今いふ、にもかくにもに似たり。

○君之隨意「キミガマニマニ」とよむ。「隨意をマニマニ」とよむことは卷二、九八の「引者隨意の下にいへり。この語は上の卷五、八〇〇の例と卷十七の三九九三の例とに照して考ふべきなり。

かくてこゝにて一段落なるが、この下に然るべき略語ありと見るべきものなり。

○一首の意 代匠記は一按として第六に市原王悲獨子歌一首あり。それを可然人の得んと云時に、髻珠の如く愛する娘なれども君がのたまふ事なれば、仰に從かひて參らせんとにや」といひたり。されど、その歌は市原王自身が親の一人子にして兄弟なきを歎きしものなれば、契沖の説は考違なり。この歌は第一段に於いて、かの佛教の譬にいへる頂上の髻中明珠といふものは無二の寶なりといふに止まる。しかも、これはその愛人をこれにたとへたりと見ゆ。第二段はそれをうけてわが愛する君はさる無二の寶なれば君の仰せとあらば、如何様にも御意の通りに致すべしといへるなり。即ちかくてわれは、わが愛する君の爲ならば如何なる事にも辭することなしといふ意をあらはしたるものなるべし。

大網公人主宴吟歌一首

○大網公人主 「網」字流布本「綱」に作る。然れども古寫本中「綱」に作るもの一もなし。活字本の誤植なること著しければ改めたり。これをば細井本には「ヲ、アミノキミ」とよみたれど、代匠記には「オホヨサミノキミ」とよめり。これは新撰姓氏錄左京皇別に「大網公上毛野朝臣同祖豊城入彦命六世孫下毛野君奈良弟若眞君之後也」とある氏にして、考證にはこれ「オホアミ」とよむべしといひて、これを地名ならば和名抄常陸國信太郡阿美郷にて、神名式に同郡阿彌神社今も阿見村にあり。天正四年九月、奥書ある本社縁起に祭神豊城入彦命云々大網君祖故稱阿彌神社

又阿見村とあるは由ありげなり」といひ、代匠記は「和名云攝津國住吉郡大羅佐保 此れ大依羅なるを養老年中の勅國郡等の名二字に限故に依の字を省きながら讀付たり。依羅を依網とも書けば、大網をも於保與佐美とよむにや」といひたり。いづれも一理あるに似たれど、住吉郡大依羅神社は依羅宿禰に關係あるものなるが如く、その氏は開化天皇の皇子彦座王の後なれば大網氏とは關係なきものと思はる。されば、考證の説にしたがひて「オホアミノキミ」とよむべきなり。この人は父祖官位年代考ふるたづきなし。この氏の人も、この後に續紀寶龜九年に正六位上大網公廣道など見ゆれど、著しき人を見ず。

○宴吟歌 宴に吟へる歌なり。この頃宴席にては往々時に似つかはしき古歌を吟ずるならはしありきと見ゆ。攷證等には古歌なりといへれど、これは何等のことわりなければ自らが歌なるべし。

須麻乃海人之鹽燒衣乃藤服間遠之有者未著穢

○須麻乃海人之 「スマノアマノ」なり。須麻は今の神戸市の西にある須磨にして古は攝津國八部郡の地にして須磨驛を置かれし地なり。而してその邊一帶の海濱即ち所謂須磨浦たるなり。「スマノアマノ」とはその須磨の浦に住む海人なり。卷六九四七に「爲間乃海人之鹽燒衣乃奈禮名者香云々」とあるもの、ここにいふと同じ。又卷十七三九三二に「須麻比等乃海邊都禰佐良受夜久之保能云々」といへる「スマビト」も同じ。

○鹽燒衣乃「シホヤキギヌノ」とよむ。この語は上にひける卷六の九四七にあり。又卷十一「六二二」の「志賀乃白水郎之鹽燒衣雖穢戀云物者忘金津毛」の「シホヤキゴロモ」といふもおなじ。さてこれは攷證にも鹽燒衣といふ特別の衣服のあるにはあらず。鹽燒あまが著る衣などはいたく穢たるものなるべければ穢といはん料也といへるにて知るべし。鹽燒くとは鹽を煮るなり。須磨にて古鹽をつくりしことはこれらの歌にても知られたるが古今集の頃にも然りと見えたり。

○藤服「フヂゴロモ」とよむ。これは卷十二「二九七一」に「大王之鹽燒海部乃藤衣穢者雖爲」にも例あり。「藤ごろも」とは「ふぢ」の纖維にて織れる布にてつくれる衣なるがその「ふぢ」とは今いふ花のうるはしき藤に限らず、すべて玉篇に「藤草木蔓生者總名」とある如く、わが國にても然りしなり。この故に、人の氏にも葛井宿禰、葛井連の「葛井」は古來「フヂキ」とよみ、日本書紀持統天皇七年三月の條には中臣大島のことを「葛原藤原のこと」朝臣大島とかき、同年六月の條には中臣意美麿のことを「葛原朝臣臣麿」と書き、寺の名にも河内國の葛井寺を「フヂキデラ」とよみ來れり。又葛蔓の心をさらしてつくれる籠を俗に「ふぢごり」といへる、これらにて「フヂ」といふにも葛をさすことありと知るべし。されど、古事記應神天皇卷に「於是有二神、兄號秋山之下氷壯夫、弟名春山之霞壯夫……爾其弟如兄言、具白其母、即其母取布遲葛、一宿之間、織縫衣禪及襪沓、亦作弓矢令服其衣禪等、令取其弓矢、遣其娘子之家、其衣服及弓矢悉成藤花」とあるはまことの花さく藤にてもつくりしことありしならむ。この藤布は和漢三才圖會に「不知沼乃」と訓し「出於奥州相馬緝」

藤皮織布、以爲蓑袴、如髮積舒、齋織、則含水吹沃之、疊乃如新、といへり。倭調葉には「藤もて織しを藤布といふ、信濃あたりにありといへり。葛布は今も遠江より産するなり。いづれにしても鹿末なる衣なり。又喪服を「フヂゴロモ」といふことあり、これも鹿末なるが故にいふことなれど、ここにいふとは意味ことなり。

○間遠之有者 古來「マトホニシアレバ」とよめり。楓落葉は「今本久を之に誤れり」といひて「マトホクアレバ」とよめり。されど、さる本一も存せず、校異にも亦見えざれば、こは久老の武斷なるべし。古義は「マトホクシアレバ」とよめり。「ニ」の假名はなくとも、加へよむこと例なれば、古來の訓必ずしも不可なりといふにはあらねど、古義の訓を穩かなりとす。この語の例は上の「三〇二」に「差間違焉」又卷十四「三五二二」に「伎會許會波兒呂等左宿之香久毛能字倍由奈伎由久多豆乃麻登保久於毛保由」などあり。これは契沖が「升の少なきなり」といへる如く、織目の疎きをいへるなり。されば、古今集戀五に「すまのあまのしほやき衣をさあらみまどほにあれや君がきまさぬ」ともいへり。さてここはその藤衣の織目のあらきをまどほにありといへるが表の意にして、その裏の意は相手の人との間の遠きよしをたとへていへるなるべし。

○未著穢 古來「イマダキナレズ」とよめり。穢は蕪穢の熟字にて示さるる如く、普通「けが」とよむ字にして、わが字書には「ナル」の訓をつけたるものを未だ見ず。而して「ナル」といふ下二段の語は今「慣る」「馴る」の意にのみ専ら用るれど、古は然らず。新撰字鏡に「黷字に注して「垢黒也、慢也、奈止留又奈禮太利」とあるを見れば、衣服の垢づき黒みたるを「ナレタリ」といひしことを知る

べし。而して本集には卷六、九四七に「爲間乃海人之鹽燒衣乃奈禮名者香一日母君乎忘而將念
 又卷九、一七八七に「紐不解丸寢乎爲者吾衣有服者奈禮奴卷十八、四一〇九に「都流波美能奈禮爾
 之伎奴爾」あり。又卷十五、三六二五に「奈禮其呂母蘇且加多思吉且」といふ。さればこそ又卷
 七、一三一二に「下服而穢爾師衣乎」とある「穢」を古來「ナレ」とよみたるも當れりとすべし。さてこ
 の語はもとより著物の著穢れぬをいへるものなれど、上の間遠にしあればといふこととこの
 句とは文字のまゝの意にては調和せぬものなり。即ちこの穢るを比喻とすべきか、若くは上
 の間遠くしあればを比喻とすべきかと考ふるに、衣の織目の荒きことは著穢れぬことの理由
 とすべきにあらねば、これは上にいへる如く比喻とすべきなるが、かくするときはこの着穢れ
 ぬはその服を著ること頻繁ならずして未だ穢れずといへることなるべし。されど單に衣服
 を著穢れぬことは歌となるべきものにあらねば、これはある人に未だ馴れぬ由をたとへてい
 へるものとすべきなり。「著は衣服の縁としていへるにて來」の義はあらざるべし。

○一首の意　これは上三句はただ序の詞にして下二句を以て歌の意を見るべきなり。須磨の
 海人の鹽燒衣たる藤衣の如くに、間遠にして屢あふことなければ、未だ馴れずといふことなる
 が、これは如何なる意をいへるか、代匠記は「間遠にたま／＼きませる君達と酒宴すればきなれ
 ぬ衣の如く新にしてめづらしくあかれずと譬へもてなす意なりといひ、童蒙抄、考略解など、こ
 れに従へり。されど、めづらしき意ならば、藤衣をたとへにすべきにあらず。楓落葉は「間遠く
 隔をりて、逢がたきと藤衣の間遠きに譬へたり」といへるが、これにてはその意未だ明かならず、

古義は「間遠く隔りたる故に未だ親しからず逢難きよしを藤服に譬へたるなり」といひ、攷證
 は「女の家の遠きを葛布の織目のあらく間遠なるによそへてほど遠き故に女のもとにいまだ
 來馴れずといへる也」といへり。思ふに、攷證の「來馴れず」とする説は上にいへる如く従ひがた
 し。これは古義の如く澹泊に解すべきものならむ。

大伴宿禰家持歌一首

○この歌題なし。如何なる時の詠とも知られず。

足日本能、石根許其思美菅根乎、引者難三等標耳曾結焉。

(四一四)

○足日本能 「アシヒキノ」とよむ。「アシヒキノ」といふは山の枕詞なること世人の知る所なり。
 この語の意は未だ明かならぬこと既にいへり。さて元來はこの語の下に「山の語あるべきも
 のなるに、それをばやがて山の意にとりて、石根につゞけたるなり。かゝる例は卷八、一四九五
 に「足引乃許乃間立八十一霍公鳥卷十一、二六七九に「足檜乃下風吹夜者あり。又卷五、七九七の
 「阿乎爾與斯、久奴知許等其等美世摩斯母乃乎」などもその例なり。

○石根許其思美 「イハネコゴシ」とよむ。「イハネ」といふ語は卷二、八六の「高山之磐根四卷手」と
 あるより以下屢いでたり。「コゴシ」は「コゴシ」といふ形容詞に基づきて生じたる語にして「コ
 ゴシキニヨリ」又「コゴシク思ヒ」などの意をなす。「コゴシ」は既にこの卷三〇一に「磐金之凝敷山

乎又三二二に「極此疑伊豫能高嶺乃」又卷十七四〇〇三に「許其志可毛伊波能可辛佐備等例少からず。岩石のありて、かたくりたりたるさまをいふ。

○菅根乎 「スガノネチ」とよむ。この語の假名書の例は卷二十四五四に「高山乃伊波保爾於布流須我乃根能彌母許呂其呂爾布里於久白雪」あり。山菅の根をいふなり。山菅はこの卷二九九の「奥山之菅葉凌零雪乃」といへる條にて既にいへり。

○引者難三等 古來「ヒケバカタミト」とよみたるを代匠記に「ひきはと改むべし。ひけばと讀ては難三等は根の堅き心なり。然らず引がたきなり」といひたり。然るに玉の小琴は「ひかばと訓べし」といひたるより後諸家みなこれに隨へり。「難し」といふ語は今他用の言即ち動詞をうけずしては實地に用ゐるねど、古は單獨にて困難の意をあらはしたることは卷九一七八五に「入跡成事者難乎」卷十一二五六八に「如是許難御門乎退出米也母」卷十四三四〇一に「安布許等可多思」などにて見るべく、又「カタミ」といへるは卷十二三二一五に「白妙乃袖之別乎難見爲而荒津之濱爾屋取爲鴨」とあるなどにて見るべし。かく單獨にて、その上にいひたる事のなし難きをいふものなれば、上を「ひきは」と必ずよむべしといふことの必要なきなり。而して、これは未だ引かずして、そのひく場合を假想していへるなれば、「ヒカバ」といふべきものなり。この「ひかば」は山菅を引かばといふ意なるが、攷證には「岩根のごごしさに菅の根を引つゝ登るに其の心をさそひて引見るをかねたり」といへり。攷證の説の如くせば、山に登るに菅を引くはよしとせむも、菅根を引かば難みといふべき理由を見ず。されば、これは石根が凝りかたくなりてあれ

ば、その岩根より生ずる菅の根の引きがたきことをいへるなり。菅を引くとは根こじにすることをいふことは小松を引くといふ故事にても又今もいふ大根を引くなどの語にて知るべし。かくこの「引く」をば、卷二の「吾引者」九六「引者隨意」九八「不引爲而」九七などの「引く」の如く、人の心をさそひ引き試みるにかけていへるなり。「難」は「カタキ故ニ」といふ程の意なり。

○標耳曾結焉 最後の字流布本には「鳥にせり、されど、古寫本には「焉」にせるもの(西本願寺本、京都大學本、類聚古集)焉とせるもの(神田本、溫故堂本)鳥とせるもの(大矢本、細井本等)にして、鳥なるは古葉略類聚鈔のみなり。されば、これは活字本の誤にして、正しくは「焉」なるべきこと著しきが、ここは上の四〇五の「社師留鳥」の「鳥」が「焉」の誤なるべきと同じく「焉」の誤にして、その「焉」字をば、漢文の終詞の如くに用ゐたるものにして國語に譯してよむを要せざるなり。それらの例は上に既にいへればあげず。「標」を「シメ」といふこと及びその意も上に既にいへり。

○一首の意 足引の山の石根が、堅く凝りかたまりてあるによりて、それに根させる山菅を根こじに引かむとせばたやすく引き難き故にと思ひて、今はそれはわが占めたるものなりとの標を結ぶのみに止めおくとなり。その下の意は、女の心を菅の根の引きがたきにたとへて、たとひ、心を引き試むとも直ちにはうけひくまじき様子なれば、これはただわがものなりといふ事を示す爲に標のみを結ひおくとなり。この標はもとより外部にこれを表示するものをさすことなれど、ここには契沖が「障ありて我手に入かたき人にも終にはあはむと心の標を結置く意なり」といへる如くわが心の中の事をいへるならむ。

挽歌

○ これの意は卷二の挽歌の目の下に説きたり。而してこれこの卷三卷四を一團とする四部門の一たりとす。

上宮聖德皇子出遊竹原井之時見龍田山死人悲傷御作歌一首

○ 上宮聖德皇子 上宮の宮字を流布本官に誤れり。古寫本及び古活字本すべて宮にして流布本の誤なること著し。上宮にウヘノミヤノとよむべしと古事記傳にいへり。日本紀用明天皇卷に厩戸皇子の事を叙して此之皇子初居上宮後移班鳩とあり。これは日本紀推古天皇卷に父天皇愛之令居宮南上殿故稱其名謂上宮厩戸豐聰耳太子とあるが如く當時の宮城の南に上宮といふ宮の有りしそこに住ませ給へるより起りし名にして後に班鳩の地に移りたまひてもなほ上宮太子ともいへりしならむ。聖德皇子は私記に音讀と注せるによりてシャウトコノミコとよむべし。これは日本書紀には一名としたれど令集解には謚の例とせり。これは日本紀推古天皇卷のその皇太子薨去の記事に高麗僧惠灌の語として固天攸縱以玄聖之德生日本之國とあるに基づくならむと谷川士清いへり。或は然らむ。この皇太子は用明天皇の御子にして推古天皇の御宇に皇太子として攝政せられしことは世人の熟知する所なり。

○ 出遊于竹原井 竹原井はタカハラノキとよむべし。續日本紀に曰はく養老元年二月壬午天皇幸難波宮○丙戌自難波至和泉宮○庚寅車駕還至竹原井頓宮とあり。又天平六年三月辛未行幸難波宮○庚寅車駕發自難波宿竹原井頓宮○庚辰車駕還宮○夏四月甲午免河内國安宿大縣志紀三郡今年田租以供竹原井頓宮也とも見え又天平十六年十月庚子太上天皇行幸珍努及竹原井離宮ともあり。なほ寶龜二年二月庚子車駕幸交野○辛丑進到難波宮○戊申車駕取龍田道還到竹原井行宮ともあり。河内志を按ずるに大縣郡に竹原井ありてこれに注して在高井田村 養老元年二月 車駕至竹原井頓宮免安宿大縣志紀三郡今年田租以供竹原井頓宮。寶龜二年二月發自難波取龍田道還至竹原井頓宮。皆有石井在水涯。傍有石攝州住吉神人嘗修禊此因名曰住吉岩。

とあり。これはここにいふ如く清泉ありて名を得たるものにして竹原がその地の本名なるべし。姓氏録河内蕃別に竹原連あるはこの地名を負へる氏ならむ。而してその高井田村は大和川の沿岸にありて大和國より河内國にこゆる沿道にあたり。この竹原井はその井あるよりして古來名高き地なりしならむ。聖德太子の時に行宮ありしか否かは明らかならず。出遊は西本願寺本温故堂本大矢本等にイテマスとよめり。よみ方はさる事とすべきが、出遊の文字は當時竹原井が名高き景勝地なりしことを告ぐるものと思はる。出遊の文字を用るしは卷十六の三八三五の歌の左注に新田部親王出遊于堵裡御見勝間田之池云々とあり。○ 龍田山 これは大和より難波に至る古道にあたる山にして大和川その南を流るるなり。而して大和班鳩の地より河内の大縣郡竹原井に至るには必ずよるべき順路にあたり。大和

志に曰はく、龍田山在立野村上方形勢雄偉巨川遠麓流、山麓水潔とあり。

○死人 その山に死せし人ありしなり。楓落葉は「マガレルヒト」とよみたるが、卷二「二二〇」の詞書に「讚岐狹岑島石中死人云々」といへる如く、「ミマカレルヒト」とよむべきか。

○悲傷御作歌 これは卷二「二〇三」の詞書に「悲傷流涕御作歌」とある條にいへる如く、「悲傷」二字にて「カナシム」なり。「カナシミテヨミマセルミウタ」とよむべし。

(四一五)

家有者妹之手將纏草枕客爾臥有此旅人何怜

○家有者 舊訓「イヘナラバ」とよめり。代匠記は「イヘニアラバ」ともよむべしといへり。いづれにもあるべきなり。その意はその人がその家に有らばの意なることいふまでもなし。

○妹之手將纏 「イモガテマカム」なり。「マク」は枕とすることなり。卷二「八六」の「磐根四卷手」「二二」の「枕等卷而」等の例にて見るべし。家に在らば、妻の手を枕として寝むとなり。以上一段落たり。

○草枕 「クサマクラ」 卷一より屢出でたる語にて旅の枕詞たり。

○客爾臥有 舊訓「タビニフシタル」とよめり。「客」を「タビ」とよむことは卷一「五」の「客爾之有者」「六九」の「客去君跡」の條等に例少からず。「臥有」を考に「臥」をこやせるともくやると云は古言なり。此皇子命こと同事をよみませる御歌、紀には即下に引如く「許夜勢留」と有、集中に「楓弓のくやりくやりも古今集神樂歌にもあり」といへり。ここにいへる歌は日本紀推古卷二十一年十二月

に「皇太子遊行於片岡時飢者臥道垂仍問姓名而不言皇太子視之與飲食即脫衣裳覆飢者而言安臥也。則歌之斯那提流箇多鳥箇夜麻爾伊比爾惠且許夜勢屢諸能多比等阿波禮於夜那斯爾那禮那理鷄迷夜佐須陀氣能積彌波夜那祇伊比爾惠且許夜勢留諸能多比等阿波禮」とあり。なほ、その後使を遣して視せしめられしに、飢者既に死にたれば、その處に墓をつくりて葬らしめたりし由を記せり。その所も、その歌も異なれど、一事の二傳となれりしものならむ。而して上の歌に照していへば、この歌は必ずしも死者といふべきにあらざるに似たれど、卷二の「讚岐狹岑島視石中死人柿本朝臣人麿作歌」にても死にたる人の由は歌の詞の上にはあらはれずしてただ臥したる由にいへるのみなり。さてこの「臥有」を上は日本紀の歌によりて「コヤセル」とよむことは如何といふに、卷五「七九四」に「字知那比枳許夜斯努禮」とあるによりて「コヤス」といふ語のありしことを知り、それより一轉して「コヤセル」といふ語のありしことは卷九「一八〇七」に「奥津城爾妹之臥勢流」とあるにて知られたり。この「臥勢流」とかけるは「コヤセル」といふ語の證とするに足らむ。さればここは「コヤセル」とよむこととすべし。さてこれは連體格にして下の「旅人」につづくなり。

○此旅人何怜 「コノタビトアハレ」とよむ。旅人は「タビト」なるを約めて「タビト」といふ。その例は上の聖德太子の推古紀なる歌にても知るべく、又大伴旅人をば本集卷五「八八〇九」の次の署名に「大伴淡等」と書きたるも亦一の證なり。「何怜」を「アハレ」とよむ例は、卷四「七六一」に「念而有師吾兒羽喪何怜」卷七「一四一七」に「何怜其水手」卷九「一七五六」に「何怜其鳥」などあり。さてこの句

はかの推古紀の歌の「ソノタビトアハレ」と一語の差あるのみ。かくその對象を以て喚體の句の主體として下に「あはれ」といひたる例は上の推古紀の歌にて知るべし。

○一首の意 あはれこの山道に行き斃れて臥せる旅人よ。家に有らば妻が手に抱かれてもあべきものを。あはれ獨にて旅の山路に臥せる旅人よ。となり。

大津皇子被死之時磐余池般流涕御作歌一首

○大津皇子 この皇子の事卷二「一〇五」の作者にましましその事蹟の大要もそこにいへり。

○被死之時 大津皇子が不軌を謀りて死を賜はられしことは既にいへり。日本紀持統卷朱鳥元年冬十月の條に「庚午(三日)賜死皇子大津於譯語田舎時年二十四」とあり。ここに「被死」とかけるは日本紀に「賜死」と書けると同じ意なるべし。日本紀にて「賜死」を「ミマカラシム」とよみならはせるによらば「ミマカラシメラエシトキ」ともよむべきか。

○磐余池般 磐余池は日本紀によれば履中天皇の二年十一月に作られたる池なるが今その池と傳ふるものなし。按ずるに履中天皇はその年十月に磐余に都せられやがてその池をつくられしものなればその宮城とこの池とは程遠からぬ地なりしことならむ。それはその翌年十一月に天皇が兩枝船を磐余市磯池に泛べて遊宴したまひし時に何處よりか櫻花の散り來れるにめで宮城を磐余稚櫻宮と號せられし由なるがその磐余市磯池即ち磐余池にしてやがて宮城の附近にありしこと知られたり。磐余稚櫻宮の址も今詳かならず。或は今の磯城郡

櫻井町の西南方安倍村池の内の地といひ或は櫻井町大字谷にある式内若櫻神社即ちその宮地につきて祭られし神社ならむといふ。然らばその附近にありし池ならむが後世あせて跡方なくなりしならむ。「般」は類聚古集神田本には「波」とあれど他の諸本みな「般」とあり。「般」の字については代匠記は「般は史記封禪書云鴻漸于般」漢書音義曰かくはあれども目なれぬ字用べき所に非ず。目錄に「般に作れり。今は波を誤て般に作れるなるべし。和名曰禮記云畜水曰陂音碑和名豆豆三」といへるが考槻落葉略解古義等はこれをよしとせり。されど攷證は契沖のあげたる證を基として般をよしとして「ツ、ミ」とよめり。目錄には如何にも陂とあれば陂の方よきやうにも思はるれど般に既に「ツ、ミ」の訓ありとせば又諸本大方かく書きたれば必ずしも誤りとはすべからず。按ずるにこの「般」字を漢書音義に「水涯堆也」と注せるそのさす所の實は顏師古の「般山石之安者」とあるによればこれは「磐」の字の義なること著し。さればこの漢書の般は寧ろ「イハ」とよむことを本義にかなへりとすべきがその實が水の涯の「イハ」なれば「ツツミ」とよまむも不可にあらざるべし。されば今なほ舊の字のまゝにして「ツツミ」とよむべきなり。さてここに磐余池のつゝみにてこの歌をよまれたるは如何なる事情なるか。日本紀には譯語田舎にて死を賜ふとあり。譯語田舎とは蓋し大津皇子の邸をさすものなるべし。譯語田は敏達天皇の都せられし地なるがその地は延喜式神名帳に大和國城上郡他田坐天照御魂神社の鎮り座せる地も同じ域内ならむともいはるれどその神社の所在今明かならず。靈異記には磐余譯語田宮と見え帝王編年記には十市郡に在りとせり。今の説に磯城郡

城島村戒重にこの宮址ありとすれど、これも確實といふべからず。いづれにしても譯語田は右の磐余の地域内なりしが故にその池と皇子の邸とは近かりしならむ。なほこの下に「ニシテ」を加へてよむべきか。

○流涕御作歌 考は流涕の二字を衍なりとしてこれを削りたれど、武斷にして隨ふべからず。

「流涕」の字は卷二「二〇三」の歌の詞書に「悲傷流涕御作歌」とあるに准じて意を得べし。「ナキテヨミマセルウタ」とよむべきに似たり。

百傳、磐余池爾鳴鴨乎、今日耳見哉、雲隱去牟。

○百傳 「モモヅタフ」とよむ。この語の假名書の例は本集になけれど、日本紀には顯宗紀に天皇の御製歌のうちに「謨謀返拖甫、奴程羅羅俱慕與」とあり、古事記にも文字違へど同じ語あり。古事記應神天皇の御製歌のうちに「毛毛豆多布、都奴賀能迦邇」とあり。而して、日本紀神功卷に「百傳度逢縣」とあるは「モモヅタフツヌガ」といはれたるに趣通へる所あり。本集には卷七「一三九」に「百傳八十之島廻乎」(卷九「一七一」)にもあり、これは下の磐余池に對しての枕詞と考へられ、てあるものなるが、燭明抄に「こは五十と書きてはいとよむなり。五十、六十、七十、八十、九十といひて百に傳ふ心なり。いとふ詞設けむとて百傳ふとは置くなり」といへり。考に「こは百に數へ傳ふる五十てふ意にていはれのい一言にいひかけたり」といへり。然るに、本居宣長はこれを否とし、古事記傳三十二に曰はく「又萬葉三に百傳磐余池とある、百傳は角障を寫誤れるも

のなり。凡て磐余の枕詞は書紀繼體、卷又萬葉三、卷に今二、十三、卷に二、見えたる、何れも皆角障經とありて、百傳と云るは、一もあることなきを以て誤なることを知るべし。但しいづれも角障經と三字にのみ書るを經の字の無きは本は有、けむを百傳と誤れるから經、字は衍と心得て後に削れるか云々といひたれど、何等の證も無きことなれば隨ふべからず。「百傳が八十の枕詞となりうる以上、五十の枕詞になりえず」とはいふべからず。卷一「五〇」に「百不足五十日太爾作」(卷十三「三二二三」)に「百不足五十槻枝丹」とありて、一方には卷三「四二七」に「百不足八十隅坂爾」(卷十三「三二七八」)に「百不足山田道乎」(卷十六「三八一一」)に「百不足八十乃衢爾」とあるが如きを見ても思ふべし。これとそれとはいひ方に積極と消極との差あれど、歸する所一なるを思ふべし。而してこれは或はわざと「百傳」といひて、下の「今日耳」と相對して意をなせる趣もあらむか。

○鳴鴨乎 「ナクカモヲ」なり。鴨は冬わが國に来る候鳥なれば、この歌はその池に實際鴨の來りて鳴きしを聞きてよめるものとせば冬の詠ならざるべからず。而して、この皇子の賜死の日は十月三日にして太陽曆にては十月二十九日に當れば、まさしくあへり。鴨は卷一「六四」に出でたり。

○今日耳見哉 「ケフノミミテヤ」とよめり。「ケフノミ」とつゞくる例は卷二十「四四八八」に「三雪布流布由波祢布能未鶯之奈加牟春徹波安須爾之安流良之」あり。「ミテヤ」とつゞくる例は卷二十「四三五五」に「餘曾爾能美美且夜和多良毛」あり。「のみ」はそれに限れる意を示す。

○雲隱去牟 舊訓「クモカクレナム」とよみたれど、隱は古、四段活用なりし故に、槻落葉のよめる如

く、クモガクリナム」とよむべし。この語の假名書の例は卷十七、四〇一一に「二上山登妣古要底久母我久理可氣理伊爾伎等云々」とあり。「去をヌ」の複語尾に用ゐることは卷一三四の「年乃經去良武以下多し。クモガクル」とは雲にかくるゝことなるが、古は貴人の死去をも、くもがくるといひたれば、こもその意なりと思はる。この卷、四四一に「太皇之命恐大荒城乃時爾波不有跡雲隱坐四六一」に敷細乃家從者出而雲隱去寸あり。又卷二二〇五に「王者神西座者天雲之五百重之下爾隱賜奴」とあるものみならず。さてかゝる際の「ナム」は將來を推していふものなり。

○一首の意 明かなり。「百傳ふ五十」といふべきこの磐余の池に鳴く鴨をば、見ることは今日を限りとして、我は死にて行くことならむかとなり。懷風藻なるこの皇子の辭世の詩

金鳥臨西舍、鼓聲催短命

泉路無賓主、此夕離家向

と照しあはすれば、まことにあはれなる事なり。

右藤原宮朱鳥元年冬十月

○考はこれを後人のしわざなるべし」とて削れり。然れども、古來の諸本に皆かくあれば、削るは武斷なり。今本の日本書紀にもかく朱鳥元年十月のこととせり。これは恐らくは、その日本書紀を以てその時を知らする爲ここに注せしならむ。この朱鳥元年は日本紀には天武天皇

にもかけ、持統天皇にかけても記せり。藤原宮は持統天皇の都せられしなれど、この時には持統天皇はなほ淨御原宮にまし、しにて藤原宮はこの天皇の即位八年に移り給ひし地なれば、その前に藤原宮といへるは事實に合はず。されど、持統天皇の新に營まれし宮なれば、通常藤原宮御宇天皇といへば持統天皇をさし奉る例となりたれば、ここはただ持統天皇の御治世を示す意に止まると見るべし。

河内王葬豐前國鏡山之時、手持女王作歌三首

○河内王「カフチノオホキミ」とよむ。この名、古書に見る所、日本書紀持統天皇三年に太宰帥に任ぜられし河内王、續日本紀和銅七年正月に從四位下に叙せられたる河内王、天平九年九月に無位より從五位下に叙せられたる河内王、寶龜元年十月に無位より從五位上に叙せられたる河内王、即ち同名の四人あり。今この歌を考ふるに、奈良朝に入らぬ前のものと考ふべきものなれば、持統天皇御宇の河内王なるべしと思はる。この王の事は日本紀卷二十九、天武天皇朱鳥元年正月の條に「是月爲饗新羅金智淨遣淨廣肆川内王……等于筑紫」とあるを史に見ゆるはじめとす。この新羅の金智淨を饗することは五月に行はれ、新羅使も退去せしなれば、聞もなく歸任せられしものならむ。同年九月に天皇崩御ありて、諸臣の誄事を奏せしうちに「次淨廣肆河内王誄、左右大舍人、事とあれば、恐らくは大舍人寮の長官たりしならむ。次には持統天皇の三年閏八月に「以淨廣肆河内王爲筑紫大宰帥、授兵仗及賜物」と見ゆ。これによれば、太宰帥と

して任地に下られしものならむ。同四年十月には遣使者詔筑紫大宰河内王等曰云々といふ記事あり、六年閏五月にも詔筑紫大宰率河内王等曰云々といふ記事あり、然るに八年四月の條には以淨大肆贈筑紫大宰率河内王并賜贈物とあれば、この頃に薨去ありしことと見ゆるが、その歌とこの記事とによりて、筑紫在任のまゝにて薨去ありしものなることは著しきが、その計報が京に達して後に贈位も行はるべきものなれば、八年三月頃の薨去にてありしならむ。皇胤紹運録には天武天皇の御子長親王の御子に従三位高橋氏奉膳の祖とある川内王あれど、この人は時代あはねば、大宰帥たりし河内王にはあらざらむ。太宰帥たりしこの河内王の御系統は明かならず。

○葬豊前國鏡山之時 豊前國は上三一一の詞書にもあり。倭名鈔に止與久邇乃美知乃久知と記せり。これ古語なり。これは古事記に豊國とある國にして後に前後と二國に分たれしよりの名なり。鏡山も三一一の歌にありてそこにいへるが如く、今の豊前國小倉に程遠からぬ地、田川郡勾金村大字鏡山といふにあり、そこに鏡神社あり、又鏡の地ありといふ。さてこの詞書によれば河内王をここに葬りたりといふ事なるが、その河内王の墓は今もその鏡山の西に存すといふ。その塚は前方後圓の所謂瓢塚にして、周廻凡そ百十七間五歩、高さ凡そ二十四尺にして、上に一大石擲ありて、陵土は雨水の爲に流下して、石棺は露出して南端の涯に接せりといふ。今は杉垣に圍まれ中央に櫃の大木一本茂りてありといふ。

○手持女王作歌 「タモチノオホキミ」とよむべきか、その父祖傳記等詳かならず。代匠記に河内

玉の妻なるべしといへり。

王之親魄相哉豊國乃鏡山乎宮登定流。

○王之 「オホキミノ」とよむ。この王のよみ方は卷一「二三」の麻績王に既に例あるが、卷一「二〇五」に王者云々の語あり。而してこれは天皇をさし奉るを本體とし、轉じて皇族をさし奉ること

をいへり。卷二のは弓削皇子をさし奉り、ここは河内王をさし奉れることいふまでもなし。

○親魄 古來「ムツタマ」とよめり。親を「ムツ」とよむは「むつまじ」といふ意にての事と見ゆ。祝詞式大殿祭祝詞に「皇親神魯岐神魯美之命」天祓詞に「皇親神漏岐神漏美乃命等」とある、皇親を「スメムツ」とも「スメラガムツ」ともよめるが、これに相當する語を同じ式の祈年祭、月次祭、大嘗祭等の祝詞には「皇陸神漏岐命神漏彌命」とあるにて「陸」と「親」と同じく用ゐしことを見るべし。類聚名義抄には「陸」にも「親」にも「ムツマシ」の訓あり。魄は魂魄と熟する字にして、いづれも人の神靈をいふものなるが、陽を魂とし、陰を魄とするの差ありとし、或は形に附く靈を魄とし、氣に附く神を魂とするなどの説あり。魄については説文に「陰神也」とし、玉篇に「人之精爽也」とせり。類聚名義抄には「魄」にも「靈」にも「タマシヒ」の訓あり、色葉字類抄には「魂」にも「魄」にも「タマシヒ」の訓あり。「タマシヒ」を萬葉時代に「タマ」といへることは「タマキハル」といふ語を「玉刻春」(卷一)「四」靈寸春(卷十)「一九一」(二)と書けるなどにて知るべし。「ムツタマ」といふ例はこれ一のみなるが、かく「ムツ何」といへる例は續日本紀天平元年八月の詔第八詔に「今勅御事法者常事爾波不有武都事止思

坐故云々あり。この語の意義はむつまじき魄の義なり。

○相哉 古來「アヘヤ」とよめるが、童蒙抄は「ミユヤ」とよめり。これは「鏡山」とあるに對してよめりとする説なれど、なほ古よりの訓をよしとすべし。その故は、古は「靈あふ」といふことをいひしが故なり。その例は卷十二「三〇〇〇」に「靈合者相宿物乎」卷十三「三二七六」に「玉相者君來益八跡」卷十四「三三九三」に「波播已毛禮杼母多麻會阿比爾家留」などあり。その意は心のあふ事なり。「ムツタマアフ」とは睦まじく思召す心ありて御心に合ふといふ義なるべし。「アヘヤ」とよむは後世に「アヘバナヤ」といふに似たる語法にして已然形にて條件を示すものに疑問の「ヤ」助詞の添へるなり。かゝる語法の例は卷一以來屢々あらはれたり。

○豊國 これは上「三一」の歌に既にいへり。

○宮登定流 「ミヤトサダムル」とよむ。これはその地に葬られたまひたることをいへるなるが、かくいふ例は卷二「明日香皇女木庭殯宮之時柿本朝臣人麿作歌」二九六に「木庭之宮乎常宮跡定賜云々」又「高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌」二九九に「木上宮乎常宮等高之奉而」などの如く、その地に永く鎮りますをば宮所と定めたまふとはいへるにて實は御墓をそこに營まれたるをいへるなり。

○一首の意 この豊國の鏡山の地をば、河内王の御心によしと思召したればにや、ここをば宮所として永く鎮りますことよとなり。

豊國乃鏡山之柄戸立隱爾計良思雖待不來座

○豊國乃鏡山 上にいへり。

○石戸立 「イハトタテ」とよむ。石戸は窟の戸にて磐石にてつくれる戸なり。ここは御墓にこもりたまふことをいへり。卷二「日並皇子尊殯宮之時柿本朝臣人麿作歌」一六七に「天原石門乎開神上上座奴」とあるも略同じ意にして、これは内に入りてその戸を閉づるをいひ、彼はその内に入らむとしてその戸を開くをいふの差あるのみ。而していづれも、その石にてたみたる墓の内に入りますをいふなり。

○隱爾計良志 舊訓「カクレニケラシ」とよめり。槻落葉は「コモリニケラシ」とよみ、古義これに従へり。略解は「カクリニケラシ」とよめり。隱は「コムル」とも「カクル」ともよみうべきが「コムル」はその内に在ることを主としていひ、「カクル」は視界に入らぬやうになることを主としていふ語なれば、ここは「コモリ」といふ方をよしとすべく、又古事記上に「天照大御神見畏閑天石屋戸而刺許母理坐也」とあるによりて「コモリ」とよむ。「ニケラシ」の例は上「二七一」の「牟魚市方鹽干二家良進」の下にいへり。以上一段落なり。

○雖待不來座 「マテドキマサズ」とよむ。「不來座」は上に、特別の係詞なきが故に終止形にて「ズ」とよむべきなり。意明かなり。

○一首の意 わが河内王は豊國の鏡山に構へられたる窟の中に戸を閉ぢてこもりたまひにけ

るらし。いつまで待てども、終にここに來まされぬことよとなり。

(四一九)

石戸破、手力毛欲得、手弱寸、女有者、爲便乃不知苦。

○この歌流布本上の歌の「不來座」の下につづけ書きたり。されど、これはもとより別の歌なること著しく、古寫本すべて然り。これは活字附訓本の誤植に基づくものなり。

○石戸破「イハトワル」とよむ。窟の磐戸を破るといふなり。石戸は上の歌の石戸なり。

○手力毛欲得 舊訓「タヂカラモガナ」とよみたれど、考に「タヂカラモガモ」とよめるに隨ふべし。

「ガナ」は冀望をいふこと、「ガモ」と異なることなれど、この語は平安朝以後の語と見えれば、ここに用ゐるべからず。冀望の終助詞としての「ガモ」の例はこの卷三四三の「酒壺二成而師鴨酒二染嘗」卷八一五二〇に「餘宿毛寝而師可聞秋爾安良受登母」卷十五三六七六に「安麻等夫也可里乎都可比爾衣且之母奈良能彌夜古爾許登都礙夜良武」などあり。又「モガモ」といへる例は卷四七五八に「高々二吾念妹將見因毛我母」卷五八五〇に「有米能波奈伊麻左加利奈利彌牟必登母我聞」など例多し。又「タヂカラモガモ」といへる例は卷十七三九六三に「波流能波奈伊麻波左加利爾仁保布良牟乎里底加射佐武多治可良毛我母」これは病床にてよめる歌を證とすべし。

「手力」はいふまでもなく手の力即ち腕力なり。かの天窟戸の變の時、その窟戸の掖に立ちて、その窟戸を排し別けて、天照大御神の御手を取りて引き出し奉りし神の御名を天手力男神といふもこの意にて稱へられたる神なりとす。「欲得」の二字は上の卷十七の例に照して「ガモ」にあ

たるものなることを知りうべきが、この卷三〇六には「花爾欲得」とありて「モガ」にあてたり。元來これは「ガ」といふ助詞に冀望をあらはす意ありて、上又は下の「も」はその意を助くるに止まるものなり。されば「欲得」の二字はその「ガ」にあたるものといふべし。されば卷七一三四四に「昔根乎衣爾書付令服兒欲得」二字にて「モガモ」とよみ、この如く「ガモ」にあてたるは、卷六九三六に「船梶毛欲得浪高友」卷八一五四二に「吾岳之秋芽花風乎痛可落成將見衣裳欲得」など例多し。なほ「モガモ」の假名書の例は、卷四七五八に「高々二吾念妹乎將見因毛我母」卷五八五〇に「有米能波奈伊麻左加利奈利彌牟必登母我聞」等例多し。これは所謂喚體の句にして、石戸わる手力の欲しきことよといふ意を一元性の發表にていひあらはしたるものなり。以上一段落。

○手弱寸「タヨワキ」とよむ。古義は「多和夜賣多和夜賀比那」などある例によりて「タワヤキ」と訓つといひたり。されど、これは攷證に既に「手弱女」を多和也女とかく例もていはゞ、たわやきと訓べけれど、かれは一つの物の名、ここは詞にて弱はよわしといふが本語なるべければ、たよわきと訓べし。新撰字鏡に「藤於毛與和志と見えたり」といへる如く、なほ舊訓のまゝなるべきなり。四言の一句なり。

○女有者 舊訓「ヲトメニシアレバ」とよみたるが、童蒙抄は「をんなにあれば」とよみ、考は「ヲミナニシアレバ」とよみ、略解、攷證これに従ひ、玉の小琴、楓落葉は「メニシアレバ」とよみ、古義これに従へり。按ずるに「女」一字を「ヲトメ」とよむことは理由なきことなれば、從ふべからず。「ヲミナ」ナナ同じ事なれど、「をんな」は後の語なれば、從ふべからず。結局「ヲミナ」か「メ」かのうちを出でざる

べし。「ニ」も「シ」も文字の面にはあらはれざれど、かゝる場合には加へてよむこと例あり。さてはここは「チミナニシアレバ」とよみても「メニシアレバ」とよみても不可なりといふべからず。されど今は古事記上卷の「阿波母與賣邇斯阿禮婆」に准じて「メニシアレバ」とよむべし。かれも四六の二句、これも四六の二句となりて口調似たればなり。かくてその調頗るしまりて強く切迫せる情をあらはすに適せり。

○爲便乃不知苦「スベノシラナク」とよむ。「爲便をすべ」とよむことは卷二「一八二」「二〇七」「二一三」などに既に例あり。「シラナク」といふ語の例は卷二「一五八」に「道之白鳴」卷三「三二二」に「年之不知久」あり。これはその方法わからぬことよといふ程の意なり。

○一首の意 われに磐戸を破る程の手力もあれかし。然らばこの鏡山の磐窟よりわが親愛なる河内王を誘ひ出し奉らむものを。されどわれは手弱き女にあればさる事をする力をもまたず、又如何にして河内王をこの世に再び請じ奉るべきか、その方法をも知らぬことよとなり。この歌上の段をよめば、その勇しき調に心をどるものあり、下の段をよめば、顯幽界をことにするが爲に如何ともすべからぬを歎く心切なり。従つてその調も亦切迫してよくその意になへり。佳作なり。これを悪しざまに批評するは歌調をもわきまへぬものといふべし。

石田王卒之時丹生王作歌一首并短歌

○石田王 この王の名イシタともイハタともよみうべし。和名鈔によるに對馬島の郡名讚岐

國大内郡の郷名には「石田伊之太」とあり、伊勢國安濃郡の郷名「石田伊波多」ともあり。然るにこの壹岐の地名は今も「イシダ」といへど萬葉には卷十五「三六八九」に「伊波多野爾夜杼里須流伎美」とあれば、古は「イハタ」といひし事著し。今それらに准じて「イハタノオホキミ」とよむべし。この王の事、史に所傳なし。知るべからず。しかも男女の區別もさだかならず。下の「四二二」の歌の詞によれば、男王にますが如し。

○卒之時「卒」は喪葬令に凡百官身亡者親王及三位以上稱薨、五位以上及皇親稱卒とあり。これは皇親の物故をいふ所なれば、この文字によりてこの王を必ずしも五位以上といふべからず。皇親は無位にても「卒」といふべければなり。よみ方は童蒙抄に「マカル」とよみたれど、いかゞなり。「スギタマヘルトキ」若くは「マカリタマヘルトキ」といふべきなり。その卒去の時は、もとより明らかならねど、下にこの王の卒去を山前王の傷みてよまれたる歌あり。山前王は養老七年二月に卒せられし人なれば、その前の事なるは明かなり。

○丹生王 流布本「丹生」とのみありて「王」字なし。されど古寫本のすべてに「王」字あるによりて補へり。これを考は「女王」の二字の脱せるものとし、略解、攷證等これに依りたれど他に證なきなり。本集卷四「五三三」の作者「卷八」「二六一」の作者等に丹生女王あるによりて、こゝもその丹生女王ならむと攷證にいへり。女王を王とのみかける例なきにあらねば、さる事なしとは斷言すべきにあらねど、又必ず女王なりとも斷言すべからず。この故に代匠記の如く未詳とするを穩かなりとす。その傳ももとより詳かならず。

(四二〇)

名湯竹乃十縁皇子狹丹頰相吾大王者隱久乃始瀨乃山爾神左備爾伊都
 伎坐等玉梓乃人曾言鶴於余頭禮可吾聞都流狂言加我聞都流母天地爾
 悔事乃世間乃悔言者天雲乃曾久敵能極天地乃至流左右二杖策毛不衝
 毛去而夕衢占問石卜以而吾屋戶爾御諸乎立而枕邊爾齊戶乎居竹玉乎
 無間貫垂木綿手次可比奈爾懸而天有左佐羅能小野之七相菅手取持而
 久堅乃天川原爾出立而潔身而麻之乎高山乃石穗乃上爾伊座都流香物。

○名湯竹乃十縁皇子「ナユタケフトヲヨルミコ」とよむ。この語は卷二二一七に「奈用竹乃騰遠
 依子等」といへるに准じて知るべし。「ナユタケ」とは既にいへる如く、今いふ女竹にしてこれは
 その姿の女竹のたわたわとしたる如く容貌のしなやかなよやかなるをいふなれば、この皇
 子は女王にましますが如くにも見ゆ。「皇子」は文字のまゝにては天皇の御子に限りて諸王に
 は用ゐるべきにあらねど、こゝはただ「ミコ」といふ語にあてたるに止まるべし。然るに、下の「四
 二三」の歌によれば女王にはあらで男王にましますが如し。

○狹丹頰相 流布本「サモツラフ」とあれど、モは「ニ」の誤なること著しく、古寫本等皆正し。この語
 の例は卷四、五〇九に「狹丹頰相紐解不離」と書けると、卷十二、三一四四に「左丹頰合紐開不離懸流

比目」とあるは「紐」に關する場合にして、卷十六、三八一―に「左丹通良布君之三言等」卷十一、九一―
 に「左丹頰經妹乎念登卷十六、三八一―に「散追良布君爾依而會長欲爲卷十三、三二七六に「散鈎相
 君名曰者」とあるは、このこと同じく人にいふ場合なり。又卷六、一〇五三に「狹丹頰歷黃葉散乍」と
 あるは、黃葉に關する場合にして、卷十一、二五二三に「散頰相色者不出」とあるは、色の様をいふも
 のと見ゆ。これらの例を見れば、「サニツラフ」といふ語の用ゐられしことを見るべきが、今この
 字面を見るに「狹は「サ」丹は「ニ」なることいふまでもなく、頰は卷二、一九六の「益目頰染」の下にいへ
 る如く、古語「豆良」といひたり。「相は「ア」の語をとりて「頰相」ツラアフ」とつゞけて「ツラフ」といふ
 語にあてしなり。さてこの語の意如何といふに冠辭考に「さはこと發す詞丹つらふは丹著く
 るといふに同じ。音を通はし延べてにつらふとはいふ。さて艶やかに色づける顔ばせをい
 ひて、他國に紅顔といふが如し。又紅なる色には黃葉色、紐などにもいへり」といひ、鹿持の枕詞
 解には「狹は例の美稱丹は字の意、頰相は借字引を引豆良布舉を舉都良布云を云豆良布などい
 ふ豆良布に同じくして其形容をいふ詞なり」といへり。冠辭考の語源の解は從ひかねたれど、
 その例はいはれたりといふべく、枕詞解の語の成立についての説また參考とすべし。按ずる
 にこれは先づ「サニ」といふ語ありて、その例は卷七、一三七六に「山跡之宇陀乃眞赤土左丹著者」又
 「左丹塗」卷八、一五二〇「卷九、一七四二」狹丹塗「卷九、一七八〇」左丹漆「卷十三、三二九九」等の「サニ
 にして「丹」のよきものをさす語といふべし。その「サニ」に「ツラフ」といふ接尾辭の加はりて生じ
 たる語なるべきが、その意は丹のうるはしき色即ち赤色のつやよくあらはれたるをいふなる

べし。かくてその用例を見るに「サニツラフ紅葉」卷六一〇五三は紅葉の赤色なるをいひ、「サニツラフ紐」卷四五〇五卷十二三一一四四は赤色のうるはしき紐をいふべし。かくて人についてのその例を見るに卷十六三八一一三三八一三のはその夫についていひ、卷十一九一一のは妹についていひたるが、これらすべてその容顔について血色のうるはしきをいへるなれば、従來の如く、これを枕詞といはむは當らず。ただ卷十一二五二三の「サニヅラフ色には出でじ」といふは「色」といふ語の枕詞といはざるべからねど、他は實質を示す語と見ずば、不可なり。今のことは明かに、容顔のうるはしき好人をいふ語なることを見るべし。

○吾大王者 「ワガオホキミハ」とよむ。「吾大王」の例は既に屢いでたり。

○隠久乃 「コモリクノ」とよむ。この語は卷一四五に「隱口乃」七九に「隱國乃」とありて、その意と「ハツセ」の枕詞とする事とは既にいへり。

○始瀨乃山爾 「ハツセノヤマニ」とよむ。「ハツセ」は「初瀨」泊瀨ともかけど、又「始瀨」もかくことの例は卷七二〇九五に「隱口乃始瀨之檜原」あり。又「始瀨」卷八二六一四「始音」卷十一九三九「梅始花」卷八二六五一「始春」卷二十四四九三などあり。ハツセの山は卷一四五にはじめて見えたが、そこは今の初瀨町よりも西なる地域をさしたりと思はれたるが、ここは今の初瀨町の後なる山を主としていへるか、はたそれよりも汎き地域をさせるか明かならず。

○神左備爾 舊訓「カミサビニ」とよめり。この「爾」をば玉の小琴は「而か氏かの誤也」といひ、古義は「手の誤にて、カムサビテなるべし」といひたり。されど、いづれの本にもかゝる例なければ従ひ

がたし。「神佐備」は卷一三八四五の「神佐備世須」五二の「神佐備立有」の例によりて、「カムサビ」とよむべし。この語は元來上二段活用の動詞なるが、ここにはその連用形を以て、「格助詞」につづけたり。これが意如何といふに、これは余が所謂目的準體言にして、卷一八四の「妻戀爾鹿鳴將山曾」卷二二一六四の「奈何可來計武馬疲爾」卷四七四四に「暮去者屋戸開設而吾將待夢爾相見二將來云比登乎」六二六に「君爾因言之繁乎古郷之明日香乃河爾潔身爲爾去」七七七に「吾妹子之屋戸乃笛乎見爾往者蓋從門將返却可聞」卷六九三五に「見爾將去餘四能無者」九三六に「玉藻刈海未通女等見爾將去」卷七一四七に「暇有者拾爾將往住吉之岸因云戀忘貝」二一五二に「梶之音曾髣髴爲鳴海未通女與藻刈爾舟出爲等思母」卷十二〇一四に「吾等待之白芽子開奴今谷毛爾寶比爾往奈越方人通」二一七六に「白露者置穗田無跡告爾來良思」卷十七三九九四に「之良奈美能與世久流多麻毛余能安比太母都藝底民仁許武吉欲伎波麻備乎」など例多く一々あぐべからず。ここは下の「イツク」ことの目的が「神サビ」にあるにて、「神サブル爲に」といふが如き意なりとす。「神サビ」の例は卷一以下屢あらはれ、この卷に既にいでたる例も、二四五、二五九、三一七、三二二あり。神としてましますといふ程の意と見て可なり。

○伊都伎坐等 「イツキイマスト」とよむ。攷證は「イツキマセリ」とよむべしといへり。その攷證の説く所は「諸注みな舊訓のまゝにて何ともいはずはざるはいぶかし。いつきいますとは外より云言にてかの王のことにいつかれまします事にはあらざれば、ここに叶ひがたし。さればいつきませりと訓べし。こは人ありて、かの王を泊瀨山に御墓を造りて齋きまさしめたりとい

ふ意なるべし」といへり。この事一往はいはれたる如くなれど、その批難は「イマス」とよみても「マセリ」とよみても同じことなり。攷證の説を徹底せしめむには坐を下二段活用語として「イツキマセタリ」とよむべきならむが、しか「マセタリ」といふを「坐」一字にて書きたる例なく、又しか書かむも無理なり。されば結局舊訓のまゝにてこの意を考ふべし。さて立ちかへりて攷證の論ずる所を更に檢するに、そのよみ方は賛成すべからねど、その舊説に對しての批難は一往當れりとすべし。この「イツキイマス」をそのまゝにし、又上の「皇子即ち大王は」をば主格とする時は、他の方が「石田王によりて神としていつかれましますとせざるべからず。若し又、石田王が主格にして他に客たる人なきものとせば、「イツカレマス」とせざるべからざる道理なり。然れども、上の二者いづれも成立すべからざるものなれば、このまゝにして、その意を説かざるべからず。惟ふにここに似たる語遣の例卷二の高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌(一九九)にあり。それは「言左敝久百濟之原從神葬葬伊座而云々」とある所なり。これも昔より「ハフリイマシテ」とよみたるを近時「イマセテ」とよむべしといひて種々の論も起りたれど、その所にて既に論じたるが如く、その皇太子の御葬は臣下のすべきことにあらねば、即ち宮中にて御葬を營み給ふが故にかく敬語を用ゐたるなるが、ここもそこにおなじく、その使者の言として、吾石田王をば、初瀬山に神としていつき給へりといひたるなり。即ちこの「等」以上が、使者の言なれば、「イツキ坐ス」と敬語を用ゐるも理由あることなり。從來の説一もこれをいはず、攷證も折角考を立てたれど、使者の言と思はざりしかば、如上の誤も生じたるなり。即

ちこの使者の言として見れば吾大王者は論理上の主格にあらずして、わが所謂提示語たるものたりとす。然してかく解する時に何等の無理も矛盾も存せずして古來の訓を是認すべきなり。「イツク」は卷二、一九九の「渡會齊宮」の下にいへり。

○玉梓乃人會言鶴 「タマヅサノヒトゾイヒツル」とよむ。「玉梓乃」は使の枕詞にしてその意は卷二の「二〇七」の「玉梓之使乃言者」の下にいへり。さて正しくは「玉梓乃使乃人」といふべきを直ちに「玉梓乃人」といへるは、上の「四一四」の「足日本能石根」といへるに似たる語遣にして、その「使」を略して「玉梓」を以て直ちに「使」の意にせるなり。この卷「四五四」に「玉梓乃事太爾不告往公鴨」といへるも趣稍似たり。

○於余頭禮可吾聞都流 「オヨヅレカワガキキツル」とよむ。「オヨヅレ」といふ語は卷十七、三九五七に「於餘豆禮能多婆許登等可毛」續紀實龜二年二月左大臣藤原永手薨時の宣命に「於與豆禮加母多波許止乎加母」天應元年二月三品能登内親王薨時の詔に「於與豆禮加毛年高久成多流朕乎置且罷麻之奴止云々」あり。又この卷「四七五」にある「逆言之枉言登加聞云々」卷七、一四九八に「枉言香逆言哉隱口乃泊瀬山爾盧爲云」卷十九、四二一四に「枉言哉人之云都流逆言乎人之告都流」とある「逆言」をも「オヨヅレ」とも「オヨツレゴト」とも古來よみ來れり。日本紀天智天皇九年正月に「禁斷誣妄妖僞」とある「妖僞」天武天皇四年十一月に「有人登宮東岳妖言而自刎死」とある「妖言」をも「オヨヅレ」とよみ來れり。この語は後世に例を見ざれば、確かなることは知りたけれど、逆言「妖言」妖僞とかける字面を見てその意をさとるべし。妖言は支那にても用ゐる語にして、妄言

即ち不經の言をいふなるべし。「オヨヅレカワガキツル」は、さる妄言をかわがきまつるにて、かは疑問の意の係助詞なれば、下を連體形にて「ツル」と結べるなり。

○狂言加 流布本「狂言」とし、「マカコトカ」とよみたるを、玉の小琴は「狂」は「狂」の誤として「タハコトカ」とよむべしといひ、攷證はこの字のままにて「タハコトカ」と訓すべしといへり。今その「狂」字を見るに、神田本、温故堂本には「狂」とし、大矢本は「狂」とし、細井本、活字素本には「任」とせり。「任」にては義をなさねば、これは誤なること著しきが、他は「狂言」にても「狂言」にても意をなさずとはいひがたし。今、本書につきて見るに、この巻、次の歌四二一又四七五の「狂言」は神田本、西本願寺本、温故堂本等は「狂言」とし、又卷七一四〇八の「狂言」は類聚古集、神田本、西本願寺本等は「狂言」とし、卷十三三三三三三三四の「狂言」は天治本、西本願寺本、大矢本等は「狂言」とし、卷十九四二一四の「狂言」は温故堂本、京都大學本等は「狂言」とせり。この他「狂言」とかけるも間々あれど、これは古寫本の最大多數につきて「狂言」といふ文字を正しとすべく、その他は類字なれば誤れりとすべし。而してかく「狂言」とかくときは「マガゴト」といふべからずして「タハレタル言」の義として「タハゴト」とよむべし。而して上にも引けるごとく「オヨヅレ」と相對したるものはみな「タハゴト」とかくか、若くはしかよみ來れり。「タハゴト」といふ例は新撰字鏡にも「誰」に「久知波志留又太波已止又久留比天毛乃云」と注し、「訛謔」に注して「太波事」と注せり。「加は上の「カ」と同じく「チカ」といふべき場合のものなり。

○我聞都流母 「ワガキツルモ」とよむ。これは上の「吾聞都流」に「モ」の一語加はれる相違あり。

この「モ」は係助詞にして、往々かく用言にて終止するものの下につきて感動を強むる意を寓することあり。通常はその終止形につきて終止するものなれども、また、この如く係結の關係によりて特別の形をなせる終止の下にもつく。ここは上に「狂言カ」といへる「カ」の係によりて「聞都流」を連體形にて結べるその下につけるなり。かゝる例は卷十五三六八四に「奈會許已波伊能彌良要奴毛」あり。以上第一段、石田王の計報を聞き驚きたることを叙す。

○天地爾 「アメツチニ」とよむべし。攷證には「アメツチノ」とよみて理由をいはず。本集中「天地ニ悔シキコト」といへるは「このみにして他は「天地ノ悔シキコト」といへるなれば、ノの方よきやうにも思はるべけれど、「爾」は「ノ」とよむべき字にあらねばなほ舊の如く「アメツチニ」とよむべし。これは今の語にせば「天地の間に於いて」といふ程の意なり。

○悔事乃 「クヤシキコトノ」とよむ。「クヤシ」といふ語の假名書の例は、卷五七九七に「久夜斯可母可久斯良摩世婆」卷十五二五九四に「之保麻都等安里家流布禰乎思良受志旦久夜之妹乎和可禮伎爾家利」三七六九に「安波受麻爾之旦伊麻會久夜思吉」等例多し。「天地に悔しき事」とはそのくやしき事の絶大なるを形容していへるなり。ここにいふ「くやしき事」とは勿論石田王の卒去をいたみていへることなり。「悔事乃」の「の」は同じ趣なる語を上下に重ねる時にこれを連ぬる用をなすのなり。

○世間乃 「ヨノナカノ」とよむ。「世間」を「ヨノナカ」とよむことは卷二二一〇にいへり。これも上の「天地」といへるに似たれど、ここは「の」とあれば、これは下の「悔言」の連體格たり。

○悔言者「クヤシキコトハ」とよむ。上の「悔事」とかけると文字異なれど、意同じ。「言は、コト」といふ音をかりたるにて「事」の意なり。以上四句に「天地ニ悔シキ事ノ世間ノ悔シキ事」といへるはその悔しさの絶大なるをいへるにて「天地間に於いて最も悔しき事」として又「世間に於いて最も悔しき事」といへるなり。さて、ここに「云々の事は」といひて、次下に、その説明をあげむとせるが、之につきて攷證は「この下の潔身而麻之乎」といふへかけて聞べし」といへり。されど、新考には「クヤシキ事ハは俗のクヤシキ事ニハの意にて、アマグモノ以下二十四句を隔ててタカヤマノ云云にかゝれりと見るより外なし」といへるが、この説を當れりとす。

○天雲乃「アマグモノ」なり。「天雲は卷二、一六七、二九九、二〇五等にあり。

○曾久能極「ソクヘノキハミ」とよむ。「ソクヘ」といふ語の假名書の例はこれ一なれど、卷四、五、五三に「天雲乃遠隔乃極」卷九、一八〇一の「天雲乃退部乃限」と同じ語と見え、又卷十七、三九六四に「山河乃曾伎能乎登保美」卷十九、四二四七に「天雲能曾伎能伎波美」の「ソクヘ」と同じといへり。

これらの語の意は上の例どもにて略推測しうべきが、その語の源は代匠記に「そくへはしりへの意なり。天雲の退そき至りてはつる所をいへり」といひ、攷證は古事記傳(卷三)の説に基づきて「曾伎能とは底方の意にて何にまれ、物の至りきはまる所を底」といふも、そき、そこ普通なる事十五^丁四^冊に「安米都知乃曾許比能宇良爾云々」とあると、六^丁廿^五に「山乃曾伎野之衣寸見世常云々」とを照して、そき、そこ同じ言なるを知るべし」といへり。されど、「ソキ」は元來「ソク」といふ用言に基づくものにて、「ソコ」といふ體言とは同一なりといふべからず。「ソク」といふ用言の例は古

事記仁徳條の「夜麻登幣通爾斯布岐阿宜豆、攻毛婆那禮曾岐袁理登母和禮和須禮米夜」あり。これは、シリゾクなどの「ソク」の源をなせる語にして四段活用と見えたり。さてその連用形を以て體言とせるが、卷六、九七一の「山乃曾伎野之衣寸見世常云々」の「ソキ」にしてその「ソキ」に「方」を加へたるが、上にあげたる卷十七、三九六四、卷十九、四二四七の「曾伎能」なりとす。さてこの「ソクヘ」はその「ソキヘ」の音轉とも見られ、又「ソコヘ」の音轉とも見らるべきなれど、「ソコヘ」といへる語は例なくして、又「ソキヘ」の音轉と認めざるべからざる理由もなし。按ずるに、これは新考にいへる如く、或は天雲の退く方にて「ソク」は連體形にてあるべし。かくて、その意は古事記の歌の如く天の雲のはなれ退きてある所をいふにて、卷九の「退部」とかけるはその「ソキ」といふ語に基きて書けるもの、卷四の「遠隔」はその全體の語意を以てかけるものならむ。「極」を「キハミ」とよむことは卷二、一六七の「天地之依相之極」の下にいへり。

○天地乃至流左右二「アマツチノイタレルマデニ」とよむ。「左右をマデ」とよむことは卷一、三四の「幾代左右二賀」の下にいへり。天地の至りてあるはてまでにといふ程の意なり。

○杖策毛「ツエツキモ」とよみ來れり。「杖」も「策」も體言としては「ツエ」とよみ、用言としては「ツエツク」とよみうる文字なり。「杖」は和名鈔に「都惠の訓ありて今も體言として用ゐるが普通なれど、説文には「持也」とあれば、元來用言たるものなり。されば「杖策」の二字にて「ツエツク」とよむことは「策」を體言とし、「杖」を用言としたるものなるが、これは元來漢文に慣用例あるを襲用したるなり。莊子讓王に「大王亶父居邠、狄人攻之、大王杖策而去之、民相連而從之」とあるを淮南子道應訓

には之によりて「杖策」と書けり。後漢書鄧禹傳に「及聞光武安集河北即杖策北渡追及於鄴」とあり。又文選なる左思招隱詩に「杖策招隱士荒塗橫古今」といひ、大唐西域記卷十羯羅拏蘇伐刺那國の條にも「有一外道腹銅鑠首載明炬杖策高步來入此城」ともあり。さてこの句は次の句の「不衝毛」と相並んで「去而につづくなり」。

○不衝毛去而　ツカズモユキテとよむ。「衝をツク」とよむことは卷二「二一〇」の「氣衝明之」「二一三」の「息衝明之」あり。さてこの上よりの句は卷十三「三三一」九に「杖衝毛不衝毛吾者行目友」とあるものに似たるが杖をついても去き又杖をつかずしても行きといふ意になるが、これはあらゆる手段にて天雲のそくへの極天地の至れる所までに行かむといふ意をあらはせるなり。

○夕衝占問　古來「ユフケトヒ」とよみ來れり。「ユフケ」といふ語のありしは卷十四「三四六九」に「由布氣爾毛許余比登乃良路」卷十七「三九七八」に「可度爾多知由布氣刀比都追」といふ例にて知るべく、その事は「夕ト」卷十一「二六一」「二六二五」夕占「卷四七三六卷十一」「二五〇六卷十六」「三八一一」などかけるとこの文字にて略意を察しうべし。代匠記には「夕占と、辻占を問なり。末に道行占ともよめり」といひ「路往占卷十一」「二五〇七」たるが、その初稿本には「ゆふけとひつじうら」を問ことなり。占をきかむとするものは夕さりつかたちまたに出てきくなり。よりてゆふけとふとも、又ゆふうらともよめりといへり。拾芥抄「上本諸頌」に「問夕食歌」とありて、
フケトサヤユフケノ神ニ物トエハ道行人ヨウラマサニセヨ、
見女子云掃黃櫨女三人向三辻問之、又午歲、女午、日間之、

今案三度誦此歌作場散米、鳴、櫛齒三度後境内來人答、爲内人言語、問、推吉凶とあり。この歌は誤謬ありと見ゆるが、二中歴には「夕食問時誦」として

布奈止佐倍、由不介乃加美爾毛乃止八々、美知由久比止與字良末佐爾世與

説云、三度誦此歌作場散米、鳴、櫛齒、後境内來、若屋内人言語、問、天知吉凶とあれば、拾芥鈔の説の根本はこの二中歴に既に存すといふべし。二中歴は、三善爲康の撰にして、鳥羽崇徳の頃に成りしものなれど、この夕食の占の如きは、古代のものを繼承せしものたること疑ふべからず。もとよりこの所傳が、古代のものそのまゝにして一毫も違はずとはいひがたきことなれど、大體は異なることなしと思ひてよからむ。されば、夕に衝に立て占ふが故にここに夕衝占とかけるは正しく意味をあらはしたる字面といふべく、衝とある以上、辻に立てりしことも知らる。而して、それにはある塚を限りて、その地域内に入り來る人、又はその域内の人の語る語によりて吉凶を判断せむとせりと思はる。後世「ソジウラ」といふ語の生ずる基もここにあるものならむ。大鏡五にもゆふけをとひたる記事あり。

○石ト以而　古來「イシウラモチテ」とよめり。古義は「以は問、字の誤にてイシウラトヒテ」にてはあらぬにやと景井云りといへり。されど、さる本一もなく、又このまゝにても意通ずれば誤にあらじ。思ふに、上の「夕衝占問」とこの「石ト以而」とは二句一意をなすものにして、夕衝占ひを問ひ以ちて「石トを問ひ以ちて」といふことをば、言を簡にして、語を分ちていへるならむ。石トといふことは本集にはここ一のみなるが、その事は如何なるわざをせしにか。雅言集覽は「足占